

— 目 次 —

(12月8日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	4
出 席 議 員	7
欠 席 議 員	7
議会事務局職員出席者	7
説明のために出席した者	8
開会、開議宣告	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議長の諸般報告	9
市長の行政報告	9
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	14
議会改革特別委員会の閉会中の調査報告	16
いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告	17
対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告	22
認定第1号	24
認定第2号	26
認定第3号	26
認定第4号	26
認定第5号	26
認定第6号	26
認定第7号	26
認定第8号	26
認定第9号	26
認定第10号	26
認定第11号	26
請願第1号	31

承認第12号	32
承認第13号	32
承認第14号	32
議案第83号	36
議案第84号	46
議案第85号	46
議案第86号	46
議案第87号	46
議案第88号	46
議案第89号	46
議案第90号	46
議案第91号	56
議案第92号	56
議案第93号	56
議案第94号	56
議案第95号	56
議案第96号	56
議案第97号	65
議案第98号	66
議案第99号	71
議案第100号	71
議案第101号	71
議案第102号	71
議案第103号	71
議案第104号	71
議案第105号	71
議案第106号	71
議案第107号	72
議案第108号	72
議案第109号	74
議案第110号	74
議案第111号	74

議案第112号	77
議案第113号	79
議案第114号	79
議案第115号	82
発議第4号	83
請願第2号	84
散会	85

(12月11日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員	87
欠席議員	87
議会事務局職員出席者	87
説明のために出席した者	88
開議宣告	88
市政一般質問	88
3番 入江 有紀君	89
17番 大部 初幸君	100
2番 小島 徳重君	108
議員入江有紀君に対する懲罰動議	121
散会	126

(12月14日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
議会事務局職員出席者	127
説明のために出席した者	128
開議宣告	128
市政一般質問	128

15番 大浦 孝司君	129
6番 脇本 啓喜君	139
11番 上野洋次郎君	151
散 会	155

(12月18日)

議 事 日 程	157
本日の会議に付した事件	157
出 席 議 員	158
欠 席 議 員	158
議会事務局職員出席者	158
説明のために出席した者	158
開議宣告	159
議案第83号	159
議案第97号	159
議案第98号	159
議案第109号	159
発委第3号	168
委員会の閉会中の継続審査について	169
請願第2号	170
発議第5号	173
閉 会	178
署 名	179

対馬市告示第81号

平成27年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年11月27日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成27年12月8日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
淵上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
小宮 教義君	初村 久藏君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 栄君
作元 義文君	山本 輝昭君
堀江 政武君	

○12月11日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○12月14日に応招しなかった議員

齋藤 久光君

平成27年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成27年12月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第9 認定第1号 平成26年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成26年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

算の認定について

- 日程第19 認定第11号 平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 請願第1号 対馬市議会議員の定数削減を求める請願
- 日程第21 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第22 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第23 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号））
- 日程第24 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第84号 平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第85号 平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第86号 平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第87号 平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第88号 平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第89号 平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第90号 平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第91号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第92号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第93号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第94号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第95号 対馬市へき地保育所条例
- 日程第37 議案第96号 対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例
- 日程第38 議案第97号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第39 議案第98号 第2次対馬市総合計画について

- 日程第40 議案第99号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第100号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第101号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第102号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第103号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第104号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第105号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第106号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第107号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第108号 対馬市大增地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第109号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第110号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第111号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第112号 財産の処分について
- 日程第54 議案第113号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(大船越地区)
- 日程第55 議案第114号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(網代地区)
- 日程第56 議案第115号 長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置について
- 日程第57 発議第4号 対馬市伝統的町並み保存条例について
- 日程第58 請願第2号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての
請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告

- 日程第7 いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第9 認定第1号 平成26年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成26年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第11号 平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 請願第1号 対馬市議会議員の定数削減を求める請願
- 日程第21 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第22 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第23 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号））
- 日程第24 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第84号 平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第85号 平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第

- 1号)
- 日程第27 議案第86号 平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第87号 平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第88号 平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第89号 平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第90号 平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第91号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第92号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第93号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第94号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第95号 対馬市へき地保育所条例
- 日程第37 議案第96号 対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例
- 日程第38 議案第97号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第39 議案第98号 第2次対馬市総合計画について
- 日程第40 議案第99号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第100号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第101号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第102号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第103号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第104号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第105号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第106号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第107号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第108号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について

- 日程第50 議案第109号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第110号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第111号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第112号 財産の処分について
- 日程第54 議案第113号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(大船越地区)
- 日程第55 議案第114号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(網代地区)
- 日程第56 議案第115号 長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置について
- 日程第57 発議第4号 対馬市伝統的町並み保存条例について
- 日程第58 請願第2号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての
請願書

出席議員 (21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 神宮 満也君 次長 糸瀬 美也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日 亀剛一君

午前10時00分開会

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

配付しております議案中、議案第92号及び議案第95号について、本日配付の正誤表のとおり訂正の申し出がっております。上程前であり、議長がこれを許可しておりますので、御了承願います。

ただいまから平成27年第4回対馬市議会定例会を開会します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 政武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、大部初幸君及び兵頭栄君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（堀江 政武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付いたしております会期日程案のとおり、本日から12月18日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月18日までの11日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（堀江 政武君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

また、11月24日の全員協議会で決定されました対馬南警察署の石堀復元に関する要望書については、11月27日に対馬南警察署に持参いたしました。その後、12月3日に要望どおり、もとの石堀に復元されるとの回答がありましたので報告いたします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から委員派遣に関する調査報告の提出があつておりますので報告します。

総務文教常任委員会は、島根県松江市を訪問し、松江歴史館について、厚生常任委員会は、熊本県菊池市、山鹿市を訪問し、高齢者福祉事業の取り組みについて、産業建設常任委員会は、山口県長門市、下関市を訪問し、水産物の販路拡大、種苗生産、販売状況について視察、調査研究を行っております。

また、議会運営委員会は、大分県佐伯市、豊後大野市及び福岡県古賀市を訪問し、議会改革について、それぞれ視察、調査研究を行っております。

詳細につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（堀江 政武君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに、平成27年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、去る10月25日開催の「対馬国境花火大会」において、花火の火の粉が草むらに燃え移り、約1ヘクタールの民有地を焼失させてしまう事態となりました。地権者様には大変な御迷惑を、また市民の皆様には御心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。あわせて、出火後、懸命な消火活動に当たっていただきました消防団の皆様には衷心より御礼を申し上げます。

事件後、大会実行委員会において、綿密な検証を行い、再発防止策等について整理されたところです。

次に、9月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、総務部関連でございます。

九州交響楽団による瀬地区慰問演奏会についてです。

9月の集中豪雨により、多大な被害を受けた厳原町瀬地区において、12月5日、九州交響楽団のメンバー9名による慰問演奏会が開催されました。これは翌6日に対馬市公会堂で開催した「音楽でつなぐ島の絆コンサート」の本番前夜の貴重な時間に、九響団員皆様の御好意により実現したものであります。

会場となった瀬ふれあいセンターホールは、地域の方々や復旧に携わった皆様であふれ、クラシックの名曲や東日本大震災の復興支援ソングであります「花は咲く」に加え、唱歌「ふるさと」などを演奏いただきました。

音楽を通して瀬地区を励ましたい、応援したいとの演奏者の思いが会場いっぱいに響き渡り、来場者・演奏者ともに感動の涙に包まれる演奏会となりました。

被災以来、約100日にわたって御苦勞が続く瀬地区の皆様のをいくばくかのお慰めできたのではないかと存じます。

この場をお借りして、御理解と御協力をいただきました関係者皆様、演奏をいただきました九州交響楽団に心より感謝申し上げます。

次に、総合政策部関連でございます。

対馬市と沖縄県竹富町とのヤマネコ愛ランド共同宣言についてでございます。

平成27年10月8日、イリオモテヤマネコの発見から50年を契機に、イリオモテヤマネコの生息地である沖縄県竹富町とツシマヤマネコの生息地である対馬市との間で、ヤマネコ愛ラン

ド共同宣言を行いました。

この共同宣言では、国内に2種類のヤマネコが存在を広くPRするとともに、関係機関が連携しヤマネコの保全を行っていくことを宣言しております。

今後、両市町が人とヤマネコが共生できる環境づくりを目指すこととし、ツシマヤマネコの認知度向上とツシマヤマネコの生息地である対馬の豊かな自然をPRしてまいります。

次に、10月16日に京都府立植物園との間で絶滅危惧植物の保全に係る連携協定を締結いたしました。

この協定では、日本植物園協会が位置づける植物多様性保全拠点園として整備された絶滅危惧植物保全温室において、絶滅の危機にさらされている対馬の固有植物や希少植物の保存を目的とする調査研究において連携した取り組みを推進することを定めております。

今後、京都府立植物園では絶滅危惧種の保存を通じて、対馬の希少植物等生物の種の保全に貢献いただき、市においては、生態系の基礎となる多様な植物の保全を図るため同植物園と連携した事業推進に努めてまいります。

次に、市民生活部関連でございます。

年金委員の設置についてでございますが、対馬市では、かねてより、年金委員の設置に取り組んでまいりましたが、本年10月、24名の民生委員の皆様から就任の承諾をいただき、11月30日、厚生労働大臣からの委嘱状伝達式を行いました。

任期は、平成27年10月30日から平成30年10月29日までの3カ年であります。今後は、年金委員の皆様のお力添えをいただき、長崎北年金事務所とも連携を図りながら、年金制度の周知・啓発に努めてまいります。

次に、福祉部関連でございます。

本年度の対馬市戦没者追悼式を10月23日に豊玉総合運動公園体育館において実施いたしました。

式典には、およそ300名の御遺族皆様の列席を仰ぎ、さきの大戦等において、祖国のために尊い命を犠牲にされた本市出身の戦没者の方々の御英霊をしのび、あわせて恒久の平和を祈念しました。

また、ことしは戦後70年の節目の年に当たり、初めての試みといたしまして、地元の豊玉小学校5年、6年生の児童45名が献花を行いました。列席者の皆様からも「大変よかった」との感想を頂戴したところであります。御遺族が年々高齢化していく中、戦争犠牲者への追悼の思いと平和の尊さを次の世代を担う子どもたちに継承していくためにも、意義深いものとなりました。

次に、農林水産部関連でございます。

2015釜山国際水産貿易EXPOについてでございます。

本年10月29日から31日にかけて開催されました釜山国際水産貿易EXPOに、対馬漁業協同組合長会の部原会長を団長として、漁協職員や加工業者、対馬振興局職員など19名が参加しました。

期間中、鮮魚や加工品の展示・商談・試食を行い、あわせて、対馬物産品の展示及び観光客誘致に向けた観光パンフレットの配布を行いました。

結果として、商談成立には至りませんでした。約60社との商談が行われ、延べ1,270人の来場者に試食を体験していただきました。

さらに、今回の展示会において輸出に関する幾つかの課題が浮き彫りとなりましたので、今後、国や県の協力をいただきながら、関係者を交えて課題の解決に向けた協議を行い、官民一体となって、韓国への水産物輸出拡大を図ってまいります。

次に、対馬食通祭についてでございます。

この事業は、地産地消を推進するため、平成25年度から実施し、今年度が最終年となります。過去2年間、食を通じ第1次産業の振興と地域活性化を図りつつ、対馬産農林水産物の消費拡大と需要拡大を図るため、さまざまなイベントを島内外で繰り広げてまいりました。

去る11月22日、厳原町漁協におけるオープニングイベントに始まり、マグロの解体ショーや鮮魚をはじめとした農林水産物の即売会、加工品の販売、アラ鍋の試食、魚のつかみ取りなど盛りだくさんの内容で、延べ1,000人以上の来客でにぎわいました。

また、12月19日、20日の中間イベント、年明けの1月24日にエンディングイベントを予定しております。この3カ月の期間中、41店舗の食通祭加盟店と5店舗の加工販売店が参加し、対馬産農林水産物を活用した料理や加工品が提供され、島内におけるPR推進とさらなる消費拡大につながるものと確信しております。

次に、農林水産祭天皇杯の受賞についてでございます。

本市の水産業は、水産資源の減少や担い手不足など非常に厳しい環境下にあります。そのような中、有限会社対馬かまぼこ店代表、島居孝廣氏が農林水産祭で最高位の天皇杯の栄誉に輝かれました。

天皇杯は、過去1年間の農林水産祭において農林水産大臣賞を受賞した491点の中から、水産部門・農林部門など計7部門にそれぞれ授与されるもので大変な栄誉であり、今回の快挙は、本市において平成24年度以来3回目となり、市民にとって大変明るい話題であり、大変喜ばしく思っております。

島居氏は、一般的に調理が難しいと言われるアナゴの刺身を自宅で手軽に味わえるよう加工品開発を行い、その技術力と味わいが高く評価されたものです。

また、この受賞が、現状の本市水産業において大きな刺激となり、生産者の生産意欲と所得向

上につながることを切に願っております。

次に、建設部関連でございます。

都市計画区域の拡大についてでございますが、現在の巖原市街地から雞知地区周辺まで拡大することを検討してきたところでございますが、その検討結果について御報告を申し上げます。

御承知のとおり、都市計画区域の指定においては、一定規模以上の開発行為や建物の建築に際し、一定の制限が課されることとなりますが、一方、都市の良好な景観の保全・形成が図られることと防災性の向上、安全性、快適性及び利便性の保持などの観点から非常に重要なものと位置づけております。

しかしながら、その指定に当たっては、そこにお住まいの市民の意向が最優先されるべきと考え、平成23年7月に根緒、雞知、大船越の3地区で、平成24年3月には雞知市内3カ所で説明会を開催したところでございますが、いずれの会場においても出席者は少数でありました。

その後、平成25年2月、1,604世帯を対象に実施したアンケート調査の回収率も低調な結果となりましたが、その一方、回答者の半数以上の方が「説明会が開催されることを知らなかった」との意見が寄せられました。

これを受けて、地元区長さんへ「区民皆様の説明会への出席」のお声かけをお願いし、去る9月2日、再度、雞知地区において意見交換会を開催したところです。

当日は、根緒地区と雞知地区から、36名の市民の皆様に御出席をいただき意見交換を行いました。区域指定に対しては慎重論が多く寄せられ、同区域指定に対する御理解を得られませんでした。

結論として、雞知地区までの都市計画区域の拡大については一旦見送ることとし、今後の社会情勢を見極めながら必要に応じ、対応してまいりたいと思います。

次に、対馬南警察署の石塀についてでございます。

国道382号拡幅事業に伴い、対馬南警察署の石塀が撤去された後、コンクリート擁壁で復旧がなされるという新聞報道等により市民の皆様には大変ご心配をおかけしておりますが、巖原城下町の景観を損ねることを危惧する市民の皆様の石塀復元を求める署名活動や議会及び都市計画審議会からの要望活動が実り、県警本部の方針を変更していただくこととなりました。

予定していたコンクリート擁壁の施工方法を取りやめ、撤去前の石塀に復旧する旨の県警本部回答を今月3日いただきましたので御報告申し上げます、あわせて市議会並びに市民の皆様のまちづくりに対する熱い思いと行動に衷心より感謝を申し上げます。

以上が行政報告でございます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分承認3件、平成27年度一般会計補正予算等8件、条例の一部改正等7件、第2次対馬市総合計画に

ついて1件、公の施設の指定管理者の指定13件、財産処分について1件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更2件、長崎県市町村行政不服審査会の共同設置について1件、合わせて36件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明をさせたいと思いますので、慎重に御審議のうえ、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成27年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成27年11月20日、文化財の保存状況の現状確認及び対馬市子ども夢づくり基金の交付状況について調査いたしました。

まず、上対馬町鱈浦の石積遺構「矢櫃」と峰町佐賀の「円通寺宗家墓地」を、教育委員会から豊田教育部長、小島文化財課長、田口係長の出席を求め、現地調査をいたしました。

石積遺構「矢櫃」は、対馬国界クラブ代表の大江正康氏に御出席・説明をいただきました。

「矢櫃」については、過去に調査された資料はなく、大江氏が単行本「中世の外国人専用港、対馬矢櫃（奇跡の港）」を発行して初めて注目を浴びた遺構であります。

説明によりますと、鱈浦の西方約2キロに鬼崎があり、付け根の入り江周辺部を矢櫃と呼んでいて、屈折した細長い浦はしけることのない天然の良港で、入り江の西海岸のほとんどに石積みがあり大規模な工事が行われていたと見てとれ、朝鮮通信使など大陸からの船を一時的に停泊させていた専用港ではないかということであります。

文化財の指定は受けていないのに、歴史的価値の潜在力を感じたところですが、松浦市の鷹島海底遺跡のように水中発掘調査になり、仮に指定を受けたとしても、技術面やコスト面などで課題が多いただろうと予想できました。

まずは、専門知識や技術等の提供を受けられるように博物館・大学等といった研究機関との連携が必要で、産学官の施策を活用して、持続可能な体制づくりを目指されるよう望みます。

県指定の史跡「円通寺宗家墓地」は、近年の鳥獣被害対策として、指定地背面を簡易な網で囲っていましたが、十分とは言えず、今夏、宝篋印塔をはじめ貴重な史跡が破損しました。また、背後地から竹が侵入し、枯れ竹が落下するなど景観も阻害し、史跡に悪影響を及ぼしている現況でありました。

このままの状況であれば、鳥獣による被害で史跡の破損等が進み、史跡の価値を著しく損なう恐れがあり、早急な改善が必要と思われます。しかし、補助事業の関係から、受益者負担が生じることが一つの課題でもあります。

まずは、所有者のお寺、そして地域の方々が、地域マネージャー等を活用した市民協働で、指定地外を含めた史跡全体の景観について対策を協議していただき、教育委員会としても、鳥獣や枯れ竹等の落下流入対策として、改めて高く丈夫なフェンスを設置するか、または指定地があまりにも急峻なため指定地を移動して整備する等、所有者の理解を求めながら、指定地外を含めた史跡全体の進めるべき整備の方向性等の方針を定めるよう望みます。

次に、対馬市子ども夢づくり補助金の交付状況について、豊田教育部長、平江生涯学習課長、村井課長補佐、永留係長の出席を求め、調査・研究をいたしました。

この補助金は、本市の学校に在学する児童生徒のスポーツや文化活動等に要する経費を支援し、子どもの夢づくりを育成するため、2億円の基金を活用し、平成26年度から事業実施しております。

今回は、生涯学習課所管のスポーツ活動、文化活動、体験活動で交付した補助金の実績と、非該当となったものを調査いたしました。

文化・スポーツ活動において、島外の大会に参加するための交通費や宿泊費等の保護者の負担を軽減することで、学校における文化・スポーツの振興が図れ、また成果を上げていることから、今後も継続していく必要がありますが、限りある財源の中、現状のままだと数年で基金の枯渇が危惧されます。

各種競技団体・学校等に年間参加計画を立ててもらい参加を一部絞り込むなど、今後は他の自治体の対応等を参考に内容の見直しが必要と思われました。

続きまして、当委員会は平成27年12月1日、長崎県立対馬歴史民俗資料館を訪問し、その運営状況等について、当資料館から龍造寺館長、四辻課長、山口主任学芸員、岩永主任に出席いただき、現地調査をいたしました。

当資料館の施設と事業の概要等を説明いただき、改めて対馬の歴史の貴重性や重要性に感動いたしました。その後、収蔵室、展示室等をくまなく視察させていただきました。貴重な資料の寄託・寄贈を適宜受けておりまして、収蔵資料が増加の一途で、床に保管せざるを得ないような状況でありました。

特に、国指定の重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存状況は、破損・虫食い等で傷んだ資料が多く、また採光・空調といった保管環境も万全とは言えず、当資料館の収納能力は限界に近づいているという説明もありました。

委員会といたしましても、国の基準に基づいた、いわゆる重要文化財でも収蔵・展示ができる施設づくりを行うべきであろうとの認識で一致したところであります。

最後になりましたが、調査・研究のためお忙しい中、御配慮いただきました対馬国界クラブ代表の大江様、円通寺様、対馬歴史民俗資料館の皆様には厚く御礼を申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第6、議会改革特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

議会改革特別委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） おはようございます。議会改革特別委員会の調査報告を行います。

議会改革特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成27年11月24日、対馬市役所豊玉庁舎3階議場において、波田委員、大部委員は欠席でありましたが、委員18名と堀江議長にも同席いただき、第7回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、1、対馬市議会の議員定数について、2、請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について、3、議会活性化部会における調査内容について、議会基本条例の制定に係る調査、研究を協議いたしましたので、その概要を報告いたします。

対馬市議会の議員定数につきましては、まず、議員定数部会長から調査報告を受けました。その関係する部分の内容は、議員定数部会では、10月5日、11月13日に対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において2回の部会を開催し、参考人からの意見聴取及び対馬市議会の議員定数について協議が行われたこと。両日とも参考人を招致し、計14人から意見を聴取した後、質疑を行ったこと。また、10月15日から10月30日まで、対馬市広報紙とホームページにおいて、対馬市議会議員の定数のあり方について市民から意見の募集を行い、10人の市民から意見の提出があり、寄せられた意見を取りまとめたものを、対馬市ホームページで公表したこと。

これまで聴取した参考人の意見や市民から提出された意見は、定数の増員や現状維持などの意見もあったが、定数を削減することが望ましいとの意見が多数を占めており、11月13日に、これまで聴取した意見等を参考として部会としての結論を出すこととし、議員定数を19人とすることが適当であるとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で議員定数を19人に削減することに決定したというものです。

部会長報告を受け、質疑、討論の後、起立による採決を行い、全会一致で、部会長報告のとおり、議員定数を19人に削減することに決定いたしました。

請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願につきましては、別途報告しますので割愛いたします。

議会活性化部会における調査内容につきましては、同部会において新たに調査・研究中の議会基本条例の制定について調査・研究することについて、議会基本条例の制定に関し、制定の是非あるいは調査・研究の方法について議会改革特別委員会での協議をお願いしたいとの部会長報告を受け、協議を行いました。「条例を制定する必要はない。」「条例制定の是非より調査・研究が先である。」「調査・研究のための新たな委員会を設置すべきである。」等の意見が出されましたが、協議の結果、新たに委員数8人による議会基本条例調査研究部会を設置して、調査・研究を行うこととし、第4回定例会の会期中に委員会を開催し、委員の選考を行うことに決定いたしました。

最後に、御多忙中にもかかわらず委員会に御出席いただき、貴重な御意見を賜りました参考人各位に対し、心からお礼申し上げ、議会改革特別委員会の調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第7、いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） おはようございます。

いづはら病院跡利用調査特別委員会の調査報告をいたします。

いづはら病院跡利用調査特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により、中間報告をいたします。

本委員会は、9月定例会において直営診療所医師の確保及び医師の派遣についての要望書を発

委により提出いたしました。その議決を受け、9月25日に正副委員長、長崎県病院企業団議員の大浦委員と上野委員及び福井保健部長の5名で、長崎県病院企業団の企業長、副企業長、総務部長及び長崎県の福祉保健部長、医療政策課長へ要望書を直接提出をいたしました。

その後、10月23日と11月24日に、豊玉庁舎3階会議室において、福井保健部長、仁位福祉部長ほか担当課長の出席を求め委員会を開催しておりますので、順を追ってその概要を報告をいたします。

まず、10月23日の委員会では、長崎県病院企業団及び長崎県福祉保健部医療政策課への要望書提出の状況を委員に報告後、無床診療所の診療体制及び医師確保の進捗状況について、また、跡利用に係る特別養護老人ホームについて、各担当部から説明を受け、そのことについて協議を行いました。

まず出県時の報告としては、長崎県病院企業団の企業長は、9月議会において、対馬病院のことで議員からの質問があった件で、対馬市長名で回答依頼が来たことに対して大変お怒りになっており、企業長と対馬市長との信頼関係が崩れてしまっていることを実感させられました。

ロシナンテスが紹介する医師については、週に1日、2日の診療業務で、それ以外は地域包括ケアに力を入れていくというような状況では診療業務は成り立たないし、それが理由で医師が不足するから医師の派遣をとということに応じることはできないことや、カルテの情報連携についても話がありました。

診療所と介護施設を並行してやっていくことで、対馬病院からの患者をそこで診ていただくことができれば協力できるということでありました。

次に、長崎県福祉保健部長、医療政策課長につきましては、介護施設については県も協議しながら積極的に取り組むとの回答でありました。

また、医師の確保について、苦慮しているので協力をお願いしたい旨、要望もいたしました。

医師確保の状況については、委員から、現在、口頭確認のみなので仮契約でもいいから正式な書面にすることはできないかとの意見が出ました。できるだけ早く協議を行ってもらい、その報告を受けるため再度委員会を招集することにいたしました。

それに伴う11月24日の委員会では、前回10月23日に報告後の無床診療所の医師の確保状況や特別養護老人ホームの公募状況について、各担当部から説明を受け、質疑を行いました。

医師確保のその後の状況については、ロシナンテスとの覚書について協議を申し出て、10月31日に市長がロシナンテス事務局に出向き、川原理事長と協議をした結果、診療体制についての意見の不一致があることで、覚書は差し控えたいとのことであり、医師の確保は困難な状況だということでもあります。

また、別ルートの医師との交渉状況は、東北の病院に勤務されている方で、対馬のことも調査

されており、現在交渉しているとのことであります。この方は、地方包括ケアについても地域で実践されており、総合医療を実践され、現在救急病棟に勤務されているとのことであります。

医師2人体制をとるべく、別にもう1人確保できるよう努力しているとのことであります。

そのほか、改修工事について予算不足が生じる見込みであるとの報告がありました。実施設計の段階になって、老朽化がひどく今後のことを考えるとこのままで使用することは難しい状態であるということがわかったため、それに伴い開院も遅れるとの報告でありました。

委員からは、開院までのスケジュールをもう一度見直す必要がある、また、医師確保についても取り組みはしているようだが、早く確定させることで看護師等の公募人数の決定や、医療器具の確保等が行われる流れになることから、少しでも早く正式な契約まで結ぶよう指摘がありました。

また、福祉部から、2回の委員会にわたって、跡利用の特別養護老人ホームについては、長崎県の長寿社会課が主体となって事務を進めていくことで、10月29日、11月9日に現地説明会を開催し、11月10日から12月18日までが公募期間であったこと、特別養護老人ホーム50床とショートステイ40床をまとめて公募が始まっていること、法人が決定するのは来年2月で、法人の報告は決定後になるだろうとの報告がありました。

委員から建物と土地の譲渡について質問があり、建物は5年更新、土地は20年更新で、更新年数は異なるがどちらも無償貸し付けとなるが、指定管理と同じようなリスク分担で契約する予定との回答がありました。今回の改修工事のみだけでなく、開設後の修繕についても法人が負担する方向で契約するよう指摘がありました。

無床診療所の開院日までのスケジュールの再検討や、医師との正式な契約等、市民の医療に対する不安解消に向けて、早急な取り組みが必要であります。

本委員会としては、このいづはら病院跡利用に関し、今後も引き続き、さらなる調査・研究を進め、医療と介護が一体となった施設としての有効な跡利用の施設の活用が実現できるよう努力いたしてまいります。

以上で、いづはら病院跡利用調査特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 委員長のこの報告に直接尋ねるわけではないんですけども、関連ですから、ちょっとお聞きします。

今この診療所、いづはら病院跡利用の問題で、厳原町、また下地区のほうで、この病院を、今診療所で済んでいるのが、病院を再度開院するというお話があちこちあってるんですけど、委員長これお聞きしたことありますか。まず、聞いたことがあるかないかをお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 　いつはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 　そのような話は聞いたことはありません。

○議長（堀江 政武君） 　17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 　私もそれが当然だと思うんですけども、あまりにもこの話があるものですから、巖原の市民のほうからも、その声が何件か私のほうにも問い合わせがありました、いや、そういうことは絶対ありませんよと、財部市長のときは、福岡の和白病院をという話やったけども、国と県がだめだということ、ましては企業団も真っ向から反対ということで、この病院の跡利用は市直営の診療所ということで市議会も承認して、それに対して予算もついておるわけですよという説明をしたんですけども、あまりにもこの話があちこち出るものですから、ちょっとテレビも見られておる人もおられるだろうし、巖原地区、また下地区の人が、そういう混乱したような形になったらいけないと思ってお聞きしました。あくまで直営診療所の決まったとおりで説明してよろしいわけですね。

○議長（堀江 政武君） 　いつはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 　我々特別委員会は市直営の診療所開設ということで取り組んでおりますので、その以外のことでもありません。

○議長（堀江 政武君） 　ほかに。（「わかりました」と呼ぶ者あり）3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 　今、委員長報告をお聞きしたんですけど、医者の確保がまだできていないということなんですが、これは医者も見つからないうちに予算をつけて、診療所の改装をされるそうですが、もしこれは医者が見つからなかったときには、責任はどなたがとるんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 　いつはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 　まず、医師の確保という、その質問であります、今先ほど報告しましたように、当初はロシナンテスからの医師の派遣ということで、医師の確保はできるとということでこの委員会を立ち上げて、直営の診療所をつくりますという方向性で進んでいったわけですが、先ほど説明をしましたように、市長がロシナンテスのほうに出向いて川原理事長と協議をした結果、やはり、その意見の不一致があるというようなこともありまして、ロシナンテスのほうは、一応困難な状況であるというのが現状であります。

　なぜかといいますと、ロシナンテスのほうは、週に2日程度の診療をして、あとは地域包括に組みたいという方向でありました。

　しかしながら、我々、診療所というのは5日の診療を充実させることによってお医者さんを置くわけですから、それがロシナンテスと対馬市側の意見の不一致があったというような状況だろうと思います。

なぜ、医師もいないのに工事を先に進めるのかというような御質問でございますが、診療所ができない限り、その医師の確保もできませんので、それは9月議会で補正予算をつけていただきましたので、そのとおりに今進めていっていますが、先ほど報告しましたように、東北の医師あたりも優秀なお医者さんがおるといふことで、今それに向けて、獲得に向けて進めているという状況でございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 診療所だけ改装して、医者が見つからなかったときには、市民の税金を使ってから改装をするんですが、どなたが責任をとるかということをお聞きしたい。

○議長（堀江 政武君） いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 今、責任は誰がとるのかということでございますが、我々は議会の中で特別委員会をつくって設置をして、その調査、研究をしている機関でありまして、その責任云々というのは、我々がとるべき問題じゃないと、これは市政のほうで診療所をつくるということですから、市のほうだと私は思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市民の税金を使ってもし失敗したときには、一応市が、市長のほうで責任とられるんですか。改装してしまったは、医師は見つからなかったはってなった場合はどうするんですか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 入江議員に申し上げます。今、委員長報告に対する質疑ですので、委員長に対する質疑を行っておりますので、理事者への質疑は御遠慮ください。

いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 今、できなかつたらという責任問題の話が出てますが、これはできなかつたらということではなしに、できるように我々は努力をしている状況でありますので、そこら辺は御理解していただきたいと思います。（「そのとおりや」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） ほかに。もう3回になる。まだありますか。3番、入江有紀君。もう1回、それなら質疑してください。

○議員（3番 入江 有紀君） この委員長報告には、私の議員の質問で、病院企業長と対馬市長との信頼関係が悪くなったと書いてありますが、対馬市長と企業長との信頼関係は私がしたわけじゃなくて、前から悪かったんですよ、これは。それは委員長に言っておきます。

○議長（堀江 政武君） いづはら病院跡利用調査特別委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 今の質問ですけれども、9月議会でしたか、議会で議員のほうから市長のほうに質問があったということで、福祉部のほうですか、そこら辺から直接病院のほうに、その議員の発言の内容を、要望書を提出をして、議員のお手元にもその回答書が来てると思いま

す。ですから、その件でそういうことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第8. 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第8、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を行います。

教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 対馬市教育委員会の点検・評価報告書（平成26年度分）について、御説明をいたします。事前に配付しておりましたこの資料でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検評価を行うこととなっております。

学識経験を有するものの知見の活用を図るため、3人の委員さんからの御所見をいただき、その結果に関する報告書を作成いたしました。

なお、この報告書は、議会に提出するとともに公表しなければならないこととなっております。

点検・評価報告書の1ページに自己点検評価について、2ページから5ページに学識経験者の所見として評価できる点、改善を要する点を、6ページ以降に教育委員会の活動及び管理執行事務、教育委員会事務局の執行事務、教育委員会から教育長に委任されている事務の項目別の活動内容等及び点検・評価コメントを記載しております。

教育委員会といたしましても、各委員から、教育委員会と市長部局との連携、教育委員における教育施設の実態把握、校舎等の整備計画の検討、社会教育事業のあり方など、さらなる改善が必要であるとの御意見をいただいております。課題や改善点を整理し、今後の取り組みの方向性を再考していきたいと考えております。

市民に信頼される教育行政を推進するため、「地域が連携して支える教育・文化の充実した人とまち」の実現に向け、今後とも取り組んでいく所存でございます。

以上で、教育委員会の点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 報告ありがとうございました。

それで、今回報告いただいた日時が平成27年10月となっております。議会については、この12月の定例会に報告という形で先日手にしたわけですけれども、この報告をもう少し早い時期に報告ができないのかどうか、そのあたりのことをまず伺いたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 教育委員会の点検・評価報告書については、議会へ報告するということになっておりますので、報告書が作成できた後の近い議会に報告という形をとらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） それで、今報告もあつたように評価すべき点もあるんですが、改善すべき点も指摘がされております。

それで、平成25年度の報告をいただいたときに、24年分かな、25年度議会に報告があつたときに、時期が遅いんじゃないかと、もう少し早く評価し、報告をするというか、市民にも公表すべきであるという要望をしました。そうしましたら、25年度分については、昨年はこの時期よりも早い時期に報告があつたように記憶をしております。

やはり前年度の事業評価するのは、学校の暦で言いますと1月といいますかね、までの間にやはり評価、各学校からはもう3月までに出てるわけですから、教育委員会としても夏までに評価をし、そして、せめて9月議会にはやはり報告をしていただくと、そうしますと私ども議会も9月議会以降で、さらに改善すべき点等については議会で審議したり、取り上げ、要望をしたりすることができるというふうに考えます。

今後また同じように毎年報告がなされるんですが、12月時期じゃなくて9月、最低9月議会には間に合うような報告は不可能なのかどうか、もう一度確認をします。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 昨年度の平成25年度分についても、この12月定例会で議会報告はしております。

小島議員さんの早く9月でも公表できないかという件につきましては、今後委員会等で協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 私の記憶違いかわかりませんが、昨年も要望をしましたです

ね。だからこの時期までにはということを要望したんですけども、またこの12月という時期になると、もう今度、次年度予算等にいろんな要望等をするときも、もう予算の概算等については、学校とか各施設等から、社会教育施設等からも、もう要望が多分、財政あたりに上がる時期になっていると思います。

そうすると、せつかくの評価が次の年度に生かされないということになってきますので、ぜひ、やはり事務処理大変なんでしょうけども、早めるような努力をしていただきたいということを改めて要望しておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、9月定例会において、閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成26年度の各会計の決算認定については、審査報告書の提出がっております。

日程第9. 認定第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第9、認定第1号、平成26年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） それでは、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成27年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に閉会中の継続審査として付託されました、認定第1号、平成26年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定いたしましたので、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成27年10月14日から16日までの3日間にわたり、対馬市議会議場において、市長、代表監査委員をはじめ、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

平成26年度の一般会計歳入総額は369億3,706万4,803円で、前年度より4.4%の増であります。

また、歳出総額は362億7,301万1,256円で、前年度より4.7%の増となっております。

歳入の構成比率で、自主財源が占める割合は14.9%となっており、前年度より1.1ポイン

ト上昇しています。

歳出の構成比率では、義務的経費の占める割合は40.8%で、前年度より5.2ポイント低下しているものの、依然として自主財源に乏しい硬直した財政構造となっております。

平成26年度においては、市税などの自主財源は微増となっているものの、合併算定期間が終了したことで地方交付税が減少に転じ、前年度から6億6,000万円余りが減額となっております。

今後の財政運営に当たって目標数値を着実に達成することにより、将来に向けて自立し、安定した財政基盤の確立を図られることを強く望みます。

審査の過程で、事業実施に当たっていくつか要望があっております。

消防費に関して、台風、大雨等の災害時における、市民への注意喚起、避難勧告等の情報提供手段として、ケーブルテレビだけではなく防災無線も活用されたい。消防車両について、上地区、中地区、下地区の3ブロックに平等に配備されたい。

商工費に関して、あそうベイパークの多目的広場について、市民がいつでも利用できるような状態にしていただきたい。観光客のために、市内各地にWi-Fi搭載の自動販売機の設置をしていただきたい。

衛生費に関して、各地の漁港湾内の漂流ごみ対策について、その処理方法、連絡体制に関するマニュアルを作成しておいてはどうか。

農林水産費に関して、大雨等の自然災害によって死滅した魚類の処理に対して、何らかの補助金の交付を検討してほしい。海難事故防止のためにも、無線組合への加入促進の働きかけをお願いしたい。

土木費に関して、巖原横町線の整備を早急に進めてほしい。

教育費に関して、スクールカウンセラーは、市内各学校平等に配置するようお願いしたい。

市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、全ての市民が安心・安全で快適に暮らせるにぎわいのあるまちづくりの推進に向けて、後年度の予算編成や今後の行財政運営に活かされるよう強く要望をいたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決を行います。認定第1号に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 認定第2号

日程第11. 認定第3号

日程第12. 認定第4号

日程第13. 認定第5号

日程第14. 認定第6号

日程第15. 認定第7号

日程第16. 認定第8号

日程第17. 認定第9号

日程第18. 認定第10号

日程第19. 認定第11号

○議長（堀江 政武君） 日程第10、認定第2号、平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、認定第11号、平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの10件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成27年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました認定第8号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

歳入決算額5,392万7,060円のうち、1款事業収入253万6,990円、2款国庫支出金1,583万1,199円、3款県支出金468万1,750円、4款繰入金1,614万6,728円、8款市債1,460万円が主な歳入であります。

歳出は、1款総務費2,461万5,848円、2款施設費2,918万2,158円であります。

歳入歳出ともに、前年度に比べ約1,830万円の増は、主に新渡海船「うみさちひこ」建造工事及び待合所建設工事に係るものでありますが、2款施設費のうち、新渡海船建造工事に係る経費1億867万1,000円が翌年度に繰り越されています。

慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
なお、審査の過程で意見、要望が出されましたので申し添えます。

新船は、本年5月18日から新病院の開院にあわせて運航を開始しました。平成27年9月末までの利用実績を前年度と比較すると、周遊観光では順調に伸びていますが、一般の利用者数は当初の見込みより下回っております。原因は精査中とのことですが、利用者の増加に結びつく対策について、利用者の意向はもちろんのこと、公共交通機関や新病院等の関係機関と一体となって取り組まれますよう要望いたします。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 厚生常任委員会、審査報告をいたします。

平成27年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号、平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件です。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をします。

認定第2号、平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、佐賀歯科診療所の歯科医師配置について質疑があり、現在、週2回の出張診療で検討しているとの説明がありました。

認定第3号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1款1項1目13節委託料は、国保システム改修業務委託料等の5件の業務委託に係る支出です。そのうちの「マイナンバー制度（国保）対応システム整備委託」は、平成28年1月からの制度施行に伴い、市が運用している電算システムである総合行政システムの国保資格に関する業務をマイナンバーに対応できるようにするためのシステム改修に要する経費です。

3目13節委託料の糖尿病性腎症重症化予防事業委託料は、平成26年度からの事業で、糖尿病治療中の被保険者に対して、調剤薬局の薬剤師による服薬指導のほか、栄養指導・保健指導を実施し、将来の透析患者増加抑制等による医療費の適正化を目的とするものです。

委員から、健康推進員の活動内容や受診率について質疑がありました。活動内容は、はがき、電話、訪問による受診勧奨を主に取り組んでおりますが、受診率については、平成26年度は、対馬市は37.0%で、長崎県の38.1%及び長崎県内市町国保の37.7%より低い状況との報告がありました。受診率については、まだ改善の余地があり、今後も受診率の向上に向けて取り組むよう、委員から指摘がありました。

認定第4号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、1款1項1目13節委託料は、国保特会同様、後期高齢者資格に関する業務をマイナンバーに対応で

きるようにするためのシステム改修に要する経費です。

認定第5号、平成26年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1款1項1目13節委託料は、介護保険システム等の改修及び保守点検に係るものに加え、マイナンバーに対応できるようにするためのシステム改修に要する経費です。

1款5項1目計画策定委員会費は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間における本市の各種高齢者サービスの目標量等を定めるため、第6期計画の策定に要した経費です。

認定第6号、平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、1款1項1目1節報酬から4節共済費までは人件費で、7名の一般職員と3名の嘱託職員分を支出しております。

また、新規採用予定の2名分を予算計上しておりましたが、採用に至らなかったため600万円を越す執行残となりました。

認定第7号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、1款1項1目施設管理費の決算額は、対前年度比200.7%の増です。

主な要因は、特別養護老人ホーム「日吉の里」を平成27年4月1日付で民間に譲渡したため、その譲渡額約4億円の増加です。なお、譲渡金は平成26年度予算で一般会計へ繰り出して財政調整基金へ積み立て、平成27年度の予算で、国庫補助金と県費補助金及び起債借り入れの繰り上げ償還の経費に充当する予定です。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第7号までの特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審議をし、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 産業建設常任委員会、審査報告をいたします。

平成27年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件、認定第9号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告をいたします。

認定第9号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入について、新設加入金は42件の新規水道加入金などであり、一般会計負担金は、仁田地区統合簡易水道基幹改良事業に係る消火栓設置工事の負担金であります。料金収納率は、現年度分が

98.27%、過年度分が31.60%となっており、過年度分433万5,480円の不納欠損処理をしております。

簡易水道事業補助金は、仁田地区統合簡易水道整備事業、雞知地区簡易水道整備事業及び基幹改良事業に対する国庫補助金であり、一般会計繰入金は、公債費償還元金及び利子、高料金対策及び建設改良分に対する一般会計からの繰入金であります。なお、予算額に対して決算額の減は、雞知地区簡易水道基幹改良事業及び市道グリーンピア樽ヶ浜線水道管布設事業の繰り越しによるものであります。

歳出について、一般管理費の積立金は、簡易水道事業財政調整基金積立金であり、平成26年度末の基金残高は、8,135万9,000円となっております。また、水道建設費の工事請負費は、雞知地区簡易水道基幹改良工事等の簡易水道整備工事、雞知地区簡易水道整備工事（補助事業分）、仁田地区統合簡易水道整備工事及び仁田地区統合簡易水道整備事業に伴う消火栓設置工事、市道赤島線水道管移設工事等であります。

次に、認定第10号、平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、対象件数89件のうち、平成26年度末の加入件数は60件（対前年度比1件増）で、加入率は67.42%となっております。また、平成26年度末の下水道事業債の未償還残高は2億2,307万2,487円で、最終償還は平成46年3月となっております。

次に、認定第11号、平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出は、水道事業収益3億4,786万6,649円、水道事業費用3億2,418万1,238円で、当年度純利益は税抜きで、1,485万3,280円であります。なお、水道料金収納率は、現年度分が95.61%、過年度分が52.35%となっております。

資本的収入及び支出については、資本的収入1億5,510万2,769円、資本的支出2億1,625万4,543円で、翌年度繰越額1億2,423万31円は、内院簡易水道基幹改良事業などの繰り越しであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、6,115万1,774円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額876万5,143円、過年度分損益勘定留保資金5,238万6,631円で補填をしております。

最後に、委員からの指摘・要望事項の主なものとして、水道料金の徴収率の向上策について、徴収を行う嘱託職員へのさらなる指導、教育、配置強化などの意見が出されました。徴収率の向上に向けて努力をされていることは理解をしておりますが、使用者負担の公平を期するためにも、未収金の解消に向けた対策として、今後検討をお願いするところであります。

また、床上浸水など水害に遭われた住宅の清掃に係る水道の使用について質疑が集中をいたしました。市の対応としては、災害発生月の前月の水道料金をもとに水道料金の減免措置を行って

いる旨の答弁がございました。

以上、本委員会に付託されました、認定第9号、認定第10号及び認定第11号の3議案は慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号から認定第11号までの10件に対する討論・採決を一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。10件に対する各常任委員長の報告は、いずれも認定とするものです。

お諮りします。認定第2号、平成26年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成26年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成26年度対馬市水道事業会計決算の認定についての10件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。したがって、認定第2号から第11号までの10件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20. 請願第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第20、請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願を議題とします。

本件は継続審査事件として議会改革特別委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

議会改革特別委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 議会改革特別委員会審査報告を行います。

平成27年第1回定例会で会議規則第141条第2項の規定により本委員会に付託を受け、閉会中の継続審査として、第2回及び第3回定例会で再度継続審査としておりました請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、平成27年11月24日、対馬市役所豊玉庁舎3階議場において、波田委員、大部委員は欠席でありましたが、委員18名と堀江議長にも同席いただき、第7回特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

まず、議員定数部会長から調査報告を受けました。その関係する部分の内容は、議員定数部会では、11月13日に対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において部会を開催し、対馬市議会の議員定数及び請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について協議が行われたこと。これまで聴取した意見等を参考として、議員定数を19人とすることが適当であるとの意見が出され、採決の結果、議員定数を19人に削減することに決定したこと。その後、請願第1号、対馬市議会議員の定数削減を求める請願について審議し、請願者が求める削減後の議員定数は18人であり、部会で決定した19人とは異なるため、請願第1号は不採択とすることに決定したというものです。

部会長報告を受け、さきに対馬市議会の議員定数を19人に削減することが決定されたことから、請願第1号について、質疑、討論の後、採決の結果、賛成少数により、部会長報告のとおり請願第1号を不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で議会改革特別委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。請願第1号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は不採択であります。したがって、請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。採択することに賛成の方です。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。本件は不採択とすることに決定しました。

昼食休憩とします。再開は1時からとします。

午前11時54分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第21. 承認第12号

日程第22. 承認第13号

日程第23. 承認第14号

○議長（堀江 政武君） 日程第21、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市一般会計補正予算（第3号））から、日程第23、承認第14号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号））までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を、去る9月24日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、去る9月1日及び17日に発生いたしました豪雨による災害復旧対策費がその主なものでございます。

また、昨年度、国が推進いたします地域の元気創造プランに基づく地域活性化事業の一つでございます分散型エネルギーインフラプロジェクトにつきまして、地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画のマスタープラン策定事業を総務省の委託団体として本市が選定をされ、平成

26年度よりその事業を進めてきているところでございます。

このことにつきましては、平成26年7月に開催をいたしました臨時議会におきまして議決をいただき、補正第2号にて予算措置をしているところでございます。

本年9月下旬、本年度の事業立ち上げ詳細分析事業委託団体に本市が決定をしたいとの通知が総務省より参ったところでございます。工期等の関係もございまして、急遽今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

なお、本年度のこの委託団体には、本市を含めまして全国で4団体が選定をされたということでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,400万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ325億3,291万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、4ページから5ページにかけての「第2表地方債補正」によるとするもので、災害復旧事業債を増額をし、起債限度額を35億5,070万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容についてでございますが、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税につきましては、普通交付税を2億5,556万円追加をいたしております。

次に、災害復旧事業に充当いたします特定財源といたしまして14款国庫支出金に1億3,920万円、15款県支出金に4,234万円、21款市債に6,800万円を計上いたしてございます。また、分散型エネルギーインフラプロジェクト事業の委託金といたしまして、14款の国庫支出金に事業委託金890万円を計上いたしてございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費の企画費でございますが、分散型エネルギーインフラプロジェクト事業に係る事業費といたしまして、国庫の事業委託金と同額の890万円を計上いたしてございます。

3款民生費4項災害救助費は、災害ごみ運搬処理経費、災害見舞金など、1,376万8,000円、4款衛生費1項保健衛生費につきましては、水道施設の災害復旧負担金及び繰出

金といたしまして2,287万3,000円を計上いたしております。

11款の災害復旧費につきましては、1項の農林水産施設災害復旧費、12ページの2項公共土木施設災害復旧費、14ページの3項文教施設災害復旧費にそれぞれ復旧事業費を予算化をいたしてございます。

14款予備費でございますが、今回の災害により、市道路面土砂、倒木処理など、市民生活のうえで緊急を要する経費に予備費を約2,000万円充用をいたし対応いたしております。このため今後の不測の事態に対処するために、予備費に2,000万円を追加補正をいたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま一括議題となりました承認第13号及び承認第14号は、水道局所管の案件でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

承認第13号は、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を平成27年9月24日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

補正の理由は、9月1日の豪雨災害による簡易水道施設災害復旧工事費でございます。

別冊の平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市の簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,767万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,012万3,000円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、6ページ及び7ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,767万3,000円の追加は、災害復旧費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款簡易水道費3項災害復旧事業費1目災害復旧事業費1,767万3,000円の増額は、焼松浄水場施設修理工事など9件の災害復旧工事費の追加補正であります。

続きまして、承認第14号は、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）を平成27年9月24日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

補正の理由は、承認第13号と同じく、去る9月1日の豪雨災害による水道施設災害復旧工事費でございます。

別冊の平成27年度対馬市水道事業会計補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条、予算、第4条、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億2,832万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,413万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億419万2,000円で補填するものとするに改め、資本的収入の予定額を520万円追加し、2億6,269万円とし、資本的支出の予定額を520万円追加し、3億9,101万6,000円とするものであります。

補正予算の内訳でございますが、4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金520万円の増額は、一般会計からの災害復旧事業負担金の追加であります。

次に、資本的支出につきましては、1款資本的支出3項災害復旧費1目災害復旧費520万円の増額は、佐須簡易水道施設など3件の水道施設災害復旧工事費の追加であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。3件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論・採決を行います。承認第12号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市一般会計補正予算（第3号））について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。承認第12号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。承認第13号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第14号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。承認第14号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

日程第24. 議案第83号

○議長（堀江 政武君） 日程第24、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、対馬の歴史、文化の情報発信拠点となる対馬博物館建設事業、来年度から金田小学校へ統合する阿連小学校の統合に伴いますスクールバス車庫及び待合所建設事業、旧対馬いづはら病院跡地に診療所を開設するための施設改修費の追加、公共土木施設等の災害復旧事業費の追加、地方債の繰り上げ償還などがその主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は次に定めることによることを規定をし、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,690万円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億7,601万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、6ページから7ページにかけての「第2表継続費補正」によるとするもので、博物館建設事業を追加をし、市道西津屋線改良事業の総額の増及び年割額の変更をいたしております。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更を6ページから7ページにかけての「第3表地方債補正」によるとするものとし、地方債の限度額を33億9,570万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、その主なものを御説明を申し上げます。予算書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は普通交付税を3億1,848万1,000円追加をいたしてございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、1目民生費国庫負担金へ自立支援費負担金2,194万3,000円、施設型給付費負担金5,291万5,000円など、8,483万2,000円を、4目災害復旧費国庫負担金に公共土木施設災害復旧事業費負担金5,040万円をそれぞれ追加をいたしております。2項国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金で、地域経済循環創造事業交付金5,500万円の減、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金1,100万円の追加、2目民生費国庫補助金でございますが、予算書は14ページとなります。保育緊急確保事業補助金2,200万円の減につきましては、補助制度の変更に伴うもので、先ほど申し上げました国庫補助金の施設型給付費負担金へ振り替わるものでございます。4目農林水産業費国庫補助金1億414万8,000円の減及び6目土木費国庫補助金4億8,312万8,000円の減は、国庫補助の内示額の決定による調整でございます。

15款県支出金1項県負担金でございますが、1目民生費県負担金へ自立支援費負担金1,097万2,000円、施設型給付費負担金2,645万7,000円など、4,183万1,000円を追加をいたしております。2項県補助金でございますが、全体で5,679万2,000円の減額といたしておりますが、主なものは1目総務費県補助金で、地籍調査事業補助金2,497万5,000円の減、2目民生費県補助金で、保育緊急確保事業補助金1,100万円の減、4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金で有害鳥獣被害防止対策事業補助金を500万円、機構集積支援事業費補助金を3,930万2,000円追加をいたしております。林業費補助金の森林整備加速化林業再生事業補助金1,850万円の減は、シイタケ原木に係る補助金でございますが、補助制度の変更に伴うものでございまして、県補助金が事業者へ直接交付

されることとなったことによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

水産業費補助金では、漁港整備事業補助費3,300万3,000円の減などがございます。3項委託金につきましては、長崎県議会議員選挙委託金3,392万9,000円を減額をいたしております。

18款繰入金につきましては、減債基金2億円の繰り入れにつきましては、公債費の繰り上げ償還へ充当し、子ども夢づくり基金の550万円につきましては、スポーツ活動振興補助金の追加のため、合併振興基金の1,900万円につきましては、まちづくり交付金事業などの建設事業の財源調整のためそれぞれ追加をいたしております。

20款諸収入5項の雑入でございますが、長崎県鳥獣被害防止対策推進協議会から交付されます鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金200万円の追加、長崎県と一体で整備をする博物館建設事業に係る長崎県負担金755万1,000円などがございます。

18ページをお願いいたします。

21款市債でございますが、全体で1億5,500万円を減額をいたしております。主に補助内示額の減に伴う事業費の減によるものでございますが、8目教育債に博物館建設事業債3,380万円を計上し、9目災害復旧債に1,280万円を追加をいたしております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

なお、歳出につきましては、別途参考資料をお配りをいたしておりますので、あわせてご覧くださいますようお願いいたします。

予算書の20ページとなります。

2款総務費1項総務管理費5目の財産管理費につきましては、庁舎、集会施設の維持補修に修繕料、工事請負費など693万7,000円の追加でございます。

予算書の22ページをお願いいたします。

7目企画費につきましては、6,300万5,000円減額いたしております。主なものは、11節のCATV施設の修繕料2,474万6,000円の追加、15節の災害対応型再生可能エネルギー設備設置工事の減につきましては、平成28年度までの2カ年の県補助事業として実施するため28年度に実施する工事費3,226万5,000円を減額するものでございまして、19節の地域経済循環創造事業補助金5,500万円の減につきましては、地域の特産品を生かした民間事業を支援する総務省の交付金事業の決定によるもので採択されなかった事業費を減額いたしております。また、19節地方バス路線維持費補助金でございますが、資料のほうは1ページの上段でございます。110万7,000円を追加をいたしております。

予算書の24ページをお願いいたします。

4項の選挙費でございますが、本年4月に予定をされておりました長崎県議会議員選挙が無投票となり執行されなかったことによります減額でございます。

26ページをお願いいたします。

5項統計調査費につきましては、いずれも補助事業費等の決定による調整でございます。

3項民生費1項社会福祉費でございますが、1目社会福祉総務費は、20節扶助費に自立支援給付費3,419万8,000円の追加、障害児通所給付費1,572万5,000円の追加、5目老人福祉費でございますが、28ページとなります。20節扶助費に養護老人ホーム入所措置費991万5,000円及び高齢者生活支援給付361万1,000円の追加などがございます。

2項児童福祉費2目児童福祉施設費、資料につきましては1ページの中段でございます。来年の4月に比田勝地区に開園予定の認定こども園に係る消耗品72万1,000円並びに備品購入費613万5,000円を計上いたしてございます。

予算書30ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生総務費の19節でございますが、水道事業負担金といたしまして550万円の減額、28節の繰出金に診療所特別会計繰出金1,203万6,000円の追加、簡易水道特別会計繰出金といたしまして3,445万4,000円の減などがございます。

5目診療所費でございますが、資料は1ページの下段でございます。旧対馬いづはら病院跡地への診療所開設事業の追加工事費といたしまして3,486万3,000円の追加でございます。

予算書は32ページでございます。

2項清掃費1目清掃総務費は、海岸漂着物等地域対策推進事業の補助対象事業費の調整でございます。

6款農林水産業費1項農業費でございますが、3目農業振興費6,216万6,000円の追加につきましては、8節の農地中間管理事業の機構集積協力金3,930万2,000円の追加、予算書の34ページとなります。19節にイノシシ捕獲補助金2,000万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金242万7,000円の追加などがございます。

2項林業費2目の林業振興費でございますが、19節シイタケ生産推進補助金1,850万円の減、これにつきましては、シイタケ原木に係る補助金でございますが、県補助金につきまして、事業者へ直接交付されることとなったためによる県補助金相当分を減額をいたしております。

3項水産業費でございますが、予算書は36ページとなります。3目漁港管理費は、浮き栈橋などの修繕料の追加、4目漁港建設費につきましては、国庫補助内示額の決定による事業費の調整を行っておるところでございます。

予算書は38ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費でございますが、2目道路維持費につきましては、市道の維持

補修工事700万円の追加、3目道路新設改良費及び40ページでございますが、4目の橋りょう費につきましては、国庫補助内示額の決定による事業費の調整でございます。

3款河川費につきましては、先般の豪雨により被害を受けた美津島町賀谷地区内の河川排水路整備のため、測量設計委託費1,677万9,000円を計上いたしております。

5項の都市計画費でございますが、資料は2ページの上段でございます。まちづくり交付金事業といたしまして実施をいたしております都市計画道路横町線整備の用地購入費、建物等補償費を1億350万円追加をいたしております。

予算書の42ページをお願いいたします。

6項住宅費、2目住宅建設費につきましては、国庫補助内示額の決定による調整でございます。

9款消防費4目防災対策費につきましては、さきの豪雨により床上浸水などの被害を受けた棧原の被災地区の排水対策といたしまして、地区内排水路整備のための測量設計委託料といたしまして485万7,000円を計上いたしております。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費につきましては、学校施設機械器具の修繕などのための追加でございます。

予算書の44ページをお願いいたします。

2目教育振興費につきましては、資料は2ページの中段でございます。来年度からの阿連小学校の金田小学校への統合に伴いましてスクールバスの車庫及び待合所建設のため、設計委託料及び工事請負費を計上いたしております。この事業につきましては、地元地区の意向を受けまして、旧阿連保健福祉館跡地へ建設することから、旧施設の解体もあわせて行うものでございます。3項中学校費でございますが、小学校費と同様、学校施設の修繕、補修工事などの追加でございます。5項社会教育費2目公民館費は資料は2ページの下段でございます。美津島町文化会館の屋上防水工事に設計委託料及び工事費合わせまして1,200万1,000円を計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

3目文化財保護費でございますが、お船江保存整備工事の一部変更などによる325万1,000円の減、4目博物館費でございますが、資料は3ページの上段でございます。本市と長崎県が一体で整備いたします博物館建設事業の地質調査、基本設計及び実施設計費など5,740万7,000円を計上いたしております。この事業につきましては、継続費で実施することとし、総額を1億8,373万4,000円、その期間と年割額を平成27年度5,905万6,000円、平成28年度1億2,467万8,000円といたしております。

予算書の48ページをお願いいたします。

6項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、資料は3ページの中段でございます。ス

ポーツ活動振興補助金を600万円追加をいたしてございます。

11款災害復旧費でございますが、9月の大雨に係る災害復旧費につきましては、3号補正予算で計上済みでございますが、調査等の結果、箇所を追加、事業費の増額などによるものでございます。

12款公債費につきましては、財政運営の健全化を図るため、3月の定時償還時に合わせまして繰り上げ償還を5億円実施をしようとするものでございます。充当財源につきましては減債基金からの繰り入れを予定をいたしてございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 10款5項4目の博物館の建設事業について、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、8月21日の全員協議会の折に、対馬博物館、県立の歴史研究センターの必要性という資料提示があったわけですが、その中では、対馬の現状と課題というところからの分析がなされて、必要な取り組みとして、対馬独自の自然・歴史・文化の魅力を活用した観光を核とした産業振興のために博物館を計画をするというふうな説明がございました。

「対馬まるごと自然と歴史・文化の交流圏づくり」という名目が打ち出されましたし、対馬全体を一つの博物館的空間としてするというので、対馬の自然・歴史・文化というのが並んで打ち出されていたんですが、今回といいますか、先般の11月の24日の全員協議会で説明があった資料では、自然という項目が削られておりました。これはどういうことから自然ということが落ちたのかということをお尋ねをしたんですけども、そのときに十分な私は説明、納得はできませんでしたので、再度ここで確認をさせていただきたいと思っております。

と申しますのは、第2次の総合計画、あるいは人口ビジョンに係っての総合戦略等を見ましても、対馬の魅力としては自然、そして歴史・文化、これを打ち出すべきだというふうに記載をされておりますけれども、どうしてこの時期になって自然というのが落ちたのかということが第1点でございます。

それから、2点目は、建設費に係ってのお尋ねです。

このことは同じような形で県と一体化して建設をされた一支国博物館の例と対比しながらお尋ねをしたいと思うんですが、一支国博物館の場合は、県の埋蔵文化財センターとあわせて建設を

されて、総事業費37億円でした。そのうち県が建設する埋蔵文化財センターは7.1億円、一支国博物館は29.9億というふうに把握しております。その29.9億のうち、国がいわゆる合併特例債等とかまちづくり交付金等を充てて国の負担が21.8億、そして県が5.9億、市が2.2億で建設されたというふうに私は捉えております。市の負担は一般財源として、いわゆる特例債の交付税措置されない分についての市単独の持ち出し分、合わせまして2.2億です。

今回、対馬市が計画をされております対馬博物館と県の歴史研究センターの費用は、今回、8月の説明から予算が少し落ちて34.2億というふうに提示がされました。そのうち県の歴史研究センターは、当初新築の予算から改築になって2.3億がこれにあつて県は充てると、そうしますと、残った31.9億が対馬市の建設する対馬歴史博物館の予定だというふうに提示がされております。その31.9億の内容を見ますと、国が21.13億円ということ、億単位で申します。県が2.54億、市が8.8億円の負担となっております。

同じような形でつくられた一支国の場合の持ち出し分と対馬市の持ち出し分がどうしてこのように大きな数字の違いがあるのかということが私も納得がいきませんし、市民サイドでも、壱岐と対比した場合にどうしてこんなに差があるのかということで、やはり納得のいく説明をしていただかなければいけないと思います。

私が持っている資料によりますと、壱岐市の場合は県が市に5.9億円の県費補助をしたというふうにあります。対馬市の場合は、それが今の段階では見えてきません。県が負担するのは共用部分の2分の1の2.54億円のみとなっております。このあたりは同じ県下、同じ離島、そして同じような国の特定特別史跡を持っている壱岐、それから対馬市の場合、宗家文書は国の重要文化財です。同じような価値を持っているのに、それを収納したり、あるいは展示するのにどうしてこういうふうに出るのかということをお説明いただきたいと思います。

それから3点目、これは今後の運営のことですから、また委員会等でも付託されて審議されると思いますが、この運営に係っても、これは博物館を建設すれば当然負担があるわけですが、このあたりについても先般の全員協議会でもいろいろ議論があつたし、委員会でもそういう話し合いがあつたというふうに聞いておりますけども、このあたりについての具体的に市の負担、市民の負担をできるだけ軽減するためには何か方策を考えてあるかということをもう一度確認をしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） まず、1点目でございますが、11月24日の折にも同じ質問をいただいたと思います。

当初、この対馬の自然・歴史・文化、それから24日の日には自然が抜けてるじゃないかとい

うような、そういう御指摘だったと思いますが、11月24日の折も御説明をしておりますとおり、24日の日に基本計画をお配りしております。これの8ページでございます。8ページにつきましては、対馬の自然・歴史・文化の発信を確かにするということができんとうたっております。ただ、スペース的にどうしても対馬の場合は歴史・文化が中心になろうかと思えます。もちろん自然も大事であろうとは思いますが、歴史・文化と自然を均等に扱うというような、ということにはならないかというふうな気がいたします。基本的には基本設計、実施設計、今後やって取り組んでまいりますので、その中でスペース的なものもおのずと決まってくると思えますが、自然につきましては、どうしても限定されたスペースにならざるを得ないというふうな印象を持っております。

それから2点目に、一支国の博物館との御指摘を受けましたけども、壱岐の場合は、私も詳細は把握しておりませんが、基本的には、あそこは原の辻遺跡というのが発見をされました。そういったこともございまして、県が主導的に歴史文化研究センター、埋蔵文化センターなるものを主導的に県が決定をされ進められたということで、県と市の役割分担ってというのは、決して対馬の、壱岐の例と対馬の場合が同様に扱うということは必ずしも現実的じゃないというふうに考えております。

3点目の運営に関することでございます。博物館の維持管理費につきましては、総務委員会のほうで松江の歴史館を視察をされてます。松江の場合は人件費を除きますと約3,000万ぐらいの維持管理費に落ち着いておるようです。

あとはフロアのスタッフ等が1,800万ぐらいでございますか、3,600万ぐらいですね、人件費、これは観光振興公社とか民間のほうにフロアのスタッフを委託をされる、通常の維持管理費というのは3,000万ぐらいと、それに比較すれば、対馬の例えば5,000万っていうのは決しておかしな数字じゃないというふうな気もいたしております。

それと、11月24日の全員協議会におきまして、財源の確保に努めるようにと、またふるさと納税に取り組むのも一つの方法ではないかというような御意見を多数議員さん方からいただきました。

御指摘のとおり、ふるさと納税制度も財源確保の方法として大変有効な方法の一つと考えておりまして、現在、新年度に向けましてふるさと納税の組み立てを検討中でございます。

1つは、寄付金の募集のやり方といたしまして、これまでは自然環境の保全とか地場産品の研究開発など、抽象的な大きなくくりの中で寄付金を募ってきたところでございます。現在、検討をしているものは、寄付を募る際に指定をしていただく事業メニューといたしまして、対馬独自のより具体的な事業メニューを打ち出すことは、より効果的であるという、そういう視点から、例えば対州馬の保全事業、またツマアカスズメバチの対策事業などに対してふるさと納税をいた

だくということを検討しております、博物館に関する事業につきましても、現在ユネスコ世界記憶遺産の登録を目指して進めておりますが、日韓友好の歴史的象徴であります朝鮮通信使をテーマとして、例えば平成の交流企画、事業的なものを検討しており、事業メニューに盛り込んでいくことを現在検討しております。

また、あわせまして、ふるさと納税、お互いに魅力ある制度の運用を図ることも必要と考えておりますので、返礼品のあり方につきましても、農林水産物の消費拡大という行政報告でもございましたが、そういうものも視野に置きながら前向きに一歩踏み出して取り組んでまいりたいと考えております。

1月24日の全協の折に総務部長が申しましたように、議員さん方の貴重な御意見と、あわせてふるさと納税の組み立てたものを新しい市長さんにしっかりと引き継いで申し送りをしていきたいと考えております。

また、企業版のふるさと納税制度っていうのが来年度の税制大綱のほうに盛り込まれるという情報も入っておりますので、その利活用についても今後プロジェクトチームを立ち上げるなど、積極的に取り組むことによりまして、特定財源の確保に努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、1点目の自然の取り扱いのことなんですけど、スペース的にも限度があるということ、これもわからないではないですね。

それから、対馬の場合は、歴史、民俗、これが中心になるということも十分わかります。けども、その考え方の中で、やはり対馬の場合は自然、いわゆる山ですね、それから海、そしてそこに生活する私たちの生活そのものも自然の一部に組み込まれています。そういう考え方で、最近の博物館の考え方としては、歴史と自然を切り離すんじゃなくて、いわゆる融合した博物館というのが全国的な大きな流れになりつつあるんですよ。

私たちも会派で三重県の総合博物館を政務活動の調査で行かせていただきました。その例として、三重県の総合博物館等がそういう考え方でつくられた最も今成功している博物館です。同じように北海道の博物館もそういう自然と歴史・文化・民俗、そういうものを融合したのものとして取り扱われているわけです。

そういう考え方を専門の学芸員もおられるわけですから、十分、多分把握してあると思うんですよ。把握したうえで8月の時点では自然を一番頭にして打ち出したのに、なぜ3カ月の間に方針が、自然というのが落ちたかなというのが解せないんですよ。

今、部長言われた8ページのこと、そこに、確かに8ページに記載してありますよね。それが、なぜそれなら博物館をつくらうという必要性のあるという資料の中に組み込まれないですっぱり

落ちてしまったかというのが解せない。だから、私はあえてまたここで市民の方にもわかっていただきたいということで、再度尋ねたんです。

だから、そのことについてはもっと詰めたもので、自然ということ、この前、担当者は特設コーナーでも扱いましょうというような考え方も言われました。確かに特設で扱う方法もあるけれどね、やっぱり常時、対馬を訪れた人が自然と歴史と文化をすぐぱっと博物館に入ったときに、対馬というのは、こういうすばらしい自然があるんだなということを目で見てわかって、そしてそこからまた対馬の各地の自然や文化に触れる、歴史に触れるために出かけていく、そういうことによって滞在する観光客も増えるという考え方をとるべきではないかというふうに私は思っています。

それから、2番目の、いわゆる費用分担については、今部長は、壱岐は原の辻遺跡というものが出たと、これは確かに国の特別史跡になりましたし、全国的にも知られました。しかし、対馬の宗家文書も中心とした対馬の歴史的なもの、これはそれに劣らないだけの価値があるじゃないですか。それで対馬市もかつて国立博物館の分館をつくらうじゃないかと、そういう運動まで起こした。そして、今の主な資料は、県が保有しているものでしょ。

そうすると、いわゆる保存、収納する、そういうことについても、展示することについても、もっとやっぱり県が対馬の文化財に目を向けるように働きかけるべきだというふうに私は思うんです。

そのあたりが、この前担当者も、壱岐は確かに少ない費用でできたんですけど、それ以上のことはとって言葉を濁して答弁というか、回答が納得いくものができなかったから、私はあえて取り上げたんですよ。

あした委員会からまた、でも、審議が始まりますからね、壱岐ができたその費用分担の資料、それから対馬市が今つくろうとしている費用分担を、やはり議会にももっと明確に示して判断を仰ぐべきだということを申し上げておきます。

それから、3番目のふるさと納税を中心として、やはり運営に係る費用をなるべく市民に負担かからないようにということ、これは今部長述べられたこと、いろいろアイデア述べられたこと、私も賛成ですよ。

それで、先ほど言ったように、三重の博物館も行ってきましたらね、企業に協賛を仰いだり、寄付を仰いだり、それからイベントをいろんな事業所とか団体に仰いで、そして費用を生み出していると、そういう工夫もしてありました。これは後のことでいいですから、またいつかそういう議論はしたいと思いますけどね、そういうことを一応私きょう、一般質問で取り上げようかと思っと思ったんですけど、いろんな制約があるということで、あえてここでそのことを触れさせていただきました。

それから、ふるさと納税のことが出ましたので、このことについて少し触れさせていただきます。

私は、議会で3回ほどこのことについては取り上げました。財部市長は自分の市政としてのあり方として、ふるさと納税に特典をつけるやり方は取り入れないということでは言われたんです。しかし、後半になって、今年度になってからは検討しましょうとか、そういうことを言われて前進されたから、そして次年度からは次の市長にそれを取り入れてもらうべく今プロジェクトチームを立ち上げて検討しているとおっしゃったから、ぜひそのあたりは博物館のみならず、いろいろな市の事業を打ち出すのに有効に活用していただきたい。

ふるさと納税については、もう私はここで3回言ったから、あえてくどくは言いませんけどね、それをうまく活用したところは、単に税が入るだけじゃなくて、地域の産業を興して活性化した、そういうのが県下にもいい例もあるじゃないですか、つい二、三日前も県下の状況が新聞報道されていましたよ、そのあたり目の当たりにされているんですからね、財部市長、もう私、意見を求めませんけどね、十分そのあたりは自分の市政を終わるに当たって、次なる人に十分引き継ぎができるようにお考えください。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第25. 議案第84号

日程第26. 議案第85号

日程第27. 議案第86号

日程第28. 議案第87号

日程第29. 議案第88号

日程第30. 議案第89号

日程第31. 議案第90号

○議長（堀江 政武君） 日程第25、議案第84号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）から、日程第31、議案第90号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま、一括議題となりました議案のうち、議案第84号から議

案第88号の5件につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明いたします。

議案第84号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、診療所の医薬材料費の追加が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,283万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,101万8,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。1款診療収入1項外来収入を79万7,000円追加しております。各目の金額につきましては予算書のとおりであります。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1,203万6,000円追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、2節給料から4節共済費までは人事異動に伴う補正であります。18節備品購入費は下原出張診療所事務室のエアコン購入費として15万円を追加しております。

2款医業費1項医業費は1,123万7,000円の増額であります。1目医業用機械器具費は、豊玉診療所の肺の換気機能を検査する装置である電子スパイロメーターの購入費17万5,000円を追加しております。3目医業用衛生材料費は、各診療所で使用する医薬材料費として1,106万2,000円を追加しております。

続きまして、議案第85号、平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、保険給付費の減額及び国庫支出金の返還金の追加が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによること

を規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,938万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億8,138万4,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税は、保険税率や所得の確定、徴収率等を見込み1億4,033万9,000円を減額しております。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金は、退職者医療給付費の見込み額を月平均ベースの実績により1,925万3,000円の減額であります。

5款前期高齢者交付金は、前期高齢者の過年度の保険給付額の確定等により8,689万7,000円の減額であります。

11款繰越金1項繰越金1目療養給付費交付金繰越金は、平成26年度からの剰余金のうち、退職者医療にかかわる精算額として、社会保険診療報酬支払基金に返納する分967万2,000円、10ページ、11ページをお願いいたします。2目その他の繰越金は、精算返納しなければならない額を除いた剰余金1億8,743万2,000円、合わせまして1億9,710万4,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴税费1目賦課徴収費は160万円を追加しております。主な要因といたしましては、社会保険加入届の遅延等により、国保税の過誤納還付金及び還付加算金不足等の追加をしようとするものであります。

2款保険給付費1項療養所費1目一般被保険者療養所費給付費は、本年度の月平均の実績により1億2,121万5,000円の減額であります。

3款1項後期高齢者支援金等につきましても、月平均の実績により支援金及び事務費拠出金を14ページ、15ページをお願いいたします。合わせまして1,044万5,000円減額するものであります。

4款1項前期高齢者納付金は、納付金及び関係事務費拠出金合わせまして13万8,000円の減額であります。

5款老人保健拠出金は、事務費拠出金2万円、6款過誤納付金は71万8,000円の減額で

あります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は25万円の減額であります。9節旅費は、現在、保険者において国民健康保険におけるデータヘルス計画を策定しており、研修旅費等15万3,000円の追加、12節役務費は、国保連合会の平成26年度特定健診特別会計決算剰余金の返還措置によりまして、特定健診手数料が確定されたことにより40万3,000円の減額であります。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金3目償還金は、平成26年度国民健康保険療養給付費等の実績により、国からの交付金額が確定しましたので、国庫支出金返納金として8,180万1,000円を追加しております。

続きまして、議案第86号、平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,460万8,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金86万6,000円を減額しております。6款繰越金は前年度からの繰越金を112万2,000円追加しております。7款諸収入、5款雑入は、平成26年度の還付未済金41万9,000円の減額であります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は86万6,000円減額しております。これは人件費の減額であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金として70万3,000円追加しております。

続きまして、議案第87号、平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険法の改正により低所得者の施設利用における食費及び居住費を軽減する特定入所者介護サービスの基準費用額が改定されたことによる追加と、介護給付費準備基金積立金の追加が主なものであります。

1 ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,630万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億540万9,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款国庫支出金は、特定入所者介護サービス分として1項国庫負担金1目介護給付費負担金545万3,000円、2項国庫補助金1項調整交付金は349万6,000円を追加しております。

4款1項支払基金交付金は1,333万円の追加であります。1目介護給付費交付金は、現年度分に特定入所者サービス分として958万7,000円、過年度分に支払基金交付金前年度精算分として252万5,000円追加しております。2目地域支援事業支援交付金は、平成26年度分の地域支援事業支援交付金額の決定により121万8,000円を追加しております。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、現年度に特定入所者サービス分を、過年度に介護給付費負担金前年度精算分をそれぞれ追加し、合わせまして891万4,000円の追加であります。

7款繰入金1項他会計繰入金は144万2,000円の追加であります。1節その他一般会計繰入金は、前年度返還分と特定入所者サービス分合わせまして542万2,000円の追加、2節職員給与費繰入金は人事異動による人件費、3節事務費繰入金は279万6,000円の減額であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

8款繰越金は、前年度からの繰越金として3,367万2,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、人事異動に伴い118万4,000円を減額し

ております。2款保険給付費6項特定入所者介護サービス等費は3,424万1,000円を追加しております。4款基金積立金は、介護給付費準備基金に2,017万3,000円を追加しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金として104万7,000円の追加、2目償還金は、前年度の国費返還金として1,203万円を追加し、合わせて1,307万7,000円追加しております。

続きまして、議案第88号、平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び介護保険地域支援事業基金への積立金の追加が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ641万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,125万8,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。3款繰越金は、前年度からの繰り越し分として641万7,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は261万9,000円を追加しております。主なものは、1節報酬から4節共済費までは人事異動等に伴う補正であります。3項包括的支援事業任意事業費は、本年度開催いたしました介護支援専門員研修会において、県のアドバイザー派遣制度を活用いたしましたので、講師謝金20万円を減額するものであります。

3款基金積立金は、介護保険支援事業基金として399万8,000円を追加しております。

以上、議案第84号から議案第88号までの保健部が所管する5つの特別会計の提案理由の説明を終わります。また、各特別会計補正予算書の最終ページに補正予算給与費明細書を添付して

おります。御審議のうえ、御承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は2時30分からとします。

午後2時16分休憩

午後2時30分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第89号、議案第90号の2件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第89号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金減額による水道建設費の減額が主な理由でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成27年度、対馬市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,755万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,257万2,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとし、第2条で地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は4ページ、5ページの第2表債務負担行為によるものとし、第3条で地方債の変更は4ページ、5ページの第3表地方債補正によるものとなります。

それでは、補正予算の内容について歳入から御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款1項2目一般会計負担金500万円の減額は消火栓設置事業負担金の減、3款1項1目簡易水道事業補助金6,000万円の減額は、簡易水道事業国庫補助金の減、6款1項1目一般会計繰入金3,445万4,000円の減額は、建設費の減が主な理由であります。2項1目簡易水道基金繰入金700万3,000円の増額は、水道管理費の増に伴い、繰入金を追加するものであります。9款1項1目簡易水道事業債2,510万円の減額は、簡易水道改良事業債の減が主な理由であります。

続きまして、歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項水道管理費1目一般管理費712万7,000円の増額は、職員手当と委託料の追加

が主なものであります。2目施設管理費39万円の増額補正は資材費の追加によるものであります。2項水道建設費1目水道建設費1億2,300万円の減額は13節委託料、15節工事請負費の減が主なものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款1項公債費1目利子206万8,000円の減額は、長期償還利子確定による減でございます。

14ページ及び15ページに補正予算給与費明細書を添付しております。

続きまして、議案第90号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）は次のとおり定めるものであります。

第2条平成27年度対馬市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を第1款水道事業費用を202万4,000円増額補正し、3億2,865万4,000円とするものであります。

第3条予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,832万6,000円は当年度分消費税資本的収支調整額2,372万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億459万9,000円で補填するものとするに改め、資本的収入の予定額を1,100万円減額し、2億5,169万円とし、資本的支出の予定額を1,100万円減額し、3億8,001万6,000円とするものであります。

第4条予算第8条中、職員給与費7,762万2,000円を7,561万4,000円に改めるものでございます。

予算書4ページ、5ページに補正予算給与費明細書を記載しております。

それでは、補正の内容について、御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目排水及び給水費429万3,000円の増額補正は、2節職員手当、22節動力費の増加が主なものであります。2目総係費476万9,000円の減額補正は人事異動に伴う職員人件費の減が主なものでございます。2項営業外費用3目消費税250万円の増額補正は消費税の中間納付額の増によるものであります。

続きまして、資本的収入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款資本的収入2項国庫補助金1目簡易水道国庫補助金550万円の減額補正は内院及び佐須

簡易水道基幹改良事業の国庫補助金の減であります。3項負担金1目他会計負担金1節一般会計負担金550万円の減額補正は、内院及び佐須簡易水道基幹改良事業における建設改良負担金の減であります。

次に、資本的支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費1,100万円の減額補正は、次ページの21節工事請負費の内院及び佐須簡易水道基幹改良事業の減が主なものであります。

以上で議案第89号、議案第90号の概要について説明をさせていただきました。よろしく御審議のうえ、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

まず、保健部関係、議案第84号から第88号までの5件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、水道局関係、議案第89号及び第90号の2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております7件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

7件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第84号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第85号、平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第86号、平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第87号、平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第88号、平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第89号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第90号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第91号

日程第33. 議案第92号

日程第34. 議案第93号

日程第35. 議案第94号

日程第36. 議案第95号

日程第37. 議案第96号

○議長（堀江 政武君） 日程第32、議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第37、議案第96号、対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例までの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました議案中、議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は7ページになります。参考資料の新旧対照表は1ページでございます。よろしく御願いたします。

現在、本市を含めまして、県内の6市6町2組合の14団体が、長崎県市町村行政振興協議会との間で協定を交わし、統一的情報公開審査会及び個人情報保護審査会の審査業務を共同で行っ

ておるところでございます。

その審査会を県北地域と県南地域に区分いたしまして、共同で設置をしており、その委員をそれぞれの市が委嘱をするということでまいっております。

今回、その審査会委員の報酬並びに費用弁償の額を参加団体が統一して定めようとするものでございまして、別表中にその区分を新たに追加しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） ただいま一括議題となりました議案中、議案第92号及び第93号につきましては、市民生活部の所管でございますので、続けて提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第92号、対馬市税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、議案集の9ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、27年度税制改正により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、地方税法総則に定める猶予制度について、納税者の負担の軽減を図り、早期かつ的確な納税の履行を確保するため、納税者の申告に基づく徴収や換価の猶予制度を創設し、地方分権の推進や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、徴収や換価の猶予に係る申請手続について、各地域の実情等に応じて条例を定めることになったことによるものでございます。

また、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年9月の30日で公布されたことに伴い、市役所へ提出する申請書等の様式に、提出者等の個人番号や法人番号を記載する欄が追加されたことによるものであります。

なお、附則で施行期日を平成28年4月1日といたしております。

ただし、対馬市税条例の一部を改正する条例の一部改正第2条の規定につきましては、公布の日から施行することといたしております。

参考資料として配付しております一部改正条例新旧対照表の3ページから11ページを御参照くださるようお願いいたします。

続きまして、議案第93号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の15ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、平成27年10月5日に施行されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づき、平成28年1月以降、個人番号カードが交付申請者に対し交付されることに伴うものであります。

改正の主なものは、個人番号カードは、国が委託する機関である地方公共団体情報システム機構で作成され、市役所を通して交付されることとなっており、発行に要する経費は全額国庫補助対象となっております。

ただし、紛失や破損された場合の再交付については、国庫補助の対象外となるため、県内各市町村と同様に、個人番号カードの再交付手数料相当経費である1件当たり800円を徴収することといたしております。

あわせて、既存の住民基本台帳カードについては、個人番号カード交付開始に合わせて新規発行ができなくなることから、住民基本台帳の交付手数料を消除することといたしております。

なお、附則で施行期日を平成28年1月1日といたしております。

参考資料として配付しております一部改正条例新旧対照表の13ページを御参照くださるようお願いいたします。

以上で、議案第92号及び議案93号について、提案理由と内容の説明を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第94号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案集は17ページでございます。

今回、公園等施設における移動販売車による施設利用につきまして、使用料を徴収するため、公園等設置条例第6条第1項中、別表第2の次に別表第3を新たに追加し、移動販売の行為許可を行う許可施設並びに使用料等について規定するものであります。

これまで、移動販売行為による公園施設の占有につきましては、増え続ける観光客の公園利用の満足度を向上させるため、一定の枠内で許可を行ってまいりましたが、使用料は徴収しておりませんでした。

しかしながら、ここ最近、許可申請が複数上がってくるなど、許可をするに当たっての調整が必要となるなどの事例が発生していることに鑑みまして、今回、移動販売に対する許可基準、ガイドラインを全体的に見直すとともに、公園使用料の対象とするため、必要な条例改正を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することにいたしております。

ます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第95号、対馬市へき地保育所条例の提案理由について御説明申し上げます。

議案集の19ページをお開き願いたいと思います。

本年度から、子ども・子育て支援新制度が開始されましたが、国においてその制度の詳細について、段階的に決定される中、へき地保育所事業につきましては、地域の特性を考慮された地域型保育事業における特例保育として位置づけられました。

また、新制度へ移行することにより、利用者負担額についても、これまでの定額設定から世帯の所得状況等で決定される階層区分設定へと変更することになります。

よって、今回の本条例の改正につきましては、その新制度に即した内容とし、全部の改正を行うものであります。

現行の条例との主な改正部分について説明いたします。

新旧対照表の17ページをご覧ください。

第4条で、現行では、「入所の決定は福祉事務所長が定める」としていましたが、改正案では、「入所の承諾」とし、「市長に申請をし、承諾を受ける」としております。

利用者負担額、従来の保育料でございますが、この負担額につきましては、新旧対照表は18ページと19ページになります。

現行では、第7条で、1人当たり月額9,000円として定額の設定としていましたが、今回の改正案では、第6条において、「利用者負担額」と言葉を改め、表のとおり階層区分を設定することにより、低所得者やひとり親及び障害者あるいは障害児等世帯への経済的負担の軽減を図りました。

そのほかは、言葉の改めに伴う変更によるものであります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日より遡及して適用するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第96号、対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について、提案理由を説明いたします。

議案集の23ページをお開きください。

子ども・子育て新支援制度が平成27年4月からスタートし、幼稚園の保育料が各世帯の所得に応じた応益負担による保育料が国から示されました。

本市におきましては、今回の保育料の改正については、市民への周知期間が必要であると判断し、平成27年度までは公立の幼稚園の保育料について、現行の対馬市立幼稚園保育料等徴収条例に基づき、園児の保護者から定額の入園料・保育料を徴収することとしてきました。

国から示されました幼稚園の応益負担による階層区分や利用者負担額、多子軽減等について、各幼稚園の保護者、各関係する地区への説明会を実施し、内容について御理解を得ることができましたので、平成28年4月1日から、対馬市立幼稚園の利用負担額を改正するに当たり、平成27年3月31日、条例第55号で制定した対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に一本化するため、今回、対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例を提案し、議会の議決をお願いするものでございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第96号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから6件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第94号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例についてなんですが、この件につきましては、以前は軽自動車に限定してたと思うんですが、そのあたりについて、この改正時に取り扱いが変わったのかどうか、お聞かせをください。

それから、たしか更新は半年ごとだったと思うんですが、その更新の期間等について変化があれば教えてください。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） お答えいたします。

これまで、許可車両につきましては、スペースの関係で、軽自動車に限定しておりました。今回、条例を改正するに当たりまして、同時にガイドラインというものも見直しをしております。今回のガイドラインの見直しによりましては、車両の種類は問わないということといたしております。

ただし、公園設置条例の第8条に規定しておりますように、公園の管理上、支障がある場合は許可はしないという、そういう場合がございますので、スペースに余裕がない駐車場もございますので、そういう運用をしていきたいと考えております。

軽自動車に限定していたものを今回の見直しでそれを取っ払ったということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、更新の期間でございますが、これまでは許可期間を約6カ月ということにいたしておりましたけども、今回の見直しで3カ月おきに見直しをすると。複数ありますと、3カ月に、複数の申請が上がりますと、抽せんということを考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の説明の内容は、理解できました。

後段の部分なんですけど、3カ月で更新ということなんですけど、商売をするに当たって、こういうものを売ってるというのが知れ渡って買い物に、そこで何か買おうということになるのに、3カ月では短過ぎると思うんです。「先々の時計となりゃあ小商人」っていう言葉があります。そこに行けば、必ずそういう物が売ってあるんだということでないで、商売というのは成り立ちません。

そのあたりを考えると、この3カ月という期間は短い。しかも、こういうところで移動販売する際には、保健所のたくさんの許可が必要になってきます。その中で、3カ月だけで、あと全然できなかったという形であれば、それも覚悟のうえで取れというのであれば、それで、そういう考え方もあるかとは思いますが、そういう煩雑で、かつ少額ではない許可を取って、やることになりますので、これは、商売のためというよりも、今、訪れてる韓国人観光客が主になってくるでしょうが——の満足度を上げるという意味からも、この期間についてはもう一度よく検討をお願いして、要望という形をお願いしておきます。

これ、一括採決ですので、ガイドラインが変わったようですから、そのことについて資料を私はいいただきたいので、後でよろしくお願ひ、後で結構です。よろしくお願ひします。

○議長（堀江 政武君） ありますか。総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 若干御説明をしたいと思いますが、例えばそこに、今回、5カ所ほどの許可施設を記載をしておりますが、例えば、鰯浦の韓国展望所は、スペース的にやっぱり1台の許可が妥当だろうという気がいたします。ただ、三宇田の浜の海水浴場、このあたりは県有地以外の市有地であれば、複数の許可が可能だろうと思います。それから、烏帽子岳の駐車場につきましても、2台相当は、2台あたりはオーケーだろうというふうな考えをしております。

先ほどの3カ月は短いということにつきましては、公園の設置目的といたしましては、第一義的に住民の健康増進とか、そういったものが目的でございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それから、ガイドラインにつきましては、今回の条例改正が終わりますと、3月末に向けてガ

イドラインをきちんと詰めていくということにいたしておりますので、その点、それができ上がり次第、また御配付をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか。

○議員（6番 脇本 啓喜君） はい。

○議長（堀江 政武君） ほかに。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今の脇本議員の質問と関連があるんですけども、これまでは、軽自動車のみを認めていたというふうな答弁があったんですけども、このことについては、今まで許可を出す段階で、法の解釈について、行政サイドで法の解釈を、いわゆる錯誤といいますが、取り扱いを間違ったことはなかったでしょうか。確認をしたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 法の解釈がなかったのかということなんですけど、ガイドラインを見直す前につきましては、一応、道路運送車両法に規定する軽車両というようなことを担当者レベルでは考えておいたみたいですよ。

ただ、この道路運送車両法による軽車両というのは、具体的に言いますと、馬車とか、人力車とか、三輪車とかリヤカー。その点が、担当者がそのとき考えてるのは、軽車両っていうのは、軽自動車のことを念頭に置いたもので、その辺のことも検討する中で判明しましたので、そのあたりはきちんと軽自動車と、軽車両もしくは軽自動車というふうには是正、手直し、訂正をしたところでございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） このことについては、やはり法令の解釈については、大変難しいところもあるんですけど、やっぱりこれは、初歩的な行政サイドにおけるミスだというふうに私は捉えております。

そのことで、昨年、26年の2月から、あるいは4月、5月ぐらいにかけて、何件かのいわゆる許可申請が出されて、許可証が一旦出されておりますよね。幾つかの公園等で、公的な場、今、条例に上がったようなところで。ところが、その後、いわゆる今の法解釈に伴うことで、いわゆる軽自動車しかだめだからということで、取り消しにあった移動販売業者の方がおられるように聞いております。

それで今、部長から説明があったように、その後、市のサイドでいろいろガイドラインをつくらせたり、ほかのところの自治体の状況等も調査されて、今回、ガイドラインがつくられて、また、こういう条例提案があったことになっておりますが、そのことは前進として捉えたいんですけども、一旦2月から5月にかけて出された許可申請を取り消した。取り消したところに法解釈のミスがあったというふうに思うんですが、その後、それを今回設定する条例を制定して、議会に上

げるまでの間に、約1年半かかってますよね、ですね。1年半の間かかったということは、これは、やっぱり行政のいわゆるスピーディーな展開ということから行けば、市民にとっては、大変これを生活の糧としてある方にとっては、困ったことだったというふうに思います。

私も、そういう声を聞きましたので、関係部署には何回かお願いをしましたところ、関係部署、それなりに対応してくださったんですけど、やはり、せめてこういうことが起こったときには何か月内とか、あるいは年度内に解決すべきだと思うんです。それが、やはり1年半かかったというのは、これは十分、今後同じようなことが起こらないように注意していただきたいということを強く要望しておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） この移動販売の許可を行ったのが、平成20年ごろで、7年ぐらい前から始まったことなんですけど、現在、許可をしているのは全島で2件ありまして、烏帽子岳駐車場が1台、それから三宇田浜が1台、計2件なんです。平成20年ごろは、確かに三宇田浜でも二、三件の申請が上がった。ところが、やっぱりその営業行為というのは、短時間とか不規則な、一日ずっとそこに常時、毎日ということではございませんので、そういったいろんな不規則な営業であったり、途中で中止をされたり、営業行為が必ずしも継続そして定着したものはなかったと。そういう意味で、認定がしづらいと。やっと条例改正まで至ったんですけども、いろんな調整の中で、今回の条例に改正に至ったということで、この間のいきさつについては御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから6件について各案ごとに討論、採決を行います。

議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、対馬市税条例等の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第94号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、対馬市へき地保育所条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号、対馬市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第97号

○議長（堀江 政武君） 日程第38、議案第97号、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第97号につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は25ページでございます。

対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてでございますが、本条例は、国民一人一人に付されることとなりました個人番号、いわゆるマイナンバーでございますが——を対馬市が行う行政事務において利用することを可能とするため、新たに本条例を制定しようとするものでございます。

マイナンバーを含む個人情報を市役所内の関係部署による利用できる事務を定め、各種申請等における添付資料の省略などにより、事務のスピード化と住民サービスの向上が図られるものとなります。

条例の内容についてでございますが、第1条でその趣旨を定め、第2条で用語の定義、第3条で市の責務、第4条で個人番号の利用範囲を定めてございます。

また、条例の施行日を平成28年1月1日と附則で定めてございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第39. 議案第98号

○議長（堀江 政武君） 日程第39、議案第98号、第2次対馬市総合計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま議題となりました議案第98号、第2次対馬市総合計画について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

多少長くなりますけれども、どうか御容赦をいただきたいと思えます。

第2次対馬市総合計画の策定につきまして、対馬市市民基本条例第15条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

総合計画は、本市の全分野別計画の最上位の計画であり、各計画をつなぐ総合的な計画でございます。国の法令や長崎県、対馬市の条例、本市の総合的な計画、施策、分野別計画と整合させ、連動しております。

総合計画は、これまでの10年間の成果や実施施策の検証をはじめ、新たな課題、現在進めている対馬市の重要施策を踏まえたうえで、策定の大きな方針といたしまして、市民の思いや誇りをしっかりと反映させた計画であること、行政職員はもとより、市民が使える計画であること、対馬らしさ、対馬ならではの特色を出した計画であること、市の各部局が策定している計画、施策と連動させた計画であることを掲げ、策定を進めてまいりました。

平成26年度より着手し、市民へのヒアリングや地域づくり宣言、地域づくり計画の作成、各種団体へのヒアリング、アンケート調査等の実施による、市民の思いや考えの把握を行うとともに、分野別の庁舎内各担当部局へのヒアリング等を重ねてまいりました。また、諮問機関であります総合計画等審議会を4回開催し、多くの御意見・御提案をいただいたところであります。

以上の取り組みにより、第2次対馬市総合計画における10年後のあるべき姿といたしまして、基本構想の柱といたしまして、「自立と循環の宝の島対馬」を目指し、4つの挑戦、「ひとづくり」、「なりわいづくり」、「つながりづくり」、「ふるさとづくり」のもと、基本計画といたしまして、14の最優先課題を掲げ、36の具体的の施策を明記しております。

別冊の第2次対馬市総合計画の冊子をご覧いただきたいと思えます。

2ページから5ページにつきましては、第1章序論で、総合計画の意義と位置づけ、計画期間

及び策定方法につきまして明記しております。

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画期間となっております。

今回の計画の大きな特色であります市民の声といたしまして、5ページ中段をご覧いただきたいと思います。

外部集落支援員によります市民へのヒアリングを327名の方、地域マネージャー制度を活用した地域づくり宣言が98地区、地域づくり計画は64地区作成されております。そのほか、各種団体へのヒアリング、アンケート調査を実施しております。

今後、市民の関わりが求められる中、多くの意見、提案をいただいております。

次に、6ページ、第2章でございます。「対馬の今、私たちの宝物を見つめ直す」と題しまして、7ページから8ページにかけて日本の現状、9ページから11ページにかけて、対馬市の概要と魅力を明記しております。「美しい自然が残る環境王国対馬」、「森・里・海の資源の豊かな島対馬」、「魅力的な人々が暮らす島対馬」、「大陸と日本をつなぐ日本遺産の島対馬」の魅力を挙げております。

続きまして、13ページの第3章でございます。「対馬のあるべき姿、私たちが実現していきたい対馬の未来」についてでございます。本計画の基本構想でございます。

14ページから18ページにかけて、市民の声として、アンケート調査結果、地域づくり宣言の取り組み内容、各地区の目指す地区像についてまとめております。

19ページに、対馬市の10年後の目標人口を掲げております。

20ページをご覧ください。

10年後の対馬のあるべき姿として、市民が大事にしたい4つの項目、宝物といたしまして、ひと、なりわい、つながり、ふるさとに結びつけて表現しております。

ひとづくりで「若者でにぎわう希望の島」、なりわいづくりで「地域経済が潤い続ける島」、つながりづくりで「支え合いで自立した島」、ふるさとづくりで「自然と暮らしが共存した島」をつくり、「自立と循環の宝の島対馬」を目指します。

21ページは、あるべき姿をイメージしたイラストでございます。

22ページは、ビジョン実現に向けた施策の全体像でございます。

4つの将来像に向けて4つの挑戦を掲げ、実現のため、14の最優先課題を解決するため、36の具体的な施策を明記しております。

続きまして、23ページ、第4章でございます。「4つの挑戦」でございます。

ひと、なりわい、つながり、ふるさとに関する最優先の具体的な施策を明記しております。本計画の基本計画に相当する部分でございます。

25ページをご覧いただきたいと思います。

挑戦の1でございますが、ひとづくりです。若者でにぎわう希望の島を目指すために3つの視点、最優先課題といたしまして、子どもを大切に育てる、若者が暮らせる環境づくり、外から若者を招き入れる、この課題解決のために6つの施策を優先的に展開してまいります。

内容につきましては、26ページから31ページに明記しております。

続きまして、33ページをご覧いただきたいと思います。

挑戦2のなりわいづくりです。地域経済が潤い続ける島を目指すために4つの視点、最優先課題として、1番、良質な対馬製品をつくる、2番、対馬産品に高付加価値をつけて販売する、3番、観光客の誘致による活性化、4番、ワクワクする新しい仕事の創造、この課題解決のために10の施策を優先的に展開してまいります。

内容につきましては、34ページから43ページに明記しております。

45ページをご覧ください。

挑戦3のつながりづくりです。支え合いで自立した島を目指すため、3つの視点、最優先課題として、1番、福祉と医療の体制を整える、2番、島内外の移動手段を確保する、3番、人と人とのつながりを守る。この課題解決のために9つの施策を優先的に展開してまいります。

内容につきましては、46ページから54ページに記載しております。

続きまして、57ページをお願いいたします。

挑戦4のふるさとづくりでございます。

持続可能な自然共生の社会を目指すために、4つの視点、最優先課題として、1番、安心・安全のインフラ整備、2番、文化・歴史を未来に残す、3番、きれいな地域をつくる、4番、自然の保全と持続可能な利用。この課題解決のために、11の施策を優先的に展開してまいります。

内容につきましては、58ページから69ページに明記しております。

次に、70ページをお願いいたします。

第5章でございます。計画を実行するに当たってでございます。

71ページをご覧ください。

実施主体と進行管理の方法につきまして、市民と行政が対等な立場で役割分担を明確にして、取り組みを進めてまいります。

また、議会におかれましても、計画が効率的・効果的に進みますよう御意見をいただくようお願いいたします。

次に、72ページをご覧ください。

進捗評価の時期につきまして、平成28年度からの実施に当たり、毎年度末に進捗把握を行い、前期5年間の評価結果をまとめ、後期へつなげていく予定でございます。

評価結果につきましても、市民にわかりやすく公表するとともに、意見等を募集することとし

ております。

最後に、73ページの参考情報でございます。

74ページに第1次総合計画の進捗についての分析結果、75ページから78ページにかけて、人口統計データを記載しております。

79ページは地域づくり宣言のサンプルを載せております。正式に製本をする場合には、作成された全ての地区の地域づくり宣言を記載いたします。

80ページから81ページは、同じく外部集落支援員によるヒアリング実施結果を載せております。これにつきましても、製本時に全ての項目について記載をいたしたいと思っております。

82ページにつきましては、本年6月下旬から7月にかけて、島を離れた20代から30代の若者の帰郷意識についてアンケート調査を行った結果でございます。

83ページは、対馬市の市民基本条例をわかりやすくイメージ化したものでございます。

84ページは、審議会委員名簿でございます。

85ページは、審議会条例を載せております。

86ページからは、用語解説となっております。

以上、概略ではございましたが、総合計画の内容説明及び提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今、提案された中で、19ページのところに対馬の人口推計というところで、一応、2025年は目標人口を2万8,000人に設定するというふうに記載をされております。それで、この総合計画との関連で、先般、全員協議会、11月2日のときに示された資料の総合戦略の中で、34ページには将来推計人口として、この時点では2045年、それから2060年については記載がございませんでした。

私、一般質問で一度挙げたことがあるんですが、そのときに、総合計画との調整を図りながら総合戦略をつくるときに、目標設定したいということでもございましたけども、2045年あるいは2060年というのは、国とか県とかのいわゆる人口フレームといいますか、枠設定のときには目標が大体定められておりますし、県内の自治体も、そのあたりの数字を示しているところですけども、対馬市としては、2045年や60年のところの設定はどういう考えで臨むのか、お聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） この人口ビジョンにつきましては、並行して進めておりました

総合戦略と連動したものでございますけども、2045年の目標人口は2万3,000人といたしております。

これにつきましては、合計特殊出生率を2020年までに2.2まで上昇させ、また、社会移動を2040年までに均衡にさせることにより、先ほどの総合計画の2025年の人口が2万5,950人となりますけども、人口減少対策に取り組むことによりまして、若者の割合を高め、人口を2万8,000人にすることを目標としたものでございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 2060年は、設定はないんですか。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 2060年につきましては、2万人を目標といたしております。

○議員（2番 小島 徳重君） わかりました。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議長、動議。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第98号については、議長を除く議員全員20人の委員で構成する対馬市総合計画審査特別委員会を設置し、それに付託して審査することを望みます。

○議長（堀江 政武君） ただいま脇本啓喜君から、議案第98号の審査については、議長を除く全議員を委員とする対馬市総合計画審査特別委員会を設置し、審査することの動議が出されました。この動議に賛成される方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 動議の提出理由を述べたいのですが、お許しいただけるでしょうか。

○議長（堀江 政武君） この動議は2人以上の賛成者がいますので、成立をいたしました。6番、脇本啓喜君、どうぞ。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 改めまして、動議の提出理由を述べさせていただきたいんですが、お許しいただけるでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 結構です、どうぞ。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 動議の提出理由は、次のとおりです。

当該計画は、10年間にもわたる長期計画であるばかりか、ほかの2常任委員会に分割付託が適当と思われる部分も含まれております。本来であれば、ケーブルテレビに放映させる本会議で、市民に公開しながら慎重審議すべきだろうと思いますが、議長が一旦委員会で付託を宣言した以上、それはかないません。

地方自治法96条2項の改正で、議会議決権拡大を図ることが可能となりましたが、対馬市議会は、いまだにそのことを決定しておりません。そのような本市では、とりあえずこの総合計画と過疎、辺地計画については、議会に諮ることと決めていました。

当該計画策定に当たっては、第1次計画の数値目標等の達成状況の検証が必要です。また、計画の方向性の検証はもちろん、目標設定の適当性と多岐にわたる審査が要求されます。

したがって、議案第98号を総務文教常任委員会のみに一括付託することは、あまりにも乱暴だと考えます。かといえ、分割付託に適さない分野もあります。

10年間にもわたる市の方向性を示す根幹となる長期計画の審査を、市民から付託された議会に身を置く者として、全議員で慎重かつ適正な審査をすべきで、そうでなければ、市民から職務怠慢との批判を受けるでしょう。

改めて議案第98号を対馬市総合計画審査特別委員会を設置し、それに付託することに対して、議員諸氏の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりましたので、脇本啓喜君の動議を議題として、起立によって採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。よって、この動議は否決されました。

本件は、議案審査付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程第40. 議案第99号

日程第41. 議案第100号

日程第42. 議案第101号

日程第43. 議案第102号

日程第44. 議案第103号

日程第45. 議案第104号

日程第46. 議案第105号

日程第47. 議案第106号

日程第48. 議案第107号

日程第49. 議案第108号

○議長（堀江 政武君） 日程第40、議案第99号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてから日程第49、議案第108号、対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定についてまでの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました議案第99号から議案第108号までの10件につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

議案書は、31ページからでございます。

これらの議案は、市所有の公の施設のうち、市内各地区に設置してございます住民集会施設等の指定管理者の指定についてでございます。

当該施設の管理運営につきましては、平成23年4月1日より、地元地区あるいは地元漁業協同組合を指定管理者として管理運営をしておりますが、平成28年3月31日をもちましてその期間が満了となります。

施設の設置目的からいたしまして、条例第5条第1項第4号の規定による公募によらない候補者として選定をし、引き続き議案各号に示します地元地区等を指定管理者の候補者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

選定の理由といたしましては、当該施設は、地区や地域住民のコミュニティーや福祉増進等を目的として設置をされたものであり、地区住民等が主体的に利用する地域密着型の施設であり、地域の活力を活用した管理を行うことにより、地域住民の生活環境の向上や施設の設置目的に沿った効率的・効果的な運用が図られることにより、引き続き選定をするものでございます。

なお、指定管理期間は、いずれにおきましても平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間といたしております。

それでは、各議案の説明をいたします。

議案第99号でございますが、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定については、対馬市安神公民館から糸瀬コミュニティーセンターまでの11施設につきまして、施設の所在する区を引き続き指定するものでございます。

議案第100号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定についてにつきましては、青海区を引き続き指定するものでございます。

議案第101号、対馬市生活館の指定管理者の指定につきましては、高浜生活館を除きます

21施設につきましては、各施設の所在する区、高浜生活館につきましては、施設所在地の美津島町高浜漁業協同組合を引き続き指定するものでございます。

議案第102号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定につきましては、阿連へき地保健福祉館から水崎へき地保健福祉館までの6施設につきまして、それぞれ所在する区を引き続き指定をするものでございます。

議案第103号、対馬市住民センターの指定管理者の指定につきましては、尾崎住民センターから琴住民センターまでの6施設について、同じく所在する区を指定するものでございます。

次に、議案第104号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定につきましては、尾浦老人憩の家から伊奈老人憩の家までの10施設について、同じく所在の区に指定をするものでございます。

次に、議案第105号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定につきましては、下原地区活動促進施設から一重地区集会施設などの43施設について、区のほうに引き続き指定をするものでございます。

議案第106号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定につきましては、南室地区漁民研修集会施設から芦見研修集会施設などの17施設につきまして、施設が所在する区もしくは所在の漁業協同組合に引き続き指定をするものでございます。

次に、議案第107号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定につきましては、佐須奈地区漁民集会休憩施設から鹿見地区漁民集会休憩施設までの3施設について、施設所在の漁業協同組合に指定をするものでございます。

最後に、議案第108号、対馬市大增地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定につきましては、当該施設の所在する大增区を引き続き指定をするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。よろしく御審議のうえ、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） あらかじめ申し上げます。本日の会議は、議事の都合により延長します。

暫時休憩します。再開は4時からとします。

午後3時44分休憩

午後3時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

説明が終わりましたので、これから10件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております10件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。10件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから10件について、一括して討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第99号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、議案第100号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について、議案第101号、対馬市生活館の指定管理者の指定について、議案第102号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について、議案第103号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、議案第104号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について、議案第105号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について、議案第106号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について、議案第107号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について、最後に議案第108号、対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定についての10件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。10件は原案のとおり可決されました。

日程第50. 議案第109号

日程第51. 議案第110号

日程第52. 議案第111号

○議長（堀江 政武君） 日程第50、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についてから日程第52、議案第111号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました議案中、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は53ページでございます。

本件、湯多里ランドつしまの管理運営につきましては、平成23年4月1日より、有限会社対馬ビルサービス様を指定管理者として管理運営をしておりますが、平成28年3月31日を

もちましてその期間が満了をいたします。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体からの申請がございました。

選定の結果、指定管理者候補者といたしまして、対馬市美津島町根緒468番地80、有限会社対馬ビルサービス様を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、対馬市指定管理者選定委員会におきまして、選定方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等の審査及びヒアリング等の聴取により総合的に判断し、安定した施設運営が託されるものと、有限会社対馬ビルサービス様を湯多里ランドつしまの指定管理者候補として選定をいたしました。

管理委託料は、年3,500万円を予定をいたしております。

なお、指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間といたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第110号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いします。

対馬市福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、現在、施設の指定管理者は3つの施設ともに社会福祉法人対馬市社会福祉協議会であり、指定管理期間の5年間で平成28年3月31日をもって満了となることから、指定管理者の更新をするものであります。

まず、表の上段と下段、豊玉町福祉センターと上対馬町地域福祉センターについて御説明いたします。

この2つの施設の候補者の募集につきましては、非公募としております。公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識していますが、このセンターは、本市の地域福祉振興策の拠点施設として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、研修事業等を行うことを目的として設けられた施設であります。

現在、指定管理者の対馬市社会福祉協議会は、民生児童委員や老人クラブ等の各種福祉団体と密に連携し、さまざまな活動を行っているほか、団体組織等の事務局機能を担い、法人の事務所を同施設に設置するなど、同施設と一体不可欠な関係にあり、本市と共同し地域福祉の推進役として機能をしております。

したがいまして、対馬市社会福祉協議会が管理運営することで、施設の効率的な運用及び利用者の利便性向上が図られることから、特命指定、いわゆる非公募で更新することといたしました。

非公募ではありますが、指定管理者として指定している社会福祉法人に対し、指定管理者指定申請書の提出を求め、過去の実績から今後の事業計画等を審査しました。

指定管理者候補の選定に当たっては、外部からの委員を交えた対馬市指定管理者選定委員会により、選定基準に沿って審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、健全な管理運営が見込まれることから、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

次に、表の中段、上県町地域福祉センター喜多の苑について御説明申し上げます。

公の施設の指定管理につきましては、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であります。当センターでは、さきに説明しました豊玉並びに上対馬の福祉センターと同様の機能や業務とあわせまして、デイサービス事業等を実施しており、上県町の特に佐須奈、佐護地区を中心にそのサービス提供を行っています。競争により職員のサービス意識が向上し、広くニーズに応じた業務の提供が可能になるとのことから、規定に基づき公募といたしました。

公募を行いましたところ、現指定管理者である対馬市社会福祉協議会1団体のみの申請がありました。指定管理者選定委員会で事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

以上、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第111号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定について、提案理由を御説明いたします。

議案集57ページをお開きください。

美津島町にある対馬市緒方体育館の指定管理につきましては、現在の指定期間が平成28年3月31日までとなっております。対馬市の公の施設の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同施設の指定管理につきましては、対馬市指定管理者選定委員会において、公募によらない候補者の選定を行うことで決定したところでございます。

現在の指定管理者である緒方区との間で、新たな指定管理についての協議を行い、合意に至りましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとする

るものであります。

公の施設の名称、対馬市緒方体育館。指定管理者、対馬市美津島町緒方266番地緒方区。指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間としております。

以上で、議案第111号の提案の理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第109号を除く議案第110号及び議案第111号の2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第110号及び議案第111号の2件について一括して討論、採決を行います。2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

議案第110号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について、議案第111号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定についての2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定については、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第53. 議案第112号

○議長（堀江 政武君） 日程第53、議案第112号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま議題となりました議案第112号、財産の処分について、

その提案理由を御説明申し上げます。

議案集の59ページをお願いいたします。

美津島町雑知甲738番地10にあります特別養護老人ホーム浅茅の丘についてでございます。

本施設の管理運営につきましては、平成23年4月1日より社会福祉法人あすか福祉会を指定管理者として委託し、管理運営を行ってまいりましたが、平成28年3月31日をもって契約期間が満了となります。

来年度以降の運営につきましては、上県町佐須奈にございます特別養護老人ホーム日吉の里と同様、施設、運営ともに民間へ移譲したく事務を進めてまいりました。

公募により運営していただく熱意のある社会福祉法人を募集しましたところ、10月末の締め切りまでに、対馬市内で高齢者施設を運営している1つの社会福祉法人から申請がありました。その申請内容を選定委員会にかけ審査しましたところ、十分に応募資格があると判断し、また、土地、建物合わせた譲渡額も、不動産評価価格をもとに設定しました最低売り払い価格を上回っております。

結果、譲渡先の社会福祉法人を決定しましたので、財産処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

落札決定に至るまでの主な経過であります。平成27年9月11日、運営法人の公募を開始し、9月29日には現地説明会を開催、そして、10月30日に公募を締め切りました。公募には1団体のみの申請があり、社会福祉法人あすか福祉会理事長素花源之氏が、消費税相当額を含めた1億2,600万115円で応札をされました。去る11月20日に、同氏を相手方とした仮契約を締結しております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

土地の登記面積は5,131.65平方メートル、施設の構造は鉄筋コンクリートづくり、施設の床面積は1,876平方メートルでございます。

なお、土地、建物及び物品等の引き渡し期日を平成28年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第54. 議案第113号

日程第55. 議案第114号

○議長（堀江 政武君） 日程第54、議案第113号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大船越地区）及び日程第55、議案第114号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第113号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大船越地区）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

議案書の61ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は、旧美津島町が施工いたしました大船越漁港整備事業に伴い、岸壁敷、護岸敷、道路敷及び施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、美津島町大船越字古里に編入するものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図、求積平面図を添付して、黒で色濃く表示している部分で、美津島町大船越字古里176番2及び176番11に隣接する埋立地の地先で、面積3,835.35平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第114号につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の67ページをお願いいたします。

議案第114号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）でございますが、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は、対馬市が事業主体で施工いたしました比田勝港湾関連施設整備工事において、土地再開発用地及び水産関連施設用地として、公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上対馬町網代字瀬ノ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し、黒塗りで表示している部分でございますが、上対馬町網代字瀬ノ浦516の2、516の3及び549の5地先並びに561の3に隣接する水路地先で、面積は8,625.19平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議のうえ、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから2件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第114号、網代のほうの土地についてなんですが、ここ、70ページにも書いてあるとおり、ここは港湾のすぐ近くで、企業誘致等のために整地されているはずなんですが、現在、グラウンドゴルフ場が整備され、お年寄りの憩いの場になっております、高齢者の。

高齢者の健康推進という観点からは、いい活用だとは思いますが、もともとは企業誘致として整備した土地であります。実際、工場をここで建設したいという相談もあった際、やはり賃料が高額だということで断念したという経緯もございます。

この整備については、まず、ここは市の土地なのか、県の土地なのか、その辺からの御回答、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） 先ほど説明しましたように、対馬市が整備をした土地で、市の所有する土地でございます。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 現在、整地がされておりますが、この整地についての予算は、どういった形でなされたのでしょうか、回答をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） 比田勝港湾関連施設整備工事という工事名称で、25年度からの分でありまして、大体が公共工事の残土を入れ込んだ分でございますので、その残土処分の工事費でございます。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 一応、比田勝区の老人クラブに、多分無償貸与という形で、企業誘致が済むまでの間ということでお貸ししてると思うんです。そのことについては、先ほど申し上げたように、健康増進という観点からも、比田勝地区内にはグラウンドゴルフをするような、そういう広い土地がございませんので、活用としてはいいというふうには考えております。

ただし、その整地についてはどういう予算で行ったかということなんですが、元気創出資金とかそういうものを使われてるのでしょうか。もしそうであれば、市の土地に市の補助金を使って整備するという形になりますので、ちぐはぐな予算のつけ方だと思いますが、そのあたり、そういう予算はついてないのかどうか、回答をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） この分につきましては、比田勝区及び老人クラブの代表者の方々が、認定こども園建設前は、旧役場跡地でグラウンドゴルフを楽しんでおりました。こども園建設に伴い、利用が出来なくなったために埋立地の公用及び公共用に供するまでの間、地域に貸与して利用させていただきたいということがありましたので、公共用地に供するまでは地域住民の健康と福祉の向上に寄与するものということで、お貸ししております。

先ほどおっしゃいました整地につきましては、原材料費ということで、総合政策の地域マネージャーのほうの予算がついて整地をしたと伺っております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 一応、地域マネージャーの予算がついたということは、やはり補助金ではないのでしょうか。市の土地を整備する、無償で、法人格はないといえ、老人クラブに貸与する。これは、法的には問題はないのでしょうか。

というのは、せっかく今、健康増進のため、たくさんの方が利用されています。そういう手続の不備ということで、何か問題があれば使用できなくなりますので、そのあたりをはっきりさせていただきたいのですが、総合政策部ですか、これは。

○議長（堀江 政武君） 休憩します。

午後4時28分休憩

午後4時34分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について一括して討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第113号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大船越地区）、議案第114号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）の2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

2件は原案のとおり可決されました。

日程第56. 議案第115号

○議長（堀江 政武君） 日程第56、議案第115号、長崎県市町村行政不服審査会の共同設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第115号、長崎県市町村行政不服審査会の共同設置について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は73ページでございます。

平成28年4月1日より施行されます改正行政不服審査法により、第三者機関とした行政不服審査会の設置が地方自治体へも義務づけられるようになります。

第三者機関の形態につきましては、常設型、非常設型のほか、複数の地方自治体で共同設置する、あるいは他の地方自治体に委託することなども認められております。

予想される審議案件の件数から、単独で設置するには非効率的であることや、委員の選任等においても、弁護士などの法律の専門分野に長けた人材の確保についても容易ではございません。

これらの事情を考慮すると、審査会の効率的な運営、適切な人材確保を可能とするため、長崎県市町村総合事務組合を代表団体として、本市を含む県内の7市6町5組合で行政不服審査会を共同設置することといたしております。

74ないし75ページに、審査会の共同設置規約を添付をいたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第57. 発議第4号

○議長（堀江 政武君） 日程第57、発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） ただいま議題となりました発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例について提案理由を説明いたします。

本条例案は、鎌倉時代後半から明治維新まで、宗家の城下町として栄えた厳原の町並み景観等

をはじめとする対馬市の貴重な財産を後世に継承しつつ、今後のまちづくりに活かしていくという趣旨のもとに提案するものであります。

では、発議及び条例案の内容について説明します。

発議第4号、平成27年12月8日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員淵上清。賛成者、対馬市議会議員船越洋一、同長信義。

対馬市伝統的町並み保存条例について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

条例の内容説明ですが、まず、第1条は、目的を定めております。この条例は、本市における伝統的町並みの保存に関する基本的事項を定め、もって市民の文化的資質を高め、郷土愛の高揚に資するとともに、景観資源を活かした観光や地域間交流の促進を目的とする。次に、第2条は、伝統的町並み、保存区域、保存建造物の定義でございます。続いて、第3条及び第4条は、保存対象物の指定と解除に関する規定、第5条は、保存計画の策定についての規定、第6条は、保存対象物の現状変更を行う場合の届け出と市長の助言・指導についての規定、第7条は、保存対象物件の修理・修景・復元に係る経費の補助についての規定、第8条は、審議会の設置に関する規定、第9条は、本条例の施行に関する委任規定でございます。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行することを定めております。

以上が、提案理由の説明でございます。審議のうえ、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第58. 請願第2号

○議長（堀江 政武君） 日程第58、請願第2号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

○議長（堀江 政武君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。あすは、常任委員会の議案審査を午前10時から予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後4時44分散会

平成27年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成27年12月11日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成27年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

追加日程第1 議員入江有紀君に対する懲罰動議

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

追加日程第1 議員入江有紀君に対する懲罰動議

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 淵上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 神宮 満也君 次長 糸瀬 美也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日 亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。入江有紀と申します。よろしく願いいたします。

一般質問に入ります前に、一言市長に言わせていただきたいと思います。

国境花火大会の件なんですけど、人様の山を4時間以上も燃やしておいて、テレビの前で謝ったときの態度が、市民の方から言ってきたんですけど、台の上に手をつけて謝られたそうですが、ほかの2人の方はきちんと謝られたそうです。でも、市長だけが台の上に手をつけて謝ったと。あれは本当の謝りじゃないということで、市民をばかにしておるのかという意見が来たんですけど、私もそうだと思います。

普通、謝るなら、台から下がって、台の上に手をつかないで謝るべきじゃなかったんでしょうかと私は思いますが、対馬市長としてそんな態度を市民から見られて、恥ずかしくないですか。もうちょっと常識のある態度で、謝るべきだったと私は思います。

そして、5時20分と5時40分に北警察署が何か実行委員会のほうに注意をしたそうですが、副市長がついておって、市長は出張だったんですけど、副市長がついておって、これ何をしたんですか、こんなの。

大きな火事を起こして、本当、市民に対して、人様の山の4時間以上も焼いてから、迷惑をかけているんですけど、台の上に手をつけて謝るようなことはしないでください。市長として恥ずかしいと思います。以上です。

一般質問に入らせていただきます。

ホテル誘致について、対馬市がホテル誘致の公募をしているのですが、希望者の質問に対して答えが答えになっていない。市長は本当に誘致をするお気持ちがあるのですか。

そして、新病院のことについてなんですが、私はこれを一般質問で出したら、ある議員から病院企業団を怒らせるようなことはするなということで、一般質問を取り下げるように言われましたが、私は市民の代表ですので、市民の不満を言ってあげるのが当たり前だと思いますので、取り下げはしませんでしたので、言わせていただきます。

第3に、大船越の野積み場用地の建物についてなんですが、やっと今、竣功認可がおりたわけですが、今までこれ11年間もの間、そのままの状態にしておられた理由、そして担当はどなただったか、お答えください。

そして、いつはら病院跡地利用について、このことも、私はずっとやってきているんですけど、2年余りも。このことも取り下げろということだったんですけど、私は、市長が診療所を残すと言われてから、どのような市長が行動をされたか、厳原市民に対して、診療所を本当に残してあ

げようという気持ちで頑張られたかを、どんな行動をされたかをお答え願います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 通告に従い、質問に答えさせていただきます。

1点目のホテルの誘致について、このことにつきましては対馬市では、観光客数の増大による宿泊施設の不足という問題を解消するために、本年9月18日から対馬市が所有する上対馬町西泊ソモヤ地区1カ所及び巖原町東里野良地区3カ所の、計4カ所のホテル用地における宿泊施設整備事業者の公募を開始したところでございます。

公募開始後、10月8日に現地説明会を行い、質問書による問い合わせに対し、10月30日に回答をしたところでございます。

質問書につきましては2社から、14項目の質問をいただいているところで、市が管轄しております項目につきましては、可能な限り回答をさせていただいたところでございます。この質問の中には、国または県の所管に係る質問項目も含まれており、それらにつきましては、質問項目を所管する国、県等の機関をお知らせをし、回答にかえさせていただいたところでございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、参加意思表明書の提出期限が今月の12月15日、事業計画提案書の締め切りを平成28年1月25日とし、2月19日のプレゼンテーション、審査を経て、2月末までに応募者への可否を通知を行う予定にしております。

次に、2点目の新病院の対馬病院のことについて、通告書におきましては、市民からの要望というものを6月、9月と、病院側にお願いしていただくように私のほうにこの場でお願いをしたが、全然改善が見られないが、市民の要望を病院側に伝えてもらっているのかという御趣旨の質問趣意書が届いておりますが、この問題につきましては、おのおのの議会開催中に対馬病院のほうへ要望書としてお願いし、回答をいただき、議員をはじめ、議会の皆様へその回答書の写しはお渡ししております。

御承知のとおり、お願いされたことについては、病院側に確実に伝えているところであり、回答書をお渡ししたときも、議員さんからは何もほかに御意見はなかったように思っております。

対馬病院としても早急に対応できるものと、できないものがありましようから、改善が見られないものについては、今後も御意見としてお伝えをし、市民の病院としてふさわしい環境にしていただくよう、対馬病院を運営する長崎県病院企業団の一構成員として、市民の皆様からお聞きした要望や貴重な御意見は、今後もお伝えしていきたいというふうに考えております。

3点目の大船越の野積み場用地についてでございますが、この大船越の野積み場用地の無断使用につきましては、平成27年の第1回及び第3回定例会において、埋立竣功認可後、登記等の諸手続が完了した後において、総合的に判断し、対応していきたいと答弁をさせていただいてお

ります。

この野積み場用地につきましては、平成27年9月29日付で埋立竣功認可を受けましたので、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての議案を議会に上程させていただいております。

御指摘の野積み場用地内の施設につきましては、本議会に上程しております議案の議決後、登記手続に入ります。登記完了後、占用の経緯を確認し、法律、条例にのっとり、また、国、県の指導等も仰ぎながら、漁協及び地域の関係者とも協議をし、用地の賃貸、建物の撤去等も含め、総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、4点目のいづはら病院跡地の利用についてでございます。

この問題については、この場におきましてたびたび答弁をしておりますが、診療所を整備するまでの経緯については省略をさせていただきます。

診療所整備に向けてについてですが、9月議会において整備費として、工事請負費5,272万5,000円、備品購入費として1億円を予算計上し、議決をいただいております。

11月初めには、実施設計が完成しましたが、精査した結果、3,486万3,000円が不足することが判明しましたので、今回の議会において、補正予算として計上させていただいております。

補正予算を議決いただければ、早急に入札の事務を開始し、改修工事を済ませ、何とか早い時期に診療所を開院させたいというふうに思っております。

また、医師の確保についても、現在1名の医師と交渉しており、先月御来島いただき、御判断を仰いでいただいているところでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ホテル誘致の件ですが、10月の見学会が10月8日にあったんですけど、その後、意見書の提出ということで出しているんですよ、各企業の方が。

出すのに、10月16日までの期限だったんですけど、会社の方が10月14日の日に提出に行きますよということで、電話入れたところ、担当者が20日まで出張していますので、20日に出してくださいと言われていたんですよ。

だから、その16日までと決まっていたら、その担当者がいなくても16日までに市としては提出してもらおうのが当たり前じゃないかなということが一つと、その回答が来たのが、対馬市のほうで答えてないんですよ、全然。

それで、全部、国土交通省にお尋ねください。それから、県にお尋ねください。税務署にお尋ねください。その答弁なんですよ、全部。

だから、私も代理で一応、国土交通省のほうに電話を入れました。そしたら、国土交通省のほうと言われるのには、対馬市のすることでしょう、これは、何で、僕たちに振ってくるんですか。対馬市が答えないといけない問題ですよ、これはと言われたんですよ。だから、担当にもそのことは言いました。

何であなたたちが勉強しとってから、業者の方にはこうですよ、ああですよということをお話しないんですかと。全然勉強してなくて、全部国土交通省、それから県、それから税務署、厚生省、全部それですよ。だから、自分たちの答弁は、大した答弁は全然してませんよ、これ。だから、業者の人も、これはおかしいですよねということで、応募されている業者から苦情が来たんですよ、これ。

だから、私持ってますよ、これ、答弁書もちゃんと。対馬市が答弁したのも。みんな、国土交通省、それで全部電話しました。何で対馬市は国土交通省に振ってくるんですか。自分たちでこれを答弁しないといけないことですよということだったんですよ。

だから、市長が本当に誘致をする気持ちがあるなら、職員にもうちょっと勉強をさせて、このぐらいの答弁はできると思うんですよ、勉強していたら。わざわざ業者の人に、国土交通省の電話番号を調べてかけさすとか、県にかけさすとか、税務署にかけさすとかせんでもできたと思うんですよ。もうちょっと勉強するべきだと思いますが、どんなに思われますか。私の言うことが間違っていますか。御答弁ください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の部分につきまして、担当部長のほうに答えさせます。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） お答えいたします。

入江議員さんのおっしゃっている事業者の関係で言いますと、12項目ほど質問をいただいております。それで、それに対しては、きちんと文書で回答しております。そこにお手元にお持ちなんだろうと思いますけど。

その中で、市長が答弁等で申しましたように、内容によっては国の所管、県の所管がございますので、例えば、その12項目のうちのいわゆるその労働ビザの発給、このあたりについての質問がありますが、就労ビザというのは外務省の所管でありまして、例えば、韓国の事業者が対馬でそういった就労ビザを取得しようということになると、韓国内にあります日本大使館、または総領事館のほうに就労ビザの申請をし、韓国内の日本大使館、それと総領事館のほうで審査をされて、ビザが発給されるということですから、そういった問題については、外務省のそういった大使館なり総領事館が対応するということでございますので、そういうことでの回答をさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 業者の人が、わざわざ国土交通省九州地方整備局、ずっと電話してこれは聞かないといけなかったんですよ。だから、こういうときには市のほうで調べて、それできなかったんですか。わざわざ業者の人にそこにかけてさせなくても。質問を受けるからには、もうちょっと勉強しとって、これを答えるべきだと思いますよ。

国土交通省が言うように、対馬市はどうして僕たちに振ってくるんですか。自分たちで何で答弁できないんですかと言ってありましたよ。担当にも、言われた方の名前も言ってますから、私は。わざわざ電話しましたよ、これ全部に。九州地方局にもした、県にもかけた、税務署にもかけた、それから国土交通省にもかけた。そしたら、対馬市はどうして僕たちに振ってくるんですかという返事ですよ。

恥ずかしいですよ、これは本当。だから、応募された方が、僕たちではできません、韓国の人だから、僕たちではできないはずですよ、韓国語では。だからもうちょっと対馬市が勉強しておいて、質問が来たときには、ちゃんと答えてあげるようにしてくださいませんか。

今のところ、何社の応募があっているんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 市長のほうで答弁をいたしましたように、参加意思の表明の締め切りがこの15日になっておりますので、今のところそれぞれ見込みとしてはございますけれども、15日になりまして確定するところでございます。

○議員（3番 入江 有紀君） わかりました。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） もうちょっと、企業誘致をするなら、雇用が生まれますから、頑張っってちょっとでも雇用を生まれるように協力してあげて、できるだけホテルを持ってこれるように、対馬市としても協力してあげてもらいたいと思います。

次に、新病院のことなんですが、新病院のことを私が議会で言ったことに対して、病院企業団のほうに怒ってあるということを委員長報告で言われましたけど、私は、市民や自分の支持者の要望で、新病院はこうしてください、ああしてください、こうなんですよというのを聞いて、私は市民の代表なんですから、だから言いたいことは言ってあげるのが私の一応仕事だと思うんですよ。

だから、病院のことも言いますけど、本当に市民は誰に言うんですか、不満を。

だから、私が言ったことを市長が聞いて要望を出していただければ、対馬市民は30年間にわたって病院の借金を返していくんですよ。言う権利が十分にありますよ。私たちにかぶってきているんじゃないですか、30年間の借金が。だから、言う権利は十分あると思います。私は、こ

れを取り下げてくれ言いましたけど、私はやめませんでしたので。

私は、一応市民があんまり要望が多いものですから、朝6時から番号札をもらうために並んでみました。本当に大変なところでした。夏は暑い、冬は本当寒かったですよ、6時からで。その議会でこのことも改善をお願いしていたんですけど、全然改善ができてない。

そして、7時になってから中に入れてもらえるんですが、暖かいところに。ところが、7時からまた8時まで受付の中には入れずに、またそこに並んでおくんですよ。だから、7時から入れてもらうようになっただけは、少しは改善ができたと思います。前は、7時になって中に入れてもらえなかったんですから、今のところは、それだけは改善ができてました。

そして、私は並ぶところに椅子を置いてくださいと言ってたんですけど、その椅子のことも改善ができてない、じっと立ってから私は患者さんたちと話して待ってたんですけど、やっぱり大変なところですよ。

そして、市民が私が思うのは、30年間も病院のあれを払い続けていくんですが、裏玄関からお金を私たちがかぶっている人間たちが裏玄関から泥棒みたいに入れられて、表玄関からどうして入れてもらえないものでしょうかね。裏玄関からしかも入れてくれないんですよ。

だから、これを改善しないなら、裏玄関で番号札を渡すようであれば、表玄関にもこんなして番号札渡しは、表玄関ではなく裏玄関ですよということも入れてないし、入れてないからわからない人は、表玄関に並ぶ、そんな状態なんですよ。

だから、そのことも前回お願いしてたんですね、私、このことは言っていないけど、その番号札もらいがどうか知らないものですか、椅子でも置いてもらえないですかと言ってたんですけど。そして、私が並んでましたら、ちょうど2番だったんですけど、私は6時に行って。そしたら、職員の人が通っていくんですよ、そこをずっとしたら。何で入江議員さんこんな時間から並んでいるんですかと言うんですよ。こんな時間から並ばんと早く終わらないんですよ。

で、私が診療が全部終わって、2番の札をもらったんですけど、終わったのが12時40分でした。だから、6時間幾らもただ普通の診療にそんなにかかっているんですよ。

だから、やっぱり本当、お年寄りには6時から並ぶところに、普通の木の椅子でもいいですから置いていただくように、もう改善していただけないでしょうかということと、玄関から堂々と入れていただけませんか。泥棒みたいに裏玄関から患者さんを入れるんですから。ちょっとそのことも改善と、もう一つは、この前も言ってたんですけど、入院した方の食事がいづらはら病院に比べたら、まずいんですよ。

だから、1カ月間入院してきたらもう本当痩せて帰ってくるんですよ。だから、そのことも私は事務長にお願いしとったんですけどね、全然改善がなされてない。だから、市長にお願いして、私たちが言うんじゃないくて、市長がこのことを改善ができるようにしていただけないでしょうか

ね。

それと待合室の件です。バスの待合所の件なんですけど、これは厚生常任委員会でもお願いし
とったみたいなんですけど、奥行きが浅いんですよ。それで、軒がないんですよ。だから、雨は
打ち込むし、冬は寒いんですよ。

ちょうど私が病院に行ったときに、雨が降ってきて、行ってみたら軒が浅いから打ち込んでく
る、寒い。だから、そういうのを市民の方にお聞きしたら、「どうかしてもらえませんか、ここ
にずっと待っておくのに、雨は打ち込むし、寒いし、どうかしていただいけませんか」という要望
が、そこにおられる七、八人から要望が来たんですけど、これもどうかしていただくわけにいき
ませんかね。

で、もしお金、病院側がしないようであれば、対馬市のほうで補助を少しでも出してから、市
民のために、あんまりお金はかからないと思うんですけど、していただくわけにはいかないでし
ょうか。それも要望しておきます。

それともう一つ、前回も眼科の先生のことを私はお願いしたんですけど、「82歳にもなって
お前は免許を取るのか」と言われた、その眼科の先生のことなんですけど、今回も糖尿病の方が
白内障という診断をされて、そして手術をしてくださいと言ったら、手術はせんと。今になるま
で何でほっておいたかと。そしたら、先生はすぐにしてもらえませんか。俺はせんと、それで
向こうに行ってこいと言われて、大野眼科に行って、1週間目に紹介状をもらって、病院に行か
れたんですけど、9時20分の受付で、豊玉の自宅に帰ったのが6時半でした。お昼御飯も全
然何も食べなくて、診察に入ったのが4時です。

だから、いつも眼科の先生の話がこんなに出るんですけど、もうちょっと市民に対して優しい
言葉を使っていたら、そういうこれはちょっとあんまりですよ。前回も眼科でしたけど、今
度も眼科ですよ。御飯も食わずに、家に帰ったのが6時半ですよ。診察に入ったのが4時。これ
もちょっと改善できないでしょうかね。私は本当もうあきらめました。

それと、私が一応コレステロールがちょっと高いからということで、3カ月前に健診を受けた
ときに、食事療法をしてからかかってくださいということだったもんですから、食事療法をして
から診察に行ったんですよ。そしたら何て言ったかといったら、受付の人が「入江議員は、きよ
うは自費をいただきます」と、自費を払ってくださいと言うんですよ。何ですか、健康保険証
があってから何で自費ですかと言って、私怒ったんですよ。

それで、こういうことが往々にあり得ると思うんですよ。私だったから、これは怒ってから自
費は払ってないけど、普通の人なら、はい、そうですかと言って払うとるはずですよ。

だから、病院のやり方自体が私は不思議でたまらないんですよ。

私、帰ってからもどうしても納得がいなくて、病院側にもまた電話しました。何で保険証が

あってから、10割払わないといけないかということなんです。だから、病院のやり方自体がどうも何かこれはもう、市民が気楽に安心して行ける病院に改善していただくわけにはいかないでしょうかね。

受付のところから改善してもらいたいですね。泥棒みたいに裏から入れないで。市民は借金を払っているですよ、30年間ずっと払っていくんですよ。それで、権利がもうあるじゃないですか。それなのに、泥棒みたいに裏から番号札もらいですよ。本当、前日も言いましたけど、パチンコ屋の札もらいですよ。

で、おかしいなと思ったのが、私が2番の受付だったのが、42番ですよ。終わるの42番の札ですよ、受付2番で、朝6時に行って。だから、こういうのの改善をしていただかないと、お年寄りはおもう大変だと思いますよ。私たちはまだ若いからいいけど、お年寄りは本当大変だと思います。

それと、バス停留所の件は、早急をお願いしたいと思います。

で、大船越の野積み場用地の件ですが、今まであそこの野積み場用地をつくって、何で現在まで竣功認可のあれをしてないんですか。どなたが担当ですか。お答えください。

そして、いつぐらいにここは造成したか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 対馬病院の件につきましては、私のほうから答えさせていただきますが、次の大船越の件につきましては、担当部長のほうから詳細について答えさせます。

新病院の件につきましては、議員さんをはじめ、多くの方々から御意見が届いているところでございます。

まあ、開院当初はともかくとしまして、病院側もさまざまな形でこの問題につきましては、取り組みをされているところですし、先ほども申しましたように、すぐに取り組める問題、すぐには改善不可能なこともございます。いろんなことがあります。前向きにこういうことはずっと取り組んで、川上院長をはじめ職員の皆様も取り組んでおられます。そういう面について、市民の皆様の真の病院になるように、温かく見守っていただければというふうに感じております。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） お尋ねのいつ竣功認可したかということですが、この埋立地につきましては、竣功が平成6年の3月末ということになっております。

で、なぜできなかったかということですが、これ全島旧町時代からいろんなところが埋め立てをしているんですけども、それには確定測量が要ると。確定測量に相当要るということで、全島それぞれの市町村でまだ竣功していなかった分があるということで、3年ぐらい前からこれを竣功認可をとろうということで、年々計画的に今、確定測量を実施をしております。

で、担当者ということでございますが、当時は旧美津島町の建設課が担当したということで、現在は、農林水産部の基盤整備課が担当しておるということでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） これは、もう竣功認可もおりて、測量も終わって、承認ができたんですが、どんなふうにするおつもりですか、市長は。

この野積み場用地というところは、建物を建ててはいけないところなんですよね。それに、建物を建てて11年間もずっと無断使用してあるんですが、これをこのまま続けさせるおつもりでしょうか。お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほども申し上げたとおり、今回の議会において、議案を上程させていただいております。あらたに生じた土地の議案でございますが、その議案可決後に登記手続に入らせていただきます。登記手続完了後に、今おっしゃられたことに判断をしていくことになるかと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ぜひとも、そうせんと、村の人たちとか、野積み場用地にいろいろ置いてある人たちに、こういう建物を建てさせる事例をつくれれば、この人だけに許せば、全部に許さないといけないようになると思いますので、ぜひとも急いで撤去していただくなり、よろしく願いいたします。

いづはら病院跡地利用の件なんですけど、このことは、議員になってから私は2年何カ月やってきましたが、やっぱり市長がいろいろ巖原市民にも和白が来るとか言うて、喜ばせたりしてから、それをまた来ないと言うてがくつときたり、そんな感じなんです。和白が来ると言ったときには、どれだけ喜んだかわからないんですよ、巖原市民は。

だから、最後には診療所になりましたが、診療所もロシナンテスから医師を派遣してもらいますという、市長のお言葉だったんですけど、このロシナンテスが協力するなら、病院企業団は協力はしませんということなんでしょう。あなた、そう言われたんですよ、議会で。ここから医者連れてきますと言ってあるじゃないですか。前回か前々回に。でも、ここの病院から医者連れてくるなら病院企業団は協力はしませんよということだったんじゃないんですか。

どこまで、あなたは、この診療所の件についてから、何回、どうして動かれました。医師の件については、特別委員会に投げているんじゃないんですか。お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、質問がありましたロシナンテスが来るならば、病院企業団は協力しないよというふうな言葉は、全く病院企業団のほうからは出てはおりません。逆に、ロシナンテ

スさんも病院企業団のほうの方向性ということは、十分にわかってありますし、どうすれば地域医療というのを一緒にやっけていけるかということで、タッグが組めるというふうに私どもも思っておりますし、病院長さんもそのようにお考えであります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 医師の派遣ですけど、委員長報告でもありましたように、医師を見つけるのはなかなか大変らしいんですが、診療所に対して補助金をつけて、これだけの補助金をつけましたよね。つけて改装して、これ市民の税金でしょう、これは。もしこれが先に改装してしまって、診療所を改装して、医師が見つからなかったらどうするんですか、これ。あなた、あと3月までのうちに、責任をとって一生懸命、医師を見つけるべきですよ。改装するなら。辞めるんですから、改装してしまって医師が来なかったら、誰も責任をとる人はおりませんよね。だから、3月までの任期のうちに、一生懸命見つけてください、医師を。それが当たり前だと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほども答弁させていただきましたように、この医師の確保につきまして、別にまた現在1名の医者と交渉を私自身もやっておりますし、先月も来島していただき、施設も見ていただき、また、対馬のほかの診療所も見ていただき、そして対馬病院のほうとも話し合いもしていただくというふうなことも順次やっけていっているところでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 病院企業団の企業長との仲が悪いですよ、市長は。それで、病院企業団の企業長との仲は、前、開院のときにもあんなふうな状態だったし、悪いんですが、病院企業団の企業長には、何回ぐらいお願いに行かれました、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけありません。何回ぐらい何を今おっしゃってある、どの段階からのお願いの話なのか、よくちょっと質問の趣旨が見えませんが。

○議員（3番 入江 有紀君） あなたが診療所をつくると言われてから。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 診療所につきましては、病院企業団のほうは、診療所をあそこに病院機能を持ち込むということについては、基本的に中核となる病院の経営と違う形で、福祉施設を入れてほしいというふうなお考えをお持ちでした。だから、この問題については、診療所の方向性を出した後は、向こう側は市立の診療所として開院をしてほしいというお願いがあった次第であります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

思いますので。

○議長（堀江 政武君） 入江議員に申し上げます。個人名、〇〇〇〇〇名前が出ましたので、取り消してください。（「わかりました」と呼ぶ者あり）取り消しますと言ってください。自分から取り消す意思はないですか。

○議員（3番 入江 有紀君） 取り消します。

○議長（堀江 政武君） はい。

○議員（3番 入江 有紀君） 以上で終わります。

○議長（堀江 政武君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

.....
○議長（堀江 政武君） 暫時、休憩します。再開は11時からとします。

午前10時48分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） おはようございます。17番、新政会の大部です。

このたびも、清く正しく美しくを目標に頑張ります。このことは、あまり言うなという同僚議員もおるんですけど、あくまで目標ですので言わせていただきます。

今回は2つの一般質問です。

まず、自然災害、または、自己の責めによらない理由のへい死した養殖魚介類への処理費の助成についてと、2つ、対馬病院のすぐ前の十字路は非常に危険です。信号機の設置をお願いしますという2つの質問に入らせていただきます。

通告書に従いまして、2つの質問をさせていただきます。

自然災害、または、自己の責によらない理由のへい死した養殖魚介類への処理費への助成について。

ことし9月1日と9月18日の50年ぶりという大雨に、対馬島内では考えられないほどの災害が発生しました。陸では、崖崩れに家屋の崩壊、また、川の氾濫等信じられない被害でした。海でも大雨と赤潮により、今、対馬唯一の基幹産業と言っても過言ではない養殖マグロが大量にへい死をしました。そのへい死したマグロの処理費は全てが自己負担でしたが、今後、自然災害でへい死した養殖魚介類への処理費の助成はできないのでしょうか。ほかの市では、豊かな海づくり事業補助金等を交付しておるところもあります。

市長のお考えをお尋ねいたします。

2つ目、対馬病院前の十字路は非常に危険です。信号機の設置についてをお尋ねします。

ことしの5月17日に開院した対馬唯一の対馬病院です。25の診療科があり、患者さんが多いのと、それに伴い、お医者さん、また看護師さん等、職員だけでも444名もおります。当然ながら、通勤に、患者さんの車で大混雑をしております。国道沿いから病院に行く車、樽ヶ浜のほうから来る車、渡海船のほうに行く車、今度は病院側から帰る車等で非常に危険です。

現在では、対馬島内では一番危険な、危ない十字路だと思います。もう既に何件もの事故が発生をしております。死亡事故が起きていないのが幸いです。この危険な十字路に一日も早い信号機の設置ができないか、お尋ねをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大部議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の魚介類の養殖につきましては、対馬ではクロマグロ、フグ、マダイ、真珠、ヒオウギ貝などが行われております。その中で、特にマグロ養殖と真珠養殖は盛んに行われ、平成25年度の生産量でマグロが1,463トン、真珠で4.2トンというふうになっております。

さて、赤潮等の情報につきましては、対馬水産業普及指導センターが定期的に観測を行い、関係漁協にその情報を流しており、赤潮の発生時、また、大雨による濁りの発生時においては、餌どめ等を行うよう養殖業者へ注意喚起を行ってきたところでございます。

今回の被害については、9月2日から竹敷、尾崎地先海面で赤潮が発生をし、9月9日からは有害プランクトンがクロマグロをへい死させる、1ミリリットル当たり50細胞という細胞密度のレベルになったことから、周辺養殖漁業者に対し、今回も餌どめ等の注意を行っていたところ、9月17日の大雨による河川等から流入する濁りも重なり、養殖マグロに多大な被害を及ぼしております。

美津島町西海漁協今里地区では、推定で1,345尾、約30トン、美津島町漁協尾崎支所で302尾、約6.8トン、合計被害額で約1億2,900万円のマグロがへい死したと聞いております。へい死魚の処理でございますが、これにつきましては、対馬クリーンセンターへ運搬、焼却などをしております。お尋ねの自然災害でへい死した養殖魚介類への処理費への助成はできないかということでございますが、自然災害でのへい死の処分につきましては、基本的には自己で行っていただきたいというふうに考えております。

また、漁業共済制度については、御存じかと思いますが、その中に養殖共済制度があります。災害に備え、漁業経営の安定のための制度であり、利用していただければというふうにも思っています。しかし、今回のような大規模な被害の場合、生産者及び関係漁協と改めて協議をしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の対馬病院近くの十字路の問題でございます。

この十字路は、5月14日から供用を開始をしました市道グリーンピア樽ヶ浜線の新設改良工事に伴い、交差点になったものでございます。道路改良に伴う新たな交差点の設置あるいは交差点の改修等の際には、道路交通法の規定に基づき、長崎県公安委員会に対し事前協議を行い、指摘事項に沿った計画申請のうえ、許可後工事施工となります。

当然ながら、御指摘の場所についても事前協議を行っておりますが、信号機等の設置の必要性は低いというのが県公安委員会の判断であったと報告を受けております。

また、信号機の設置、一旦停止の道路標識及び横断歩道等の設置については、公安委員会において、全県下の要望等を取りまとめ、優先順位を定めたいうで順次整備されるものであり、直接市が設置することができません。

しかしながら、供用開始以来、交差点内における交通事故が7件発生しているという事実から、道路管理者として大変危惧しているところで、これはございます。その後、公安委員会とも協議を重ねてまいりましたが、現時点においても信号機の設置の必要性は認められませんでした。何らかの啓発の手はずが必要という観点から、交差点の新病院側に横断歩道を設置することとなりました。これに先立ち、歩道部縁石の切り下げ工事等が必要となりましたので、道路管理者である市が対応し、既に工事完了もいたしました。年明けには公安委員会において、道路歩道を設置される予定となっております。

この対応となった状況といたしまして、供用開始後6月10日に初めて事故の届け出があり、現在まで、先ほど申しましたように7件あり、7件のうち6件までが病院側から市道グリーンピア樽ヶ浜線へ交差点を直進する車が関わっております。どちらの車線が優先かわからないという事故当事者の申告等も勘案いたしますと、新病院側に横断歩道を設置することで、一旦停止の交通規制がかかり、大幅に事故の抑制ができると公安委員会が予測されております。あわせて取り締まりも行われることになるようでございます。

今後においても、横断歩道施工後の状況を注視しながら、公安委員会からさらなる改良等の指摘があれば、迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） まず最初の、市長、マグロのこのへい死した魚の処理ですけども、今対馬市にしても日本全国そうなんです、今、漁業後継者育成って、みんな格好いいことは言ってるんですよ。しかし、これが伴のうとる県・市はないと思いますよ、実際に、うたい文句だけであって。しかし、それをやっていくには、やっぱり何らかの手助けをしていかなくてはだめだということを私、言いたいわけなんです。

今、漁業後継者、日本の漁業就業者数は年々減少しており、平成25年現在で18万1,000人

です、日本全国で。そのうち、60歳以上が49%、65歳以上が35%で高齢化が進んでいる。そのため、水産庁では、新規漁業就業者総合支援事業を立ち上げ、毎年1,500人から2,000人の新規漁業就業者の確保を行っているという、水産庁もこういう動きしてるんです。

対馬でもそうですよね。いろんな意味で、何ですか、船つくったりしたときには、利子補給1%やってきましたよ。私たちが美津島町、6町のとて、たしか美津島町が先にやったと思うんですが、当時は船をつくるいうても、自分が計画して1年ぐらいいないと造船所が満杯でできない状態で、美津島町だけでも利子補給が2,000万ぐらありましたよ。今、全島で五、六百万でしょう、たしか、やってるのは。船つくる人がいないわけ、いないというよりも後継者が育ってないんですよ、どこでも。もうそれどころか、大型船は売却、売却で、船は減ってっていきますよね。

そういう中だから、私、今この基幹産業のマグロ養殖が、対馬ていいですか、対馬島内で美津島漁協が12社、西海漁協が7社、豊玉漁協で2社、上県町漁協で1社、合計22社で対馬のマグロ協議体があるんですけど、この売上高も推定というか、ある程度ですけど、全体合わせりゃ60億近くあるんです。彼らに言わせれば、私が知ってる範囲でも大体の1企業で、二、三千万の法人税払ってますよね。

やっぱ、そういう中で、そういう安定した所得が取れるから後継者が育つんですよ。マグロ養殖だけですよ、今、後継者が育ってるというの。これ言い過ぎになるかもわかりませんが。

そういう中で、この前の大雨災害のときに、大雨、あときはまだ赤潮で、今里地区は、赤潮の被害より大雨災害が多かったです。市のほうからも来てましたよ、水産課の担当が。それから振興局のほうからも課長が来ておられました。

対馬市のほうからも水産課の——名前言うても市の職員やから構わんと思うてるんですけど、佐伯君が来てました。県の振興課も斉藤課長お見えになってましたけど、ただ漠然と、僕もその魚のマグロの残パイを見たときに、二、三十キロのマグロが、私が11時ごろに行ったとき、もう途中からにおいがしてましたね、マグロ、今里の入り口で。

そのときで、もう800本ぐら上がったんですよ。あれ、トン袋というんですかね、海岸清掃とか、それは市のほうが、市ですか、県ですか、補助したというのはわかっています。この魚が死んだときに、市長がさっき答弁されましたけど、魚死んだら、保険に入っとけば、保険のほうから出るのは当然なんですけど、このマグロの保険は、金額も高いかわりに条件が悪くて、15%死なないと該当しないということですから、1億魚持ってる人が1,500万殺さないとか該当しないんですよ。それにかけて年間何百万掛け捨てるわけですから、一人も入ってない、個人的には。今、ほとんどマグロ業者も法人になって株式になってますけど。そういう悪条件といたらあれでしょうけども、条件が悪いんです、普通の保険にしたら。

そういう中で、私が言いたいのは、後継者を育てる育てる言いながら、何ですか、あんまり効果のないと言うたら、市長、気分が悪いでしょうけど、実際に活動してない利子補給なんですよ。

今、こういうときに、そういう生産者に意欲があって、そしてそのところは地区は餌なんかでもかなり、尾崎なんか1日に相当の量のマグロの餌が要ってますよ。それに携わる人、それにまたマグロの餌をやる人いうたら、相当の雇用もこれ出てるんですよ。そのところで私が言ったのがそこなんです。

ただ漠然に、市長、この対馬でつくってくれというんやなくて、これ平戸市にあるんです。平戸市は、へい死魚処理対策事業というのがあるんですね、交付税が。事業内容が赤潮、大雨による土砂の流入、異常な高水温等の自然災害、または油濁、油の事故など自己の責任によらない理由によりへい死した養殖魚介類の処分、補助対象者は漁協ですよ、当然。事業に要する経費で市長が認めるもの、補助金は対象経費の3分の2以内で1事業当たり66万6,000円を限度とする。これは平戸市の実際にやってる豊かな海づくりの補助金交付金なんですよ。

他市でできて何で対馬市ができないか、ましてや、これだけの水揚げがありながら、私はおかしいと思うんです。当時に、市のほうが来られて、県のほうも来られて、何らかの動きがあつてらんかなと思って確認したら、一切そういう動きがあつてないんですよ。

私、これおかしいと思うんですよ。これだけ頑張つて、対馬を盛り上げていっとる基幹産業に、魚の死んだやつに補助くれとかいう人はいないんです。そういう、処理をした臭い腐った魚を、安神だけではできないから本土のほうに運んだりしとるやないですか、それに対する補助をつけてもらえないでしょうかと言ってるんですよ。市長、どうですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この養殖の問題につきましては、捕る漁業から育てる漁業ということで、大変、今後対馬にとっても大切な漁業の一分野だというふうには当然位置づけてはおります。

そういう中、養殖共済という制度が、今、議員がおっしゃられるように、入りづらいとか、1尾当たりの単価が、保険の単価が高いとか、いろんな制約がいっぱいこの制度にはあります。これらの改善のことも当然考えていかなくてはいけないことだと思っておりますし、今、平戸の例を挙げられましたが、私のほうもその点は不勉強であります。早急にそちらの勉強もさせていただきますが、関係漁協、生産者の方と先ほど申しましたように、改めてこの問題について協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 市長、ぜひ前向きに検討してくださいよ。魚の、死んだ魚のそれを見てくれということは、業者一業者もないんですよ。ただ、あんなに、やっぱり二、三十キ

口のマグロが800本も900本も陸に上げられてる光景を見てみんですか。やっぱ、我々同業者としては胸が痛みますよ、金額的にわかりますから。もう何千万やないですか、1匹10万にしても8,000万ぐらいはいってるんですよ。

その魚の処理に、安神だけではやっていかないから本土に送ったりしてるわけですよ、トン袋で。その補助というのは、さっき言ったように、平戸のほうは、市長が認めたものには限度額66万6,000円ですか、これ平戸市は設けてる。他市もありますよ、こういう、事故というか、自然災害の補助は。

たまたま、私はこれ幾つも挙げるよりも、平戸のやつを市長にわかりやすく言ってるんですけども、他市でできて、まして、対馬は水産の島やないですか。真珠と先ほど言われたように、この魚類養殖、今、魚類養殖といっても、ハマチもだめ、タイもだめ、トラフグやってる人ほとんどわずかですよ、私もトラフグしてましたけど。もうほとんど安定基盤に乗ってるのはマグロだけですよね。

マグロに携わってる、先ほど言いますように、雇用面、いろんな組合に対する手数料、餌代に対する手数料、かなりの量ですよ、組合だけじゃなくて餌を取り扱っとる漁連さんにしても、全てがかなりの潤いですからね。それに対する死んだ魚の処理を何とかしてくださいということをお願いしてるんです。

市長は、今、前向き検討をされましたけども、市長、今、対馬の現状というのはそれは私より詳しいと思いますけど、今12漁協かな、23年のときは12漁協やった、今11、12かな、12漁協のうちで、そのときは4,500名の組合員がおったんですよ、おるんですよ。それで、20歳から29歳の従事者というか組合員数は4,500のうち71名しかいないんですよ。20歳未満は対馬島内で2人です。

これが今増えてきてるのが、30から39、40、207名、40から50までが361、我々の年代になってきたらほんと増えて約3,000人近く、2,993とかになってるんで、もう高齢者ですよ。

やっぱ、若手育成、後継者育成するためには、やっぱ何らかの形で、自然災害ですから、市長がさっき言ったように、赤潮が出た場合には餌をとめるとか、方法はあるんです、漁場をかえるとか。しかし、大雨災害の場合は、この前の今里地区のやつは赤潮よりも大雨なんですよ。大雨の場合、生け簀も移されない、餌とめることも不可能やないですか。

そういうときの、生産者が痛手を負ってるときに、市がただ漠然と、茫然と指くわえて見てるんやなくて、何らかの処理費ったら、私は限られた金額と思うんですよ、何千万も要るんならいろいろ支障を来すでしょうけど、平戸市だって66万6,000円であの市でもやってるわけですよ。それを市長、重視してもらって、やっぱり、この対馬で住んでる漁業者の若手が、安心し

て事業がされたり、生活がされるようにしてやるのも、私は行政だと思うんです。

痛手をこうむっとるときに、お水一つでも違うやないですか。喉が渴いてるときに、お水でも持っていったらありがたいですよ、普通のお水よりも。それを私は例えで言いたいわけです。

市長、もう一回、そこを強く要望したいんですよ。市長の答えをお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） へい死後の処理費について、生産者、当然ながら関係漁協と、どのような制度として作り込んだがよいのか、先ほど言いますように、養殖共済との問題もありますので、それらのことも踏まえ、一緒に協議をしていきながら、処理費のこともあわせて協議を進めていきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） ぜひ前向き検討のほうをよろしくお願いします。後ろに座ってる方もよく聞いとってお願いしますね。

そしたら、2点目の病院問題ですけど、信号機をつけるのは、何か公安委員会のほうはあまりいい返事じゃないということですけど、ちょうど私たちが厚生委員会で向こうに政務調査行ったときも、ちょうどその日に事故とったんですよ、看護師さんが。軽乗用車がもうだめになったということですけど。僕は6件、6件と思とったら7件あつとるわけですね。あれだけの車が行き来したら、先ほど言うように、職員だけで444名ですよ。来患が、1日に利用患者数が、結構大きいだけに、5月が平均が576人、6月が673、7月が672、8月が670名、そして9月が735、この10月はやっぱり716.7になってるんですね。やっぱり一日に利用患者数というのが約700名程度が今の対馬病院を利用されてるわけなんです。

当然、そうすれば車も動くやないですか、ですね。ということは、今度はまた来春になれば、今の手前に職員の宿舎というか、先生の寮とか看護師さんの寮がオープンしますね、保育所もできるんですけども、その先には対馬の杜って福祉の施設がありますよ。

それを考えたときに、あの時間帯に行ってみんですか、本当にすごい車ですよ。時間帯であそここのところすれ違うとき、ある人が数えたら300幾らか、時間帯でつながって、ずっと時間帯に来ますよというのを聞きしてるんですけど、あの危ないところに、今度は何か横断歩道ができてるんですね、市長、できてるんでしょう。その横断歩道には、もちろん手押し信号機とか何かつけるんですか、つけてるんですか。お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） あくまで、病院側から樽ヶ浜のほうに直進する車が事故の原因になってるということで、そこに一定の抑止をしていただくために、横断歩道を一カ所入れ込むというふうな今の公安委員会の方向性であります。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） そしたら、横断歩道ができるということは、そういう公安委員会でしようけど、市のほうからも、じゃ、今後やっぱり利用患者数はそんなに減るような推移やないし、経緯やないやないですか。おまけに保育所もできるんですよ、あそこ、保育園か。

そしたら、市のほうからでも、手押し信号機ぐらいつけてくれんかという要望はできないんですか、これ。お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この協議の中での報告でも上がってきましたけども、赤点減とか黄色点減とか、そういうものもできないのかというふうな協議もこちら側からさせていただいたところでもありますけれども、現時点においては、それもままならない状況でございますが、先ほど、病院側から直進する交差点の手前側に横断歩道を近々設置するという方向性であります。

そして、来年度の要望として、私どもは、今の、信号機が一番欲しいんですけども、現時点では難しいという判断でございますので、ならば、今度は国道側から入ってきて、交差点に進入する際のところに横断歩道を設けてほしいというふうな要望を、市のほうからも上げさせていただいているところであります。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） ぜひ、なかなか信号機というのはつけにくいし、返事しないんです。私は、過去形で自分の自慢やないですけど、高浜の中対馬病院の前の信号機、あれ私が自分で言い出して、あそこ2件ぐらい——結構平たんですけど、斜めになつとるから、死亡事故はなかったんですけど、結構事故が多くて。やはり当然あのときは町ですから、町のほうで何回もお願いをして、そしてあそこに信号機つけたんですよ。

だから、公安委員会にしてもどちらにしても、ぱっとはいいですよというのはなかなか言わないから、市のほうから、やはりこれだけの患者数と車の台数いうたら、あの駐車場すごいやないですか。その死亡事故があつてからでは遅いから、やはり今もうオープンして何カ月でもう7件もあつてるわけでしょう。何カ月で——市長まだ7カ月ですよ、7カ月で7件っていったら、月にしたら1件ずつ事故があつとるということになるわけですよ。そういう十字路がありますか、対馬ではないですよ。一番危険な十字路と思うからこういう要望しとるわけですから。

やはり、市のほうでは、その公安委員会がそんな言い方をしようが、やっぱり、断固としてつけてくれというような形でして動いてもらって、まず横断歩道には手押し信号機ぐらいつけていかんと、保育園は来年はオープンするは、いろんなことで人通りも多くなるわけですから、そういうふうに市長お願いしますよ、これ。何とかしないと、向こうの言いなりで、だめだだめだじゃ、私はだめだと思うんで、市長、そこんとこ、くれぐれも強く要望しておきますよ。市長、いいで

すね、お願いしときます。

まだ時間が17分残ってますけども、もう市長のほうもそういう形で理解できたでしょうから、これで私の一般質問は終わらせていただきます。

くれぐれもよろしく願いしておきます。ありがとうございます。

○議長（堀江 政武君） これで、大部初幸君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。午後は1時から再開します。

午前11時34分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 報告します。大浦孝司君から早退の届け出があっております。

再開します。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 皆さん、こんにちは。会派つしまの小島徳重でございます。

通告した質問に入ります前に、対馬での最近の話題について、少し触れさせていただきたいと思います。

12月4日発行の対馬新聞の3つの記事が目にとまりました。1つは、防衛大臣の対馬視察です。陸上自衛隊対馬駐屯地創立35周年記念行事に出席され、あわせて対馬の陸海空の部隊を視察されました。その折、第4音楽隊の演奏会にも、3時間あまり出席をされました。そして、また記念式典の半日の大臣の動きに感服しました。

式典での隊員をねぎらう言葉の重み、パレード後の市民との触れ合いはもちろん、28日の美津島体育館での音楽祭では、休憩時間、終了後の時間を割いて、対馬市民の子どもからお年寄りまで、いろんな多くの方々に声をかけられて、市民の話に耳を傾け、市民と写真におさまっておられました。

私は遠くから見ただけなんですけども、政治家のあるべき姿、その人間性を感じさせる振る舞いに心が温まりました。

2つ目は、平成27年度農林水産祭における対馬かまぼこ店の天皇賞受賞です。これは市長からも、行政報告からでございましたけども、対馬の水産業界、対馬市民にとって元気の出るニュースでありました。島居さんの商品開発にかける熱意と創意工夫に敬意を表し、お喜びを申し上げます。

3番目は、対馬南警察署の石塚復元問題です。11月6日から4週連続で対馬新聞で詳細な報道がなされたことで、他紙にも報道があり、市民の関心が高まり、市民団体の署名活動も起こり、市民、議会、行政が一体となった対馬の思いが県警本部を動かし、元どおりの石塚積みが復元さ

れることになり、安堵の声が上がっています。

今回の事案について、マスコミ、特に郷土紙をはじめとする新聞社の役割とその影響力を実感するとともに、地域の諸課題解決には、行政の力だけでは限界があることを痛感しました。

少々、前置きが長くなりましたけれども、それでは、通告内容について質問を行います。

市長は、今限りで退かれる旨を9月定例会で表明されましたが、本定例会には、市政の最高理念であり、市が目指すべき将来像を明らかにし、その実現のための基本的な方向と施策の大綱を示す第2次総合計画が上程されています。

あわせて、対馬市長期人口ビジョン総合戦略も公表されました。

どの方が市長になられても、総合計画及び総合戦略は、対馬の今後の方向性と施策実現のプログラムを具体的に示す重要な事案であります。

財部市政の総括と、次年度からの市政の円滑な運営を念頭に置き、質問をさせていただきます。

1 項目め、教育施策の推進充実について4点お尋ねします。

1 点目は教育大綱の策定については、地教行法の改正に伴い、教育委員会制度が根本的に見直され、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、教育に関する大綱を市長が策定するようになっています。対馬市の大綱策定の進捗状況、また公表の時期はいつかお尋ねをします。

2 点目、教育振興基本計画の策定についてお尋ねします。

教育基本法の第17条では、地方公共団体は国が定める基本的な計画を踏まえ、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

25年12月定例会一般質問で尋ねたところ、対馬市ではまだ策定していない、各機関との連携を図りながら策定を進めていきたいとの答弁がありました。その後の状況についてお尋ねをします。

3 点目、平成28年度対馬市教育委員会の教育方針、努力目標、重点施策の策定状況はいかがでしょうか。

各学校は3学期になると、今年度の学校経営評価を行い、評価を踏まえ、次年度の経営方針や教育目標等を設定し、各種の年間指導計画づくりに取りかかります。できるだけ早い時期に、市教委の教育方針等を示すことが、各学校の次年度の活性化につながると考えます。

4 点目のICT教育の推進、機器の整備については、25年12月定例会、26年9月の定例会一般質問で取り上げてきましたが、そのときの答弁では、平成27年度中に整備計画を策定するとのことでした。

国の第2期教育振興計画で目標とされている教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画、これ

は29年度までとなっておりますけども、あわせて県のICT機器の整備計画もあります。国・県の計画に基づき、対馬市教育委員会でも整備計画が立案されているものと考えます。

学校現場の期待も大きいものがあります。財政当局との予算編成上の今後の詰めがあるでしょうが、現時点での教育委員会としての案をお聞かせください。

大きな2項目めとして、海洋保護区設定と国際水ビジネスの第2次総合計画及び総合戦略における位置づけと、今後の取り組みについてお尋ねします。

この2つの事業は、平成24年の市長選挙において財部市長が公約に掲げられ、当選後、地域循環システムとして取り組んでこられた6つのプロジェクトの一環であります。

これまでの事業経過報告によると、まだ今後の展望が明確になってないのではないかというふうに思います。

海洋保護区設定については、本年9月定例会における私の一般質問に、海洋保護区の問題は、今、難しい状況に陥っている。漁民の皆様方の総意というものも当然いただきながら進めていかないといけない問題だ。そのような道筋をきちんと見つけながら、自分の任期は終わっていきたいとの答弁がなされています。

その後のお考えが、事業の経過と、そして、市長の現時点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

水ビジネスについては、大手業者が多数参入している現状下での小規模事業化は、他の先進地の状況を見ても、ブランド化に相当力を入れない限り厳しいと考える。当分の間は、状況を注視していくことになるかと報告が、担当の段階であっております。

3年以上取り組んできても、先行きが不透明な事業、こういう事業は打ち切りも含め、事業内容の精査、見直しが必要であると考えます。市長の見解を伺います。

以上、2項目について、明瞭簡潔な御答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 質問に答えさせていただきます。

私は、教育大綱の関連にするところ、並びに総合計画等に係る海洋保護区、国際水ビジネスの関連について答弁をさせていただきます。

1点目の教育大綱についてですが、本年の4月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員会制度が変わりました。

この改正により、首長が総合教育会議というものを立ち上げ、首長と教育委員会が教育に関する大綱や重点施策等について協議・調整を行うことによって、教育政策の方向性を共有をし、一致して執行に当たるといふふうなものであります。

対馬市におきましては、第1回目の総合教育会議をことし5月26日に開催をし、現在まで

3回の会議を行い、教育委員の皆様と意見交換や大綱の策定についての協議を行ってきているところであります。

お尋ねの教育大綱の策定、公表の時期についてですが、これまでの総合教育会議における意見等を踏まえ、教育委員会事務局と連携しながら、また、今定例会にも議案上程しております第2次対馬市総合計画との整合性も図りつつ、現在、素案の作成を行っている状況でございます。

今後、素案について、総合教育会議において、一、二回程度の協議・調整を行い、年度末までのなるべく早い時期に策定並びに公表できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、第2次総合計画人口ビジョンは、それらにおける海洋保護区、国際水ビジネス等の位置づけ、今後の取り組みについてという御質問でございました。

この総合計画、第2次の総合計画につきましては、本議会にて議案98号で上程させていただいたところであり、これまでの10年間の成果や新たな課題、現在進めている重要施策等を踏まえた上で、市民の声や思いを聞き取り、その内容を反映させて策定したところであります。

基本構想の柱としまして、自立と循環の宝のしま対馬を掲げ、4つの挑戦で人づくり、なりわいづくり、つながりづくり、ふるさとづくりのもと、基本政策として14の最優先課題を掲げ、36の具体的な施策を明記しておるところであります。

次に、対馬市の長期人口ビジョン、対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、国において地方創生が掲げられ、人口ビジョンにおいて目指すべき将来の方向性を踏まえるとともに、第2次総合計画に掲げる人づくり、なりわいづくり、つながりづくり、ふるさとづくりのこの4つの挑戦からなる自立した循環のしま対馬と連動した、本市ならではの移住・定住対策、創業・なりわい対策、出産から子育て、老後の生きがい対策を充実させることで、島の将来を担っていく子どもや孫の世代のため、長崎県をはじめ、市、企業、市民の総力を結集して、人口減少対策に取り組むこととしております。

そのための指針として、総合戦略を策定しております。4つの重点戦略を掲げ、戦略ごとに5年後の最重要行政評価指数というものを設定し、施策展開を重点的に進めてまいります。

御質問の海洋保護区設定の位置づけ及び取り組みについてでございますが、第2次総合計画のふるさとづくりの挑戦における自然の保全と持続可能な利用の最優先課題に掲げております。

海洋保護区の設定につきましては、平成22年、対馬市海洋保護区設定推進協議会を立ち上げ、漁業者、研究者、行政関係者による協議を昨年まで9回にわたり重ねてきたところです。

また、旧町ごとに漁業者の意見を伺う専門委員会を6回、科学的見地から取りまとめを行う科学委員会を5回開催をいたしました。この協議の内容を踏まえた報告書を受け、対馬市では単なる禁漁区ではない魚種や漁法ごとにきめの細かい資源管理を行う海洋保護区の設定を目指してお

ります。

今年度の取り組みとして、各漁協や協議会等に、海洋保護区設定や資源管理状況等について聞き取り調査を行いましたところ、依然として海洋保護区に対する認識の差がありました。

そこで、まずは各地先で行っている第1種共同漁業権規制や自主規制をもとに、第1次資源管理計画案を3月までにまとめ、協議会に諮りたいというふうに考えております。

この第1次資源管理計画案は、今、実行していること、今後やれることを対馬全体で共有するものであり、28年度以降についても、資源管理の範囲を広げるため、島外の巻網漁業などの理解を得ながら、第2次、第3次と見直しをかけ、対馬近海への海洋保護区の設定を目指していきます。

去る11月9日、水産庁増殖推進部を訪問をし、部長をはじめ漁業資源課担当職員と情報交換をしてまいりました。水産庁の現在の取り組みや見込みについて話を伺いました。

しかし、国の海洋保護区政策は、一向に進展をしておりません。国の動き出しを待っているのは、法制度としての海洋保護区導入には、まだまだ相当の時間がかかります。

今後も海洋保護区設定のPR、国、県への働きかけの継続が必要と考えております。

28年度以降は、資源管理計画を磨き上げていくため、関係者との協議はもちろん、海洋保護区への理解を深めるための番組制作、各漁協や小中高校での普及啓発活動、海洋保護区や資源管理に取り組む団体とのネットワークを構築をしていきたいという考えです。

海洋保護区を設定するだけでなく、設定後の資源管理の実行、確認、見直しを継続することが重要と考えております。

そこで、第2次総合計画においても、具体的な取り組みとして、第2次、第3次と続く資源管理計画の策定と見直し、資源状況のモニタリング、島外大型漁業との交渉によるルールづくり、国や県への提言の継続、海洋保護区設定に関する普及啓発活動、各組合、大学、研究機関との連携のための活動について記述しております。

地味な取り組みではありますが、対馬海域での資源管理の必要性について広く理解を求め、協力体制をつくっていくことが、海洋保護区設定の実現につながるものというふうに思っております。

次に、国際水ビジネスについてでございますが、自立するふるさとのおしま対馬の6つの循環の中で、国際水ビジネス参入を目指し、24年度より取り組んでおります。

水源調査、市場調査を踏まえ、企業等の参入を試みてまいりましたが、実現には至らず、本年2月には、国際水ビジネス参入部会が熊本県内の地方公共団体が一定の関与をしている事業者の運営及び生産規模調査等を実施し、事業の実現性を検討してまいりました。

その結果、大手企業が多数参入している中、市場的には、国内は今、飽和状態であり、また、

韓国への輸出についても価格設定やブランド力強化が必要であり、事業開始に際しましては、販路等の複数確保が前提であることを考慮し、当面は市場等の状況を注視していくことが望ましいことで部会合意に至っております。

また、島内参入意向事業者との面談・協議を行いました。現時点での参入意向はない旨を確認しております。

今後は、県の外郭団体であり、企業誘致や創業支援等を担っております公益財団法人長崎県産業振興財団への働きかけなどを行うとともに、情報発信の強化を図ってまいりたいと考えております。

御質問の総合計画への位置づけは、現時点では不透明な部分が多く、今回は明記するまでには至っておりません。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 私のほうからは、教育施策の充実についての2から4までについてお答えをさせていただきます。

教育振興計画の策定でございますが、教育振興基本計画につきましては、教育振興に向けた施策を総合的・計画的に進めるための基本計画でございます。地方自治体につきましても、国の計画を参考に地域の実情に応じた基本計画をつくることが努力目標とされております。

対馬市におきましては、第1次対馬市総合計画の中ではございますが、基本計画として6つの大綱を掲げ、その実現に向け努力しているところでございます。

なお、現在、第2次の対馬市総合計画の策定が進められておりまして、教育委員会関連で御説明いたしますと、例えば、地域を愛する心豊かな子どもを育む教育の推進として、総合学習の時間を活用した家庭・地域との連携による教育活動の充実、離島留学の推進、また学校施設環境の改善など、よりよい環境の中で豊かな経験ができるような場を提供し、隣人を愛する心豊かな子どもを育てていくことなどを目的に、主要施策の策定が進められているところでございます。

この第2次の総合計画を基本といたしまして、教育振興計画の年度内の策定を現在検討しているところでございます。

次、2つ目ですが、平成28年度の教育方針、努力目標等、重点施策の策定状況でございますが、教育方針につきましては、教育要覧にも掲載しております。今のところ変更の予定はございません。

なお、努力目標につきましては、先ほど御説明いたしました対馬市の第2次総合計画が策定される中で、重点施策とあわせまして、その総合計画に基づき策定を行っていく所存でございます。

なお、既にこの総合計画の中で、教育行政に係る素案につきましては、教育委員の皆様にも御説明をし、さまざまな御意見等をいただきながら、改めまして努力目標等、教育委員会の中で協

議を進めているところでございます。

4つ目のICT教育の推進、機器の整備計画についてでございます。

電子黒板やタブレットパソコンなどのICT機器を効果的に活用し、子どもたちの興味、関心を高め、わかりやすく主体的な学習を促す授業を展開し、子どもたちの学力及び情報活用能力の向上を目指す。このことを目的として、ICT教育推進事業が、県の事業として平成25年度から27年度の3年間実施をされています。

11月の11日に、東部中学校のICT教育推進事業発表会が行われ、2年半の研究成果を発表いたしました。対馬市内の各学校においても、ICT機器を活用した授業が増えており、教職員のICT教育に対する意識改革が進んでいるものと思います。

平成28年度からは、県にかわり対馬市がICT教育を推進してまいります。平成28年度は、ICT教育モデル校を2校程度指定し、ICT教育の研究に取り組んでいただきます。

研究推進には、3年間研究してきた東部中学校をICT教育推進協力校とし、これまでの研究成果をICT教育モデル校に取り入れながら、研究の進化を図っていきます。

対馬市の今後のICT機器整備につきましては、年度内に市教委、学校関係者による機器整備のための組織を立ち上げ、整備計画の素案づくりに努めてまいります。

電子黒板やタブレットの導入、デジタル教科書、書画カメラや接続のための環境整備などについて、国、県の動向や現行のパソコン等の更新時期なども見据えながら、素案づくりを進めてまいります。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 御答弁ありがとうございました。まず、教育関係のことから少し補足して、一問一答でお願いをしたいと思います。

教育大綱の策定については、市長から答弁があったんですが、年度内、早い時期にということ準備がされてるということでございますが、教育委員会のほうにお尋ねをした振興、基本計画や、それから市の教育方針等との絡みがありますので、やはりこれは早い時期、年度内、できればどの時期かということで、早く仕上げていただくと。そうすることで、2項目め以降のことに連動して、教育委員会が動きやすくなるということですので、ぜひ、このことは進めていただきたいと。

それで、教育委員会、新制度の中で、やはりこのことは大きな目玉でございます……、ですね。そして、総合教育会議の開催についても、3回ほど開かれたということですがけれども、これ、やはり多い少ないはいろいろ市町村、自治体によって違うと思うんですけど、やはり今までの間で3回というのは、私の感じでは、やはりもっと開催時期、開催回数は増やすべきじゃないかなと思います。そうすることが、2項目以降で尋ねたことの活性化というか、そういうことにつなが

ってくると思います。

そして、私も、この質問をする前に、総務課のほうにお尋ねをしたんですが、総合教育会議の回数とともに、内容、いわゆる議事録の公開はどうなっていますかとお尋ねしたところ、議事録がまだ作成をされてないということでした。

これは、やっぱり国が示したいろんな指導の中にも、速やかにやはり作成して、公表しなければならないというわけですから、このあたりについて、作成をされてないということについてどのように、議事録が作成されてないということは、どのように捉えてあるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議事録を速やかに公表しろっていう部分については、私は、そういう理解してませんでした。当然、大綱を策定した後は、速やかに公表するというふうなことは当然理解しておりますが、議事録を速やかに公表しろという形で理解をしておりましたので、改めてそのあたりについて、そう法律に書き込んであるのであれば、当然ながら項目なりをきちんと出していかないといけないというふうにしたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 回数等のことも申しましたが、そのあたりは、発足したばかりですから、いろいろ研究するところも多いと思いますが、ぜひ、回数についても考慮しながら、総合教育会議が機能するように要望をしときます。

それから、次は教育委員会サイドのほうになるんですけども、2項目、3項目、これも関連をしてくるんですけども、教育振興計画については、今は、総合計画の中の教育の項を、いわゆる準用といいますか、大綱として使ってるというふうな受けとめたんですけども、それで、私も現在の総合計画の中で、教育に関する項目はどれだけあるかということを確認してみたんですけども、確かに学校教育、生涯教育、文化財関係とか、体育、保健関係とかあるんですが、わずか6ページで大枠のことしか規定がないですね。

だからこれも、やはり新総合計画の中には、従来よりは充実した形で記述はあります。けれども、やはり総合計画で教育の項目を取り扱ってるのは、あくまで大綱的なものですから、もう少しやはり教育振興の基本計画というのはやはり独自に、今答弁があったように、検討してるということですが、これも早急にやはりつくっていただきたい。

そのためには、先ほど言った大綱とあわせて策定しなけりゃいけないと思うんです。そういう意味で、総合教育会議の機能というのを充実させなきゃいけない。そうしますと、先ほど申したように、それが市民にも、あるいはわかるようにするためには、議事録をやはり速やかに作成して、そして、やはり誰もがみれるようにすると。そうすることによって、また私どもも、議会で

もいろんな要望もできますし、学校現場、あるいはいろんな教育関係に携わってる方々も、対馬市の教育行政はこのように進んでいるんだなということで確認ができ、そして、活動ができやすくなるんじゃないかということで要望をしときます。

それから、4点目のICTの教育の推進と機器の整備についてですけども、このことについては、教育長答弁、ちょっと動き出しはしたという感じには受けとめましたけど、それだけではちょっと不十分じゃないかというふうに思います。

以前も、ICT機器の充実については、国の整備計画が出ていますよということを申し上げたんですが、2校の推進校を設定するというだけで、具体的に各学校に機器をどう整備するかということは、お答えがなかったんですけど、そのあたりは教育委員会としてはどうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 28年度の具体的な取り組みということですが、2校程度を島内の学校に協力校といいますか、モデル校として取り組んでもらう。その中身は、複式学級を有する小学校を大体想定はしております。まだ確定はしておりません。

そこで、タブレット、電子黒板等をリースで入れまして、先行して取り組みをしてもらう。それと同時に、東部中学校も取り組みが終わりましたので、その成果も見ながら進めていきたいと考えております。

それから、組織については先ほども言いましたように、学校現場からも入ってもらい、教育委員会サイドも入って、今後どのようにしていくかという。素案はできてるんですけども、この詰めをこの年度内に、計画の素案を策定をしていきたいというふうに考えております。

問題は、今ある学校に入れているパソコンが、いずれは更新をしなくてはいけないということもありますので、大きい問題がありますけれども、もろもろのことを考えながら、対馬市の計画を考えていきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 教育長の答弁、納得がいかないというか、立場、いろいろ苦慮されてるといのはよくわかるんですけど、これ、前も示したんですけど、例えばこれは、各学校に、ここにありますが、電子黒板とそれから実物投影機は、各学級、1学級当たり1台ずつというのが、国が示してる基準ですね。そして、もちろんここにある可動式コンピューター40台というの、これは、タブレットのことですよ、持ち歩きできる。これも、各学校には40台は少なくとも。この40台というのは、これは、あくまで児童生徒数の40名を上限としてるから40となってるんですけど、これは、学校規模によっては1人1台じゃなくても、いわゆる最大学級数、20名が最大の学級ならば、20あれば一斉に使えるわけですから、そういうことを想定してるわけです。

やはりこれは、今から2校、複式の学校を推進校というのは、ちょっと手ぬるいんじゃないですか。もう既にこれ、小学校の複式については、今の小学校で25年度に研究発表して、その成果は誰もが認めているわけですから。

そして、先日の県議会の坂本県議の一般質問に対して、県の教育長も、小学校の複式の学級でICT教育は取り入れるという、そういう県教育長の答弁もあつたりしています。

県の教育委員会も、そういう振興計画をつくってやってるわけですから、その中にも、特にIT教育は県の、長崎県の教育大綱、これ、県が示した、つくってるものですが、ここの中にもICTの教育の充実はうたっています、大きな項目の一つとして。だから、このままいくと、対馬市取り遅れてしまいます。

ほかのところの自治体の例を少し挙げてみます。これは、県教委が出したICT計画の新聞記事です。これは、今年度の2月です。「17年度末までに電子黒板、小中学校の全教室へ」、こういう県の指導を受けて、これは諫早市です。全市立小に、電子黒板つきイングリッシュルームを設置すると。これは一つの例ですけど、長崎市も、既にもう電子黒板については、順次、各学校に入れていくということで、今年度から入れていますよ。

今になって推進校を2校つくるという程度は、やはりこれは現場の声にも応えてないし、子どもたちのためにもぜひ頑張っていたいただきたいと思うんです。

いわゆる今までのコンピューターの、パソコンの任期切れが来ますと。それは、確かに更新しなきゃいけないです。しかし、それとはまた別ですから、そのあたり、もうこれ以上、この場では具体的なことは言いませんけど、少しやはり教育委員会に頑張っていたいただきたいと。

現場の声もそうです。夏に教育懇談会を開いたじゃないですか。教育委員会、それから現職の校長会、退職校長会、そのときにも、一番要望の多いのは、いわゆる機器の整備ですから、それを踏まえていただきたいということを申し上げておきます。

それから、もう一つの、なぜ私が、早い時期に、28年度中の教育方針へ努力目標を市教委が示してほしいかと言ったのは、これは、前の議会のときに取り上げたんですが、ふるさと教育をぜひ充実させましょうよということで、教育長もしますと言われたんです。そういうことでも、学校で示す案を今年度、できれば1月、2月の初めぐらいに出していただくと、各学校は、それを受けて学校の教育目標や方針を定めますから、それまでに多分、校長会等で指導をされるはずですから、そのことについて、特にふるさと教育や自然を守るためのESD教育ですか、このあたりは全学校が、来年は教育目標に取り入れるように御指導お願いをしたいと思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 努力目標については、今、各委員それぞれ案を出しながら、今言われ

たようなことも含めながら、もう整理をしてるところです。

現場の各学校のふるさと学習についても、E S D教育という考え方を中心にしながら、担当者レベルで各学校に協力を依頼しているところです。その方向で、来年度以降も動くというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 一応、教育関係のこと、教育長にもお願いをしましたので、ぜひ、現場の声を生かしながら進めていただきたいということで、一応区切りたいと思います。

それから、いわゆる海洋保護区の問題、このことについては、少し説明をしていただきたいなと思って。

これは、市が出してるリーフレットからのを拡大したものですから、阿比留部長は御存じだと思います。

それで、この中にこう書いてあるんです。ここに、「対馬市海洋保護区。対馬市は、この海域を保護区を定め、環境保全と資源管理に努めます」と書いてあるんですけど、このリーフレット、市長が先ほど海洋保護区の捉え方を、説明をるるされましたけども、それとこのリーフレットの整合性といいますか、そのあたりは阿比留部長、いかがですか。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 先ほど市長が言われましたのは、一気に進むことができないということで、まず第1次的には、島内でできることをまずしましょうと。それを外に向かってP R、理解を求めていって、最終的にはこれに示しておりますような海域での海洋保護区を目指しておりますよということで、御説明をしたと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今、部長答えられたように、そういうことだろうと思うんです。ところが、このリーフレット、これですよ、実物は。これだけ読みますと、市長が今答弁されたような内容のとおりに記載されてるかという、私、読んでみまし、DVDも見せてもらったんですけど、市民には十分それ伝わってないと思うんです、市長が今おっしゃったようなことは。そのあたり、市長も啓発を十分しなきゃいけないというふうにおっしゃいましたし、そのとおりだと思います。

それで、今まで足かけ7年取り組んできたけども、それは、考え方も変遷もしてきたというのはわかりますよ。だけど、今の時点で、どういうことを対馬市が狙うのか、狙ってるのか。そして、5年間の計画ではどこまで持っていくのか。10年後の総合計画の中では、海洋保護区の問題はどうするのかということ、もう少し漁業関係者にも、それから一般の市民にもわかるような周知の仕方をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。市長は、今のこと

についてはどうですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 足かけ7年これをやってきたわけじゃないんですが、途中からこの問題について、海洋保護区という概念と出会いましたので、これは、途中から取り組んできた問題であります。

それで、一朝一夕にこれが成るというふうには思っておりません。国の動き、それから地元漁業者の動き、いろんなこととこれを同じ思いになっていかないといけない部分がいっぱいございます。そういう意味において、時間もこれはかかっておりますし、やはり大きな問題は、資源のデータというのを明確にしていくこと、そこから将来の対馬近海の水産資源のあるべき量とか、最低ここには持っていかないといけない、そうしないとなりわいとして成り立っていかないとか、そのあたりを見据えながらの海洋保護区というものだというふうに思っています。

私どもが思い描くところに一気にはなりませんので、今、先ほども答弁させていただきましたように、第1次のものについては、この年度中に資源管理計画を海洋保護区の計画というふうにつまみ、それを2次、3次というふうにつまみ、漁業者、漁協、そして島外の大型漁業の皆様とも調整をしながら、2次、3次の計画にバージョンアップしていかないと、最終形というのは詰まっていけないというふうなことを申し上げたつもりでございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） それで、いわゆる当初の、市長がいわゆる略奪的漁法について、これを排除しなければいけないと、22年や3年に言われてたところからは変遷してきたということはわかりました。

なら、それなりに、そしたら年次ごとにもっときちっとした計画を立てて、資源管理計画をつくるなら、今年度は、例えば28年度は何と何の魚種、漁法についてつくるといふようなことをつくらないと、また今までと同じようにコンサルに出して予算だけはかけるけども、具体的なものはでき上がってこないということになると思います。

それ、いい例が、アマダイの資源回復計画は、島外の方にも御理解をいただいて進んでると。これは、この科学委員会の報告にもそのように、これは、立派ないわゆる自主的な計画だということ、専門の先生方も称賛してありますよね。そういう例があるわけですから、あと、それなら、この前も出たように、アラ縄も常にやってるとか、そして、7部会をつくらせているんですから、7部会のうちどれぐらいの計画が何種類ぐらいできるのかということ、早急にやはり打ち出さなきゃいけないんじゃないですか。

あわせて、水資源のことについても、もう水資源、これ、誰が見ても立ち止まっているわけです。そしたら、もう次年度移行は、もうこれ、棚上げというか、凍結というか、やらない。そのあた

り、はっきりしたほうがいいんじゃないですか。これも、年にわずか会議を1回程度した、それから視察に1回行った程度、それぐらいで項目にいつまでも挙げておっても、市の行政が、項目だけ何かやっているようにあるけれども、具体的に進展しないといういい例だと思うんです。

そういう意味では、循環システムの中でも、もっと見直したり、もっと計画を具体的に、ステップを細かくした計画をつくらなきゃいけないというふうに思いますが、市長、最後、そのことについてはどうお考えですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） やっていく政策というものについて、大きな社会的な変化の中で、物事を見直していくっていうのは、当然だというふうに思ってます。

そういう意味において、今、おっしゃられたように、国際ビジネスの中の水ビジネスっていう問題については、私は、現時点においては難しさはあるんだろうとは思っておりますけども、最終的にいろんな調査はする中で、人口の問題、国際的な人口の問題とかいろんなことを考えていけば、水資源っていうのが、山を大切にしていく中で、対馬が水資源の問題もまだ可能性があるということは、皆さんもわかれたはずでございます。そういう意味において、今すぐこれを取り組める状況ではないのかもしれませんが、そのように御理解いただいたうえで、第2次の総合計画等につきましては、明記するには至っておりませんという答弁を先ほどさせていただいたところであります。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 最後に、総合計画については、この前いろんな、議会でも意見が出たんですけど、もっともっと議会でも意見を出してもらえるような場があったらなということを感じながら、私がきょう関連した部分についてだけでも、特に循環システムについては、各項目とももっと精査しながら計画をつくり上げていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、小島徳重君の質問は終わりました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。再開は、2時からとします。

午後1時51分休憩

午後2時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

ただいま、大部初幸君ほかから、地方自治法第135条第2項の規定によって、入江有紀君に対する懲罰の動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて起立によって

採決します。この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議員入江有紀君に対する懲罰動議

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、議員入江有紀君に対する懲罰動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、入江有紀君の退場を求めます。

[3番 入江 有紀君 退場]

○議長（堀江 政武君） 動議提出者の趣旨説明を求めます。17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 入江議員に対する懲罰動議の提案理由を申し上げます。

入江議員は、本日の一般質問において、議員としてあるまじき発言をいたしました。神聖な議場において、特定の個人を名指しで批判することは、議員としての自覚に欠けるばかりでなく、議会の品位を失墜させるものであります。

この発言により、長崎県病院企業団並びに対馬病院には大変な御迷惑をかけてしまいました。

今回の入江議員の言動は、対馬市議会の名を大いに辱めるもので、会議規則第151条に定める「品位の尊重」に著しく違反しております。よって、ここに地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により、入江議員に対する懲罰動議を提出するものであります。

御賛同方、よろしく願います。

○議長（堀江 政武君） 次に、入江有紀君から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があっております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。よって、入江有紀君の一身上の弁明を許します。

入江有紀君の入場を許可します。

[3番 入江 有紀君 入場]

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君、登壇して弁明を行ってください。

○議員（3番 入江 有紀君） 私が、一般質問で、病院の科目の先生の名前と科目を言ったことは悪いと思いますので謝りますが、私は、このことは市民の要望で言いましたので、当たり前なことを言いましたので、私は間違ったことは言っておりません。名前を言ったことだけは謝りま

す。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 弁明が終わりました。

入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（堀江 政武君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 先ほど、御説明の中で、実名をもって批判をしたという説明がございましたが、もっと具体的に、どの部分をどのように批判をされたのかという説明が要ろうかと思えますけれども、お願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） それを答弁をなさйтеというのは、私は不可解だね。中身を聞いていたら、中身はわかるでしょ、ある個人名を名指しする、「免許も取る資格はないじゃないですか」と批判行為をしたから、こう言ってるわけですよ。私がここでまた名前は言う必要はないと思いますよ、言いません。あとは賛同に任せます。

○議員（13番 小宮 教義君） 議長、いいですか。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） これは人を罰するわけですから、やっぱり法的根拠をもって、やらなければいけないと思います。

先ほど言われたように、実名だけにおいては、この地方自治法にもございますけれども、議員の本質、本位といいますかね、132条にうたってありますけれども、その罰則の中には、実名だけを上げたということで罰することは非常に難しいのではないかと。

だから、批判というところが、先ほど申し上げられましたけれども、その部分は、また聞きのような形での発言のように私は聞こえたんですが、本人そのものの発言であれば、それは該当に値はすると思いますが、実名だけの物事では、罰則というのは非常に難しいと思います。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） 休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

これで質疑を終わります。

お諮りします。懲罰の議決につきましては、会議規則第161条の規定によって、委員会への

付託を省略することができないとされております。本件については、7人で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

議事運営の都合により暫時休憩します。

午後2時10分休憩

〔全員協議会〕

午後2時20分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。懲罰特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。懲罰特別委員は名簿のとおり選任することに決定しました。

懲罰特別委員会の正副委員長互選のため、懲罰特別委員会を招集します。

暫時休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時27分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

報告します。懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告します。委員長に上野洋次郎君、副委員長に淵上清君が選任されております。

なお、これより懲罰特別委員会を開催願います。

暫時休憩します。

午後2時27分休憩

午後3時52分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

あらかじめ申し上げます。本日の会議は議事の都合により延長します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

入江有紀君に対する懲罰の動議について、懲罰特別委員会の報告を求めます。

懲罰特別委員長、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 懲罰特別委員会審査報告をいたします。

本日、大部初幸議員ほか3名から「入江有紀議員に対する懲罰動議」が提出され、これに伴い、委員会条例第7条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されたところであります。

当委員会は、本日、直ちに委員会を開催しましたので、その審査の内容について、会議規則第110条の規定により報告いたします。

本件は、入江議員が、本日、平成27年12月11日の自身の一般質問中、神聖な議場において、特定の個人を名指して批判するという不穏当発言により、議会の品位を失墜させたため、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定に基づき、入江議員に対する懲罰を要求されたものであります。

今回の入江議員の言動は、議員としての自覚に欠けるものであり、到底許されるものではありません。このことにより、長崎県病院企業団並びに対馬病院には大変な御迷惑をおかけしてしまいました。今回の入江議員の言動は、対馬市議会の名を大いに辱めるもので、会議規則第151条に定める「品位の尊重」に著しく違反しております。

よって、本委員会は、入江議員に対し、別紙「陳謝文」により、議場において陳謝を科すことに決定しました。

以上で、懲罰特別委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 一言、委員長にお尋ねしますが、入江議員さんの懲罰動議は、今、報告書のあったとおりで、私も納得はしますが、問題は、病院とか企業団に御迷惑かけたことに対して、この議場だけでいいのか、それとも、もう一步深く、病院なんかには謝罪文を持って行くとか、そういったことを議会としてなされる気があるのかどうか、そこまで審査されているかどうか、ひとつお尋ねします。

○議長（堀江 政武君） 懲罰特別委員長、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今、波田議員のほうから、そういう質問がありましたけれども、委員会の中では、私の報告書だけであって、その後の対応は決めておりません。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、この入江議員に関しては2回目でございますよね、皆さんも御承知のとおり。

懲罰をかけるということの大事さと、それとはまた、かけられた側に、議会の品位を保つなら謝罪の一つも、議長名でもいいと思うんですが、提出をなされることをお勧めしたいと思いますが、よろしくお計らいをお願いしておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。あれば反対からお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） はい、反対がないようですので、賛成討論があれば。

5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

長崎県対馬病院は、本年5月17日開院以来、市民の要望に対しまして、受付システムの改善を初めとして、精力的にその改善に尽力されておられます。

そのような中での入江議員の発言は、非常に適正を欠くものでありまして、一議員の発言が、議会全体の意思であるかのように受け止められるのではないかと危惧するものであります。

私は、対馬病院に対しましては、今でさえ医師の定数割れの中で、対馬の医療の中核病院として、十分過ぎるほど、その役割を全うされておられます。そのことに対し、深く感謝をするものであります。

一議員の発言によって、議会全体の品位を強く傷つけられることは、決してよしとするものではありません。したがって、深く反省をされ、本人の本日の質問の中で、市長に注意をされたように、お詫びについては心からお詫びをされるべきと思います。そして今後、係る質問には十分留意をされることを望みながら、この動議に対する賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件について、委員長報告は委員会起草による陳謝文により、入江有紀君に陳謝の懲罰を科すことです。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。入江有紀君に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

入江有紀君の入場を求めます。

[3番 入江 有紀君 入場]

○議長（堀江 政武君） 入江有紀君に申し上げます。議決に基づいて、これから入江有紀君に懲罰の宣告を行います。これから入江有紀君に陳謝させます。

入江有紀君に陳謝文の朗読を命じます。

○議員（3番 入江 有紀君） 私は、本日の会議の一般質問における発言中、議員としての自覚に欠ける発言をして、議会の品位を失墜させてしまいました。長崎県病院企業団及び対馬病院には大変御迷惑をおかけいたしました。まことに申し訳ありません。

不穏当な言葉を用い、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責を顧みて、ここに深く反省し、誠意をもって陳謝いたします。

○議長（堀江 政武君） これをもちまして懲罰特別委員会は終結とします。

○議長（堀江 政武君） 本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

午後4時04分散会

平成27年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第7日)

平成27年12月14日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成27年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(20名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	13番 小宮 教義君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員(1名)

12番 齋藤 久光君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

報告します。齋藤久光君より欠席の届け出があっております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。15番、大

浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） おはようございます。一般質問でございますが、今回は一問一答を重点に考えております。極力、本文を省略して申し上げます。よろしくお願いいたします。

通告に従い、市政一般質問を行います。

対馬猪鹿活用促進事業については、平成25年度から平成27年の3カ年の間、8,374万円の巨費を投入しており、本年度は最終年度とお聞きしております。その他関連した事業等もございしますが、対馬市がこれまでやってきた本事業に対する成果について、どのように捉えておるか。そして、また関連する事業をどこまで成功させておるか、その思いをお聞きしたいと存じます。

それと、今後、来年以降の市の方針は、どのようなことに基本を置いて、これを展開していこうと思うのか。このことについても、詳しくお話を求めたいと思います。

なお、この28年の市の方針については、本日、全協の申し出により、その資料をいただいております。このことを、既にいただいたものとして、本日の、きょうの、まあ市長の答弁の内容と、若干触れてみたい点もありますので、その点は承諾をお願いしたいと存じます。

それと、最後にですが、市と同様、民間サイドでは、今年度より、対馬全島を対象にイノシシ、鹿の収集と生肉加工品、そしてペットフード原料等の生産販売を実施する運びとなっております。

この点につきまして、市の行う方向と、この民間サイドの方向性、これを市長はどのように捉えておるか。コメントがあれば、お聞きしたいと存じます。

簡単ですが、質問の趣旨は以上で省略いたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議員の御質問に答えさせていただきます。猪鹿活用促進事業等の成果についてということでございます。

このイノシシ、鹿につきましては、今までと違いますか、過去20年近くにわたって、対馬市民が苦しめられている現実があります。これにつきましては、過去より取り組みをずっと進めてきておりまして、今まで約16億円の巨費を投じてきているものであります。

この間、捕獲頭数につきましては、イノシシ、鹿合わせますと、約8万9,000頭のイノシシ、鹿を捕獲をしていただいたところでありまして。

また、鹿を対象とした防鹿ネット、イノシシを対象とした金網フェンス等の設置等が、約900キロ以上にわたって、特にイノシシの金網につきましては、張りめぐらされるというほどの甚大なる被害を島に及ぼしているところでありまして。

これらにつきましては、捕獲補助金、それから防護対策としての防鹿ネット、イノシシ用の金網フェンス等で、約15億円という巨費であります。先ほど申しましたように、16億円のうち

の15億円をそこに投じてきたところであります。

これらのやり方という、進め方というのを、十数年間、ずっとやってまいりました。しかし、なかなか被害というのが収まらないという中で、猪鹿活用促進事業というものに、25年度から踏み込むと。方針を一部追加をして、取り組んできたところであります。

この活用促進事業等につきましては、その被害対策として、現状の防護柵の設置状況というものを、きちんと調査をするということ。それから、GPS機能付デジタルカメラによる、わなの設置箇所の登録。それから、捕獲されたイノシシ、鹿の性別などを現場において確認を行い、これらで得られた情報を地図上にプロットをし、誰でも見られる形にいたしております。

利活用については、大阪府立大学との連携協定により、猪鹿衛生管理ガイドラインを作成をし、手順に沿った解体を行い、加工品の製造、実証販売にも取り組んでおります。

皮もなめし加工を施し、レザー教室や中学校の授業など、普及啓発活動として活用をいたしております。

このような取り組みを通して、各地区において学習会を開催をし、自己防衛の意識向上を図れ、捕獲従事者と地区が協力して、捕獲を実施できる地区捕獲隊を、今日まで女連、上槻、安神、それから佐賀のこれら4地区で、結成することができております。

利活用については、先ほど申しました大阪府立大学での肉の検査において、市販の豚肉、鶏肉よりも細菌数が少ない結果が出ており、消費者に対して、安心して提供できるものと考えております。

加工品についても、添加物の少ない商品などをつくることができしており、今後、民間による、加工品製造の大きな力になり得るものと確信をしております。

そういう中、市民の皆様有害鳥獣問題の現状を伝えながら、今後も被害対策、捕獲隊の結成、利活用促進に向けて、積極的に取り組む方向性であります。

また、山林における被害は、杉、ヒノキにとどまらず、希少な動植物まで及んでおり、深刻な問題となっております。各関係機関と連携を取り合い、捕獲体制の確立を図り、自然環境の改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、民間事業に対するコメントということがございました。今までの市の取り組みは、まさに、民間が参入されるときの手助けになれるよう取り組んできたつもりでもあります。

衛生管理ガイドラインによる指針は、検査結果により実証され、的確な解体手順が示されたものと考えております。

有効的な資源活用を目指した新たな産業創出に向けて取り組まれる姿勢に対しまして、感謝と敬意を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） どうもありがとうございます。

きょうは、事業の中身について、幾らか細部にわたって申し上げます。もし、市長が答弁に、詳細がわからない場合は担当部長のほうに、議長、まあひとつ求めるということで、よろしくお願ひします。

先ほどありましたように、25年からこの事業を取り組んできた。で、25年度は当初予算じゃなくて補正予算で、たしか12月ぐらいの補正だったと思います。これは、702万5,000円。これが、実績として上がっています。

そのときにやったことは、臨時職員9人を雇用し、集落周辺に設置されている防護柵の現状調査を実施したということで、防護柵が実際、果たして農地を安全に守っておるか。そこらのチェック点検があったそうでございます。これで車を借り上げて、複数人間で対馬全島を回ったというふうな報告に、決算書ではなっております。

それからですね、26年度に注目したいと思います。これは、26年度は3,400万相当の金を充当しております。国費が1,500万、約2,000万相当が、市債と一般財源で対応しております。

中身は、現場の確認を3台のトラックで各2人ずつ乗り込み、現地の捕獲されたイノシシ、鹿の重量、体長等、写真撮影等、そういうふうな検証行為を行っております。

14名の賃金総額1,900万、車借り上げ320万相当、燃料が300万相当、このようになっております。

プラス、猪鹿加工処理施設補修工事、これは加志の元旧町時代の鹿の解体施設を550万相当で改修し、備品購入、これが250万相当を充当しております。

このことについて、若干触れたいと思います。このことについては、加工処理施設工事の方向性。このことの定義は、加工品の商品開発、そして生肉等のいわゆる需要の調査。このようなことに、定義はなっております。

重複いたしますが、26年度から27年度の動きの中で、どのようなことに実績を上げられておるのか、再度お尋ねしたいと思います。もし、市長が把握しておられなければ、部長のほうにお尋ねします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 26年度、27年度以降の実績ということでございますが、このことにつきましては、今年度の5月から、商品の開発で実際に売っております。その中で、新たに商品として4品目ほど、現在、ソーセージ等を含めて売っております。

今後のことということでございますが、今後につきましても、そういったものを、開発をした

ものを民間に移譲をして、民間サイドでつくってほしいという思いがあります。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 具体的に4品目は、私も加工品は見させていただいたんですが、販売実績がですね、どのくらい、27年度途中で結構なんです、26年度。重複しますが、再度、皆様もお聞きしたいと思いますので、できれば部長さんでも結構です、実績を。

そして、どのような方面に市場調査をしたのか、これをひとつ、答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 実績でございますが、26年度につきましては、実績はありません。27年度につきましては、先ほど申しました5月以降の実績としましては、約30万ちょっとぐらいですね。

市場調査ですけれども、現段階では、大阪のほうのマルシェというグループ会社があるんですが、そのあたりとちょっと話をしてるぐらいで、まだ具体的にどこに卸せるというふうなことは行っておりません。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） それでは、27年度、本年度が4,254万円相当の当初予算の計上であります。同じく似たようなことがなされておるんですが、私も現場を把握するものとして、8,000万相当のお金の使い道について、もう少し、こう実のあるようなことが浮上してこないかなと思うんですが。

市長、その辺は少し、私は、投じた金の割には、いまいちというふうな思いをしております。まあ自分がなされたことを批判することはありませんでしょうが、ちょっと寂しい思いがするんですが、どうお考えですか。

この3カ年に8,300万相当超えておりますね。現場では、そんなに期待が、あるいは何かいい方向になったというふうな思いが、いまいちと思います。実感としてそう思ってますが、市長はどう思ってますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 25年からこの問題について取り組みを始めた、方向を転じながら取り組み始めたところであります。そして、施設改修も含めやっていかなくてはいけないことがありますし、新商品開発という分野でございます。

そういう意味において、投じた金に対して、成果が、確かに、そういう30万という金額からいけば、明らかに少ないのかもしれませんが、そのことを、可能性というものを民間に流し込んでいくために、今、私どもがやっているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） それは、それでいいでしょう。

1つ、次、飛びますよ。

28年度以降の、このこと。対馬市が展開しようとするのと、加志の施設の方向づけについてですね、全協の資料をいただいております。このカラー刷りのですね。これを見ますとね、ちょっとよろしいでしょうか。昼からある全協の資料。

そして、これ対馬猟友会に一部、理事会の申し入れがございまして、この一部が理事会の中で展開されておりますので、これは議長、了承していただきたいと思います。

ええっとですね、この資料の中の2ページ目の裏にあるんですよ。お手元の資料がありますかね、2ページ目の裏。資源活用、美津島町加志の施設。ここに、まあいろいろなことが書いております。

そして、その施設を指定管理すると。民間の企業と申しますか、そういう書き方しておりますね。指定管理すると。いうふうなことを、方向づけをですね、ここに出されております。

このことにおいて、もう少し、市なりの心意気といいますか、これに対する考え方の整理をして答弁をいただきたい、このように思います。

指定管理の。市長、形のことを言ってるんですが、資料にはそう書いております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この内容につきましては、12月2日でしたか、猟友会の理事会において、皆様方にお示しをし、概略、こういう方向性の中で、捕獲補助金も含めいかがでしょうかということで、こちらから投げかけをさせていただいてる案件でございます。

理事会においては、皆様方一定の御理解をいただいたものというふうには思っております。また、このことについて、午後より、議会の皆様方に御説明を申し上げる案件でもあり、また、今のおっしゃられた部分につきましては、来年の3月における当初予算において、指定管理するのかどうかということ、また論議をしていただければというふうには思っております。

○議長（堀江 政武君） 大浦議員、ちょっと。今の件につきましては、午後、全協で詳しくその説明もありますので。その辺に限っては、あまり詳しい質問は、ちょっと御遠慮していただいて。

○議員（15番 大浦 孝司君） いや、きょうは。きょうは、28年度以降の市の考え方を、通告に入れておりますから。

○議長（堀江 政武君） はい。はい、ですので、はい、あまりあの……。

○議員（15番 大浦 孝司君） 議長、通告書に入っておりますので。

○議長（堀江 政武君） いや、それはいいんですけど、資料のことを言ってる。午後から詳しい説明がありますので全協で。その件については、あまり、詳しい……。

○議員（15番 大浦 孝司君） いや、この議場の場で質問することは問題ないでしょう。通告しとるんですよ。

○議長（堀江 政武君） いや、その通告はいいんですけど。質問はいいんですけど今の、それらに基づいてずっとしたら、午後、まだ説明がありますので、詳しく説明されてからなら、こう、また、いいとは思いますが。

それについては、ちょっと、あまり詳しい質問は、まだ内容の説明があっておりませんので、お願いします。

○議員（15番 大浦 孝司君） 議長。

○議長（堀江 政武君） はい、どうぞ。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今、申し上げたとおりね、対馬猟友会に、この説明の申し入れがあったんですよ。それをもとにやっておりますから、御了承願いますという断りを入れたですよ。

そして、通告書には、28年度以降の市の方針についてを伺いますと、文書、そう書いておりますから、問題ないと思います。

○議長（堀江 政武君） ですが、その分は言いましたけど、はいと言いましたけど、まだ詳しくはですよ。まだ説明前やから、この資料に基づいて。お願いします。

○議員（15番 大浦 孝司君） だから、午後からの話じゃなくて、捕獲団体に対馬市から申し出があったことについて、確認取りよるわけですから。それでいいと思います。

○議長（堀江 政武君） 今、言われた分はそのまま、質問はしましたけど、許可しましたけど、詳しい内容の説明はちょっと、それについては御遠慮願いますと言ってるんです。

○議員（15番 大浦 孝司君） それはおかしゅうないですか、あなた。

○議長（堀江 政武君） はい、いえいえ、この……。〔「休憩してやりゃあ、休憩」と呼ぶ者あり〕ちょっと、休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

○議長（堀江 政武君） はい、再開します。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 市長その中で、民間に委託をするというふうなことが説明がございました。

この民間の委託というのは、対馬島のいわゆる希望者を対象にするのか、島外を含めてやるのか、この点をひとつ確認したいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この、加志の施設の指定管理の方向性については、その資源活用という視点に立って、衛生管理の普及啓発と解体の代行、それから、解体手続、手順の指導、認定という部分を担ってもらえるところをお願いしようというふうな考え方を持っておりますけども、島内、島外とかいうことまでこちらのほうは、まだ、何も決めているところではございません。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その中で、猟友会の理事会に説明があったことは、生肉の取り扱い、加工品の取り扱い、販売ということを含めます。それを含めて、1.5人分の人件費の確保、それと、施設の光熱水費の負担を予算計上をする方針という説明がございましたが、これには間違いございませんか。市長でもいい、部長でもいいですが。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいまお配りしております全協の資料は、あくまでも市が、現在、来年度以降からこういうふうにしたいという御相談の部分でありまして、現段階で来年からこうしますということではありませんし、先ほどおっしゃられました1.5人というものを決めたものでもありません。1.5人相当はどうだろうかということで検討しておりますよということで、御説明をして、御理解をいただきたいということで、全協の資料としておりますので、あくまでもまだ来年からこうしますという方向ではありません。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） そのことであれば、私も理解をできるわけです。

ただ、前回の理事者の会議の折には、今の言葉が出ておりますからそれを確認をする意味でも申し上げたわけで、さらに、全協で突っ込んだ話をしたいと思います。

この、平成26年度の取り組みの中で対馬市は、鹿・イノシシの衛生管理に伴うガイドライン、その指針、こういう方針で臨みますという資料をいただいております。これは、もちろん、先だって猟友会の理事会の折の資料なのですが、その中で2点ほど質問したいと思います。

あの施設の規模、加志の解体する施設の規模でございますが、私が聞いた範囲においては、1日の解体頭数は1頭と聞いておりますが、これは、保健所の協議のもとに伴う施設の解体規模、この決定があつておると聞いておりますが、これ、間違いがないかどうか。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 1頭という指定、解体処理場で1頭でなければできないということは聞いておりません。ただ、今現在、実績としてガイドラインにのっとりた解体をしていくと、2頭相当が限度だろうというふうに聞いております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） それは、保健所に聞きゃわかるんですが、当時行かれた担当の

話の範囲で、1頭という数字のことは私は聞いた覚えがございます。

それと、もう一つ、次に進みますよ。通常の場合、捕獲者が箱のわな、あるいはくくりわなに獲物がかかる。現場で銃なりあるいはその他の用具を使い捕殺、殺処分をするわけですが、現地でその後放血、いわゆる頸動脈の切断をして血を抜くということがございます。

その後、施設に運びます。そこで、皮剥ぎ、解体作業が始まるわけですが、このことについて対馬市の加志の施設においては、生きたままの状態ですべて箱に入れて解体をしておるといふような実例を聞いておりますが、何頭くらいの数字を把握しておるか、ちょっとその辺を、部長でもわかっておれば。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、資料が整ったようでありますので、部長のほうから答弁させます。

（「後で結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） ここの次が大事なところなんです。

解体処理場の許可の中で、現地で放血するということが基本になっております。これは、大量の出血が、施設中の放流水に非常に問題があるというふうな、保健所の指導の中で、これは恐らく加志の場合、その施設で放血はできないこととなっておると、私は理解しておりますが、部長その辺の理解はどのようにしておりますか。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） おっしゃられるようなことだろうと思っております。

ただ、先ほどおっしゃられました解体が、約76頭ぐらいしております。これは、あくまでも実証的に、生体搬送した場合に肉はどうか、それと、例えば30分以内に搬送してきて解体した場合どうか、1時間たった場合どうかという実証の中で、現段階では生体搬送したほうがいいと、肉の結果としてですね、ということで実証的に行っておりますので、今後につきましては保健所等との協議も必要かと考えております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 現状のあり方は、今の思いでやったということは、それで私はいいと思いますが、施設の許可をするという意味は、これは非常に制約がございますので、現地で放血をしない、大量の血を施設の処理場で流すことはやめてくださいよというふうなことに、私は捉えております。

ですから、ここのところは改善する。ガイドラインの文書の、文献の一部ですが、今30分という数字をおっしゃられましたが、時間が何十分で運びなさいというふうな制限はないと思います。ただし、「内臓を抜かずになるだけ早く処理場に運搬する。その場合、冷却する、氷で冷や

す、低温施設の中で搬入する。」このように書かれておりますので、時間の、部長、制限を今おっしゃりましたが、部長、その時間のことで何か制限を対馬市の場合設けているんですか。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 先ほど申しましたのは、30分以内が制限をしとるということではなくて、30分以内にしたほうがいいだろうということですので、それは、あくまでも制限しとるということではありません。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） それでいいと思います。

ですから、ここで問題になっておるのは施設内の屠殺、要は生きたものを殺処分するということは、これは問題になろうかと思えます。その辺は、保健所と十分協議のうえ適切なことの遵守のもとに施設を運営しなさい。」というふうな書き方をされております。

それでもう一つ、少し踏み込みます。この中に、予算の中にも計上しておりますが、年に1度ダイオキシンの濃度を測る測定委託料が79万円、毎年上がっております。これは、加志のその施設の横に、内臓、皮、骨、頭等の解体した後の、焼却処分を昨年からやっております。以前は、対馬猟友会員が捕獲した死んだものの焼却処分に使っていましたが、市が全面的に同施設を占有するために、それで、一般の利用を禁止しております。

しかし、昨年から産業廃棄物、要は肉を生産する。これに切り替わったわけです。そうしますと、この施設の焼却の基本からいいますと、能力、これ焼くという意味ですが、市長でも結構ですが、この焼却温度、これが施設の許可に大きく関わってくるわけですが、このことについて御存じですか。部長でも市長でも結構です。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 済みません、温度のほうはちょっと把握はしてありませんが、おっしゃられるように利用禁止というか、当初の計画自体は、旧美津島町のときに鹿を焼却するということでした。

現在、当初の想定されない頭数がそれぞれ捕獲をされておるということで、当然、加志の施設では、対応ができないということで、現在はその部分で解体をしたものみの焼却をしております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 部長、今のことは、考え方はそれで結構なんですが、産業用として完全にこれを燃やすということになれば、従来ですね、例えば旧町時代に美津島町の西海漁協は、養殖漁業の中でへい死した魚の焼却を、組合の近くでやっておりました。ところが、ダイオキシンの係る焼却の制限から全部廃止されまして、この施設を、取りやめです。で、加

志の施設もこの温度に到達せんと思います。多分800度を越えた、要は温度で焼き尽くす、燃焼するということがない中では許可しないというふうに、私は聞いておりますが、その辺当初から問題があったように私は理解しております。今になってこんな話を申し上げますが、ガイドラインではこう書いているんですよ、4ページ目に、法令の遵守、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これに該当するかと思うんですが、ガイドラインの書き方が全ての分野において、パーフェクトな運営をなささいよと、特に自治体が行うことも含めて、その点は法律に基づいた施設の利用をなさねばならないという厳しい書き方をしております。で、たしか焼却温度は800度以上だと思えます。

ところが、同施設はそれ以下だと思えますが、私の聞き違い、勘違いがあるかもしれませんが、確認をしてください。今からそういうふうなことに専門的にやっていくには、法のもとをくぐらないかん時代なんです。その辺をきょうのこの場では、結論をつけませんが、調べたうえに同施設の使用が今後可能かどうか、確認をとっていただきたい。そのように思っております。

いろいろ申し上げましたが、最後の、市長も先ほど触れたこと、今から、4年前に本事業が、私、民間事業と申し上げましたが、県のサイドでやろうとしたけどもできなかった、で、全ての補助事業にうまくいかずに、本年度民間の、要は株式会社10名ぐらいの出資の構成で進むように運びがなっております。

私は、市長、こう思っているんですよ、市の方向と民間の方向と手を、やはり話し合いの中で双方が成り立つような、あるいは市の方向は民間を後押しするようなそういうふうな連携の展開というのが一番望ましいと思っておりますが、現在それが、まだ十分連携がとれておらんと思えます。今後、このことは再度話し合い等をかなり積み上げないと、今の姿で事が過ぎていけば、私は、うまくいかないことが現場ではあると思えますが、その辺、市長、率直な御意見をちよつときょうは聞きたいと思えますよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 新たな取り組みということに対しまして、行政側が足を引っ張るということは全く考えておりませんし、私どもが手を出せない分野まできちんと考えてあることに対しまして、私どもは、その部分について感謝と、そして新たな取り組みに対して敬意を表する次第でございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 昼からですね、一般質問が終わって、全協がございまして。先ほど、議長ともいろいろ言いましたが、その場でもっと詰めて話さないかんという思いがいっぱいあることを、私もそこで発言することで、時間がまだ残っておりますが、そういうことで一般質問を終えたいと思えます。

それから、最後に、阿比留部長のほうでも確認されておると思いますが、最近のイノシシの生息頭数、あるいは捕獲頭数、極端に9月以降激減しております。で、話を聞けば峰、豊玉の一部では、集団的にイノシシが倒れて死骸を複数見ておることを、報告が猟友会の中であっております。

もしかすれば、そういうふうなウイルス性の病気が発生してるんじゃないかと、毎月500頭前後とる数字が100頭台に今下がっております。非常に状況が変わってきておりますので、その辺も十分静観しながら、私は、捕獲する側と市の方向との協議なり話し合い、今後もっとする必要があろうかと思っております。時間が少々残っておりますが、私の一般質問はこれで終わりたいと思っております。

以上、ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。

再開は11時からとします。

午前10時46分休憩

午前10時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） こんにちは。6番議員、会派協働の脇本啓喜です。

まず、質問に入ります前に、先日金曜日の同僚議員の懲罰動議について触れさせていただきます。

市民は、対象議員のみでなく、もちろん、私も含めた市議会全体に失望されていらっしゃるようです。このことを真摯に受け止めなければならないと思います。前から何度も言っている、市長は以前こう言ったが、この本にこう書いてある、みたいなことを延々と話すのは苦痛でしょう。

私の一般質問へも批判を頂戴いたしました。現在の対馬市を、市議会について、クレームと、揚げ足取りと、自己満足とも評されておりました。大いに反省し、できるだけ建設的な議論が展開できるよう努めてまいりたいと思っております。

通告に従い、まず（仮称）比田勝認定こども園の通園時の安全確保について質問します。

先月11月17日に開催された、保護者をはじめとする市民に対する説明会に、北部地区3名の市議会議員も全員出席させていただきました。用意されていた席では足りないほど多くの方々が御参加いただき、関心の高さを改めて実感しました。

担当者の説明が終わると、矢継ぎ早に保護者からの質問がなされて、收拾がつかない状況になりました。そのほとんどが通園時の安全確保についての質問で、大きく分けると次の3点に集約できると思われます。

- (1) 通園路の危険除去に係る取り組みについて。
- (2) 通園バスの整備、検討について。
- (3) 駐車場不足の解決策について、です。

(1) については、お子様を送って帰る際のルートが、従来と異なるルートで提示されたことが、保護者にさらなる不安を与えています。

先日、担当部長に問い合わせたところ、担当者が全く誤った説明をしてしまったとのことでした。パネルを準備しましたので、この際、ここで訂正をお願いします、よろしいでしょうか。説明をわかりやすくするためお店の名称を固有名詞等で述べますが御容赦ください。

11月17日の担当者の送迎ルートは次のとおりです。この黒い部分ですね、自動車は中央橋を渡って、郵便局と園の間の道路に入り、駐車場に車をとめて、徒歩で園児を送り届け、海上自衛隊、海上保安庁の庁舎の間の道路を抜けて、右折して再び園の前を通り、スナック城の方向に進んで帰ってもらう。警察等の許可を得た一方通行とはしないが、保護者間で話し合いを持ち、一方通行の取り決めをしてほしいというものでした。

このようなルートは私も初めて聞いて驚かされました。市長も小学生のころ比田勝にお住まいでしたから、このような狭隘かつ危険なルートでは、保護者が納得するわけがないことはよくわかりになると思います。

特に、同時間帯に送ってくることになる幼稚園のお母さんたちは、通勤族が多く、田舎の狭い道に慣れていられないというのに、2、3人のお子様がいられる方も多く大きめの車に乗っていらっしゃる、ますます事故の危険性が高いと思われます。

本当に考えているルートは、今から示すルートでいいでしょうか。よければ、福祉部長、着席のままでもいいので回答ください。誤りや補足、修正があれば、後ほどこのパネルをお貸ししてもよいですから、わかりやすく説明してください。

本当のルートは、この赤の部分、送り届けるまでは同じですが、帰りのルートがここを右折ではなくて、左折して中央橋を再び渡って帰る。車がまわりやすくするために、海上保安庁官舎の敷地の右角の部分、ここですね、を1.5メートルずつ削り、その部分に見合う市有地との交換を折衝中ということなんですよね、よろしいですか。

ただ、それだけでは、まだ安全面について保護者からは納得が得られないと私は思います。もしこのルートだとしても、中央橋の架け替えが必要となりますね、今後。その工事の際は、一体どのルートを通ればよいのでしょうか。やはり、以前要望していました別の場所からの架橋が必要なのではないでしょうか。

今後の架橋の予定について、答弁を求めます。

先月の説明会では、担当者から何か問題があれば検討しますとの答弁がありました。保護者からは、何か事故が起こってからでは遅い、私の子どもは実験台ですか、という悲痛な訴えがありました。博物館に34億円を費やす合併特例債の一部を架橋予算に充てれば、子どもたちの命を救うことができると思います。英断を求めます。

(2)については、巖原と久田の幼稚園を統合する際は、交通渋滞が予測されるうえに、交通事故の危険性が高いとの判断から通園バスの整備を行いました。比田勝の場合も同じような条件であると思われます。

保護者の多くの方も通園路の危険性除去が整うまでの期間でもよいので、通園バスの運行をお願いしたいと訴えられていました。私も、できれば通園バスを整備していただきたいと思いますが、もしかかわないのであれば、つまり、ハード面での解決がだめならば、何らかのソフト面での危険性緩和策がとれないでしょうか。

例えば、幼稚園の始業30分前から、先生にこの近くにある上対馬総合センターロビーに待機していただき、保護者が送り届けた園児を、裏道を通って引率する。あるいは、一般の路線バスですが、鱈浦からの循環線を通園時間帯とリンクさせ、チャイルドシートを公費負担し貸与して運行する、バス走行時の安全確保等の課題は残りますが、検討の価値はあるかと思われます。

市長、教育長、所見を求めます。

(3)については、一定の時間帯に送ってくることになる幼稚園のお母さんたちの駐車スペースが不足することは、現在の幼稚園駐車場の規模でも満車状態であることを考えれば明らかです。少なくとも職員駐車場を旧対北開発前の職員駐車場に指定し、少しでも保護者用駐車場に譲るべきではないかと思います。市長の答弁を求めます。

また、園敷地、右側のこの黄色い部分、千鳥荘の部分を購入、あるいは賃借して、駐車場としてはどうでしょうか、市長の答弁を求めます。

ところで、園本体の建設工事は、年度内に完成するとは思いますが、園庭、つまり運動場予定地は、いまだに建設資材が置いてあります。開園は4月の予定ですが、開園までに園庭の整備は完了するのでしょうか。もし間に合わないとなれば、園庭なしでの保育は避けるべきでしょうし、工事中の近くに駐車して送迎するのは極めて危険です。来年度初めの開園に拘泥せず、せめて園庭の完成を待っての供用開始とすべきだと考えます。市長の答弁を求めます。

私は、理事者が何もやってないとは思っていません。国や県等に一生懸命お願いしていることは十分承知しています。この場を借りて、保護者をはじめとする関係者に理事者の取り組みを誠意をもってお伝えすれば、何らかのよい方向性が開けてくるかもしれません。取り組みの現状と今後の方向性をお聞かせください。

次に、各実行委員会組織を主体とする事業の責任の所在及び責任分担の明確化について質問します。

(1) 国境花火大会の失火責任について。これについては、最新の気象情報で判断しなかったのが最大の原因だと思われます。予定どおり実施するかどうかの現場の決定は、誰の判断で行われたかということをお聞きしたいところですが、当日、市長は出張で不在のため、当時副市長であった比田勝尚喜氏が最高の役職でありましたので、当然、彼が最終判断を下したのだと理解するのが普通でしょう。幾ら主催は実行委員会であったとしても、実行委員長が最終決断したわけではないと思われます。もちろん、最終責任は、市長であることは避けられません。

ただ、気になるのは、消防署の役割です。当日は消防長も不在で、現場は上県消防署長が実行委員会に入って、実施するか否かの協議に加わったとのこと。今議会の総務文教常任委員会において、消防署から中止を進言できなかったかとの委員からの質問がありました。消防長は、火事になったときに備えているのが消防署の役割であり、実施の可否について、判断は範疇ではない旨の答弁がありました。

確かに、現場に副市長という上司がいる中、進言することは難しい状況であったかとは思いますが、今後、開催される各地の花火大会において、気象の判断が難しい際には、プロである消防署に意見を求め、尊重することを決めてはどうでしょうか、市長の答弁を求めます。

最後に、(2) 海道音楽祭の精算進捗状況について質問します。

当該音楽祭は、対馬市3大イベントの一つ「ちんぐ音楽祭」に、環境問題と地元の食の紹介をも取り入れて、発展的に受け継ぐ形で今年度から開催されることになったものです。実行委員をはじめ関係者の御努力で、催し自体はよいものであったと聞いておりますが、残念ながら来場者が予測を大きく下回り、大幅な赤字が発生しているやに聞いております。

最終的な赤字額と、現在、その赤字をどのように処理しているのか、精算の進捗状況について答弁を求めます。

また、この事業は補助金を支出した事業であるため、市からの赤字補填は認められないと思います。この赤字を、今後どのように処理されようとしているのか、答弁を求めます。

以上、答弁によりましては、一問一答で回答をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 協本議員の質問に答えさせていただきます。

この比田勝認定こども園の問題については、地区の方々より御指摘を受け、また保護者からの意見や声を耳にし、道路の狭さについては、十分に承知はしておるところであります。

先般、行いました地区説明会においても、園児の通園に対する心配の声が多く寄せられたと、報告が上がってきております。

認定こども園、当初、建設計画では、比田勝中央橋を渡ってすぐの新江尻橋と海上保安部宿舎の間を抜ける土地を、送迎の道路とできないかということについても協議をしました。しかしながら、かなわない部分がありました。

また、並行して、自衛隊官舎と海上保安部官舎との間の幅員3.5メートルの市道の拡幅ができないかということで、地権者と協議いたしました。駐車スペースの一部を市道として提供いただき、代替えの駐車スペースを用意したいとの申し出をいたしました。同意には至りませんでした。

協議の中で動線として考えている道路のうち、鋭角となって通行しがたい角の部分の部分を拡幅すること、隅切りすることにつきましては同意いただきましたので、現在、国のほうと協議しております。

認定こども園の開園時期につきましては、国も理解を示しております。近いうちにその隅切りにつきましては、許可が出、工事に入れるものと思っております。

この隅切りを行うということについて、今、議員が質問で申し上げられたように、当然ながら、上流側に向かって左折することを想定をした隅切りというふうに、私どもは当初から考えておったところでございます。

中央橋の件でございますが、この問題については、以前より課題となっております安全性や利便性を図っていく観点から、その必要性については十分に認識しているところであります。県との協議が難しく、なかなか先に進まない状況もございますが、現在、国道の縦横断を測量して、国道のオーバーレイを含む取りつけ案を検討中であります。整備に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、通園バスの問題が上がりました。幼稚園につきましては、比田勝地区内の場所の移転をしたもので、以前から御説明しているとおおり、通園バスは運行しないこととしております。また、保育所につきましては、保護者の送迎が基本であるため、当初より通園バスは考えておりませんでした。

今回の住民説明会において、保護者の皆様の開園に対する不安の声を多くいただいたところですが、開園時の渋滞などのことを心配されてのことと当然思いますので、市といたしましても、保護者が心配されるようなことが解消できるよう、努力してまいりたいというふうに、この点についても考えております。

次に、駐車場不足の問題でございますが、皆様に住民説明会のときにお示しをしました計画にある職員駐車場というものを保護者送迎用とし、職員には別の駐車場を利用を促していきたいと考えております。職員に対しましては、例えば、今の幼稚園の駐車場、それも足りないときは上対馬の職員駐車場の利用も考えていきたいと思っております。

動線、駐車場につきましては、確かに十分とは言えませんが、皆さんとともに協議をしながら、よりよいものにしていきたいというふうに思っております。

それと、開園時期のお話がありました。これにつきましては、本体工事については予定どおりのところであります。で、第二園庭、今、その絵で示されてるぐるっと回ったところとできるわけですが、第二園庭の竣工が今の予定では遅れていく部分もございます。園庭ができない中で、開園はいかかなものかという保護者の皆様の御不満ももっともだと思っております。これらについても、皆様方と、保護者の皆様、そして、職員の皆様、みんなとも協議をしながらしっかりと詰めていきたいと思っておりますし、決して4月に拘泥するものではございませんので、それらを踏まえた協議をしていきたいというふうに思っております。

次に、大きな項目の2点目の、各種実行委員会組織を主体とした場合の、事業の責任の所在並びに責任の分担の明確化という大項目が上がっておったところでございます。これにつきましては、まず、10月25日の対馬国境花火大会において、打ち上げた花火の火の粉が近くの草むらに燃え移り、約1ヘクタールを消失をしてしまったということで、市民の皆様にご心配をかけ、また地権者の方々にも迷惑をかけたというふうに思っております。さらには、消火に携わっていただいた多くの方々にお詫びを申し上げなくてはいけないというふうな思いは、たびたび伝えてきたところでございます。

当初は、洋上からの打ち上げを予定をしておりましたが、前日の、設置前の協議時の予報によると波が高いということで、台船の設置が困難との判断から、陸上からの打ち上げに変更したものです。花火打ち上げの最終判断は、当日午後3時にその時点の最新の気象予報により、午後6時以降は東北東の風が5メートルから10メートルと、風速は夕方になるにつれ弱くなる予報でありましたので、打ち上げを決定をされております。決定後は、消防署や消防団と協議をし、分団の配置、事前の散水、水利タンクの事前準備等を行ってまいりましたが、結果的には、このような事故が発生をいたしました。このことを受け実行委員会では、翌日以降、消防団や地区及び地権者への謝罪を行いました。

また、実行委員会として、11月16日に検証を行い、花火の打ち上げに際しての打ち上げ場所、打ち上げ判断基準、防火体制などが話し合われました。

総括で、今後、打ち上げを行う場合は、十分な保安距離がとれ、火の粉による引火の心配がない洋上の台船、もしくは防波堤等から行う方向で検討がなされたところであります。

実行委員会は、各種団体や市関係者を含め、21名うち5名が市職員でございますが、このような構成の中、花火を含めたイベント内容の検討や運営などを行っていただいております。

今回の出火の原因につきましては、打ち上げ直前の気象予報確認や事前の散水面積が、想定し

ていた以上にもっとしなくてははいけなかったというふうな反省にも至っております。

責任の所在及び責任の分担は、市と実行委員会で、花火の打ち上げ場所、打ち上げの決定などを協議して進めており、どちらか一方の責任ではなく、一体となった責任になるというふうを考えております。

今後もこのような事故が二度とないよう、安全面に十二分に配慮をし、実施をしていかなくてはいけない案件だと思っております。

次に、海道音楽祭のことに言及されたところでありますが、それぞれ、実行委員会につきましては、目標を達成するために、行政や企業などの関係機関や市民団体、個人の方々等で組織をし、事業の企画から運営までを協議し行うというものでございます。それぞれの事業目的により、構成員もまちまちであるというふう認識をしております。

この、つしま海道音楽祭につきましては、一昨年まで実施してきましたちんぐ音楽祭をリニューアルし、音楽祭での交流に加え、対馬の自然環境の保護や対馬食材などの資源を活用し、国内外客を誘致しようと取り組んだイベントでございます。

市民の中から、音楽活動に精通してある方、興味をお持ちの方のほか、環境活動で活躍してある方など、音楽祭の開催に賛同し、対馬の活性化につなげようと奮起していただいているボランティアの方々により構成をされております。

対馬市といたしましても、対馬を代表する交流イベントとして位置づけ、担当部署の職員を実行委員会メンバーとして加入させ、補助金の交付あるいはイベント開催時のスタッフとして従事する等、取り組んできたところでございます。

今年度は、8月29日に、土曜日に、美津島町グリーンパークで、メインアーティスト、KONISHIKIバンドのほか、5組のアーティストを招請し、野外コンサート形式で開催をいたしました。このコンサートの中で、日韓海岸清掃フェスタの取り組みの報告を行ったり、環境ブースの設置、対馬食材を使ったフードコートの運営を行ったところでございます。

本年度のこのイベントに係る決算額は、1,012万1,598円で、対馬市からの補助金は667万円交付しているところでございます。しかしながら、当初の取り組みの遅れ、入場料の設定の問題、周知不足などによりチケット収入が減少し、赤字となったところでございます。このことにつきましては、実行委員会側から10月に御報告をいただいたところでございます。

また、御報告をいただいた際、実行委員会側からは、今年度の反省点を踏まえ、アーティストの選考決定を早めに対応をすること。2つ目として、アーティストの知名度にかかわらず、集客効果を高めるイベントとして構築していきたい等々が上がっております。また、経費の節減をしつつ新たなコンテンツづくりに取り組みたいなど、今回の反省点を糧に、次年度以降の取り組みに対する意欲をお示しいただいたところでございます。

市といたしましては、民間有志の方々のこのような意欲と取り組みを大切に、再び対馬の地域性を生かした交流イベントとして定着するよう、可能な限り後押しをしまいたいというふうに思っているところでございます。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） きょう質問したことについては、それに対してではなくて、あらかじめ準備した答弁書を読むだけであるならば、質問趣意書でのやりとりでいいと思うんですよ。きょう、私が質問したこと、しかも通告にも書いてあることで、明確に書いてあることですら答弁されていないですね。

まず、このソフト面での対応について提案しましたが、これについてどう思われますかということには答弁もない。

それから、国境花火大会のことについても、消防署の役割についてどうされますかというふうに質問してるんですが、それにも答弁がない。

海道音楽祭、このことについても、赤字額は幾らになったんですか、現状の精算状況はどうなんでしょうかという、今後、この赤字部分についてどのような処理をするように聞いてますか、考えてますかという質問をしたんですが、全くその点に答弁がないんですよ。もう一度その点について答弁ください。黄色でマーカーしてるでしょ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 当初いただいておる質問趣意書に基づいて答えたつもりでございしますが、先ほど質問された内容について、ここまでの質問はございませんでしたので、答弁には至っていません。なかつたということで、（「海道音楽祭の精算状況ってはっきり書いてあるじゃない、通告書に」と呼ぶ者あり）申しわけございません、担当部長のほうから答えさせます。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） お答えをいたします。決算額といたしまして、歳出のほうは1,012万1,598円、もう一度申しますが、1,012万1,598円という決算額でございします。それに対しまして、収入のほうでございしますが、市のほうの補助金が667万円でございます。あと、チケット収入が71万6,750円、71万6,750円でございます。それと、フードコートの売り上げが27万3,000円でございます。あと、協賛金が69万円ということで、差し引きの赤字額って申しますか、赤字額は177万1,848円でございます。この赤字分につきましては、実行委員会のほうで借入れを行って、赤字補填をしているというふうに聞いております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 認定こども園の通園に関するソフト面での危険緩和策という御提案が、

今あっております。

で、この手法というのにつきましても、一考に値するものというふうには考えますが、今ここで即決するというふうなものでもないかと思っておりますので、御容赦いただければと思います。

(「赤字額をどうしようと思っておりますか」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江 政武君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 海道音楽祭の赤字につきましては、実行委員会のほうが、委員の中でその分について処理をしていきたいというふうな報告が上がっております。

○議長(堀江 政武君) 6番、脇本啓喜君。

○議員(6番 脇本 啓喜君) まず、認定こども園のほうですが、もう14分しかなくなりましたが、この通園路については、今、訂正した赤い形だということで答弁がありましたので、この形だということを改めて保護者のほうにお伝えして、今後いろいろな角度から危険性を除去に努めていくということを、誠意をもってお伝えくださるように要望しときます。

それから、途中で、通園バスのことについてなんです、検討はするという、ある程度考えてみるというような答弁であったかと思うんですが、それでいいのかどうか。

それから、国道のオーバーレイという言葉が出てきたんですが、済いません、不勉強でよくわからないので、このあたりの説明をお願いします。

そして、4月に拘泥しないと、開園を拘泥しないとということでしたので、ぜひ、関係職員の方々、それから保護者の方々と密に協議を行っていただいて、一番心配なのは安全面です。ぜひ、その辺に一番重きを置いて検討されることを要望しときます。

今言った、通園バスを検討すると言ったのかということ、それから、国道のオーバーレイについて御説明をお願いします。

○議長(堀江 政武君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 通園バスの運行については、基本的には先ほど申しましたように、幼稚園が比田勝市内での移動ということ、保育園という性格上、通園バスということは、基本的には考えていないと、ただし、通園時の渋滞等を心配されてる部分があります。で、今、脇本議員も先ほど御提案いただきましたソフト面のやり方等を御提案いただいたところでございます。これらも十分に踏まえて考えていくことが必要だろうというふうに答弁をさせていただいたつもりでございます。

それと、国道のオーバーレイの話でございますが、これは、国道の舗装高を高く、まあ厚くするということになりますが、何で国道を高くしなくてはいけないかということについては、河川との絡みがあり、河川の今の水が流れる面積といえますか、川の面積を確保するために、今の面積を確保するためには、今の橋げたよりも下げるっていうことは難しいというふうな状況が起こ

っております。そのときに、逆に、そして、橋の何て言いますか、通路面て言いますか、その高さ、国道側の高さとの、今の高さですりつけた場合、そこで勾配が、短い距離でございますので、勾配が基準よりも急になるという問題が起こっております。そうしますと、国道面を高くすることによって、橋の高さを緩やかに勾配をしていくために、国道のオーバーレイが必要というふうなところで、協議を行っているというふうな御理解をいただければと思っております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） わかりました。国道を高くして、その河川の下の部分ですね、道路の下部分が十分な高さを保つために、そういうふうにしなければならないということだと思います。

例えば、素人考えなんですけど、真っすぐするから国道は高くしなきゃいけないと思うんですけど、例えば、斜めに橋をかけるとすれば、少し余裕ができるかと思うんですけど、まあそのあたりは技術的なことですから、素人が言っても仕方がないと思うんですけど、ちょっとそのように考えました。

それから、もう一つ抜けてたのが、中央橋を架け替えなきゃいけないよと、その際に、今のこのままでは、中央橋を工事したらどこを通るんでしょうということなんですけど、多分、その横か何か橋をかけて、この今ある中央橋は通行ができる状態にして新たな橋をかけるということではよろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） 私のほうからお答えいたします。その中央橋の架け替えと申しますか、工事の仮橋につきましては、その横の土地に仮橋をかけて工事をするというふうなことを聞いております。

それから、済いません、1点、機会を得ましたので答えさせていただきますが、先ほど、脇本議員さんの御質問の中で、海上保安部の隅切りの部分で、交換という言葉が出ましたが、ここは交換ではなく、私どものほうでは売買という方向で進めております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 架け替えの際も十分危険性に考慮した工法で、よろしく願います。

で、当初、交換と聞いてたんですけど、売買となったということですね、はい。

それから、花火大会、消防署の役割についての答弁がなかったんですけど、やはり、気象等、それから、消防関係のプロですから、ぜひ、その権限がないという形ではなくて、そういう判断に迷ったときには、消防署の意見を求めるという形で、消防署もそういう勉強、一生懸命してるはずですので、取り上げていただきたいと思っております。これ、答弁いいです。

それから、海道音楽祭については、多額の赤字が発生してるということが判明しました。一生懸命取り組んでこられたんですが、こういう結果になったことは、本当、残念でありますし、今後、どうしていくんだろうかということも、ほんとに考えなければいけないと思います。

今まで、3大イベントとしてやってきましたけれども、本当に今後も続けていったほうがいいのかどうか、その判断に当たる時期が来てるんじゃないかというふうに思います。というのは、目的はある程度、ちんぐ音楽祭の目的は果たされてきたと思うんですね。で、今現在、民間でラブフェスというのを実行委員会になってらっしゃる方が主なメンバーでやってらっしゃいます。そちらのほうに支援を置いて、年に2回こういう形でするのではなくて、そちらに注力していただいて、そちらを市として支援していくという形も考えられるんじゃないでしょうか。

花火大会の前日に、上対馬総合センターでラブフェスが行われました。下地区のほうからもたくさんの方が来られて、300名ぐらい来られてたと思います。で、最後に主催者側の挨拶がほんとに感動的なものでした。そういう熱い思いを持ってる方々にこの大きな借金を背負わせたっていうことは、もう、心苦しいなあというふうには思いますが、もう、決まりですからそれを負担してもらわざるを得ません。

来年もこういう形でやって、また負担が増えるということがないように、もう一度チャンスを与えてやるとするならば、しっかりとした計画を立てて、身の丈に合った開催となるよう要望とききます。

こども園に戻ります。説明会における保護者の、こんな危険な通園路のままでは、大事な子どもたちを通わせたくないという強い意志を受けて、私は、保護者が望むのであれば危険性が除去されるまでは、来年度以降も現在の3園のままで存続させる運動を、一緒になって行わなければならないと感じました。

しかし、そのほか数名の保護者にこの問題に対する考えを伺ったところ、年長の子どもさんたちは特に、新しい施設に4月から過ごせるということをとっても楽しみにしているというお話もお聞きしました。

ハード面の対処が困難であれば、ソフト面で少しでも危険性の緩和を図りましょう。金がないなら協力して知恵を絞ろうではありませんか。できるだけ早く、通園時の危険性を緩和して、新園で子どもたちが伸び伸びと活動できるよう、最大限の努力をよろしくお願いいたします。

海道音楽祭についても一つ、スタッフとして参加いただいた市職員から、民間委託するのに、何故、市職員がここまでやらなくてはならないのかという不満が出ていると聞いています。また、そのような発言に対して、一般の市民から市職員に対する批判が上がっているとも聞いています。これは、大変まずい状況だと思います。

さきの、茨城県の大水害の際、不眠不休で働かれた市職員の残業手当が高額になったことにつ

いて、心ない批判が上がっているのと似た公務員バッシングだと思います。これに関して、常総市の市議会議員が建設的なすばらしい一般質問をしています。市職員も一市民であり、一労働者であることを市民は理解し、市職員も一市民として市民協働活動に気持ちよく参画できる環境を整えていかなければならないと思います。

市長の所感をお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） なぜ自分らがというふうな話が市民のほうに、職員の声が聞かれたってというのは、とても残念なことであります。

仮に心の中でそう感じる部分があったとしても、それ以上に一生懸命取り組もうとしている民間の方たちがいらっしゃるわけですから、どう民間の人たちに寄り添っていくのかということが大切だというふうに思っております。で、市民とともに寄り添いながら歩いていく姿勢がこれから形になることを願っております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） ちょっと誤解があったかのようなのですが、私、市職員をそれほど責めてるわけではないんですよ。逆に市民のほうからそのような声が上がってるのが、ちょっと、逆に問題かなあというふうに思ってるんです。

とにかく、オール対馬で一緒になってやっとうというのであれば、誰が悪いとかそういうことではなくて、一緒にやるという環境をつくっていきましょうというつもりで申し上げたので、その、市役所の職員批判というふうに捉えないようにお願いしたいと思います。

前回、協働は……。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明にお願いします。

○議員（6番 脇本 啓喜君） はい。対等の関係でないといけないというふうに言いましたけれども、責任分担については矛盾してると思いますけども、今の、この市民協働における過渡期においては、行政が主体とならなければ、実行委員長をはじめ、委員のなり手がなくなるという心配があります。一緒になってこれからの市民協働のあり方、考えていきましょう。強く要望して、今回の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、6番、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。午後は1時から再開します。

午前11時51分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 新政会の上野洋次郎でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

市長の任期もあと3カ月となりました。私の今回の質問は、残された任期中に解決できるであろう2点について質問をいたします。

まず1点目は、峰歯科診療所の開院についてであります。このことについては、6月の定例議会の折、私の質問に対し市長は、7月中の公募を実施したいという答弁がなされました。それから約6カ月経つわけですが、今現在も開院に至っておりません。これまでの経過と、いつ開院するのか、明確な答弁をお願いいたします。

次に、路線バスの改善についてであります。今回は特に、対馬病院・上対馬路線について質問をいたします。

この路線は、御存じのように、午後からは1時51分発と、6時41分発の2便だけあります。このようなことを踏まえ、私も利用者の方々から増便の強い要望を伺っております。私もこの間の路線は、もう1便の増便が必要だと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 上野議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の、峰歯科診療所についてであります。平成26年度より休診となっておりますが、平成27年6月に佐賀地区の学校PTAから陳情もあり、また、上野議員からの一般質問を6月に受け、再開院に踏み切ったところであります。早速、歯科医師の募集を行ったところではありますが、応募はありませんでした。何とか診療を再開しなければという思いから、出張診療所でもという形でできないかと検討し、現在、佐賀地区の方が利用されている仁田歯科診療所の歯科医師に相談したところ快諾いただき、週2回の出張診療を行うことで現在、話を進めております。

再開の開院日につきましては、診療を1年半以上休んでおりましたので、診療に支障がある医療器具の故障等がありますので、現在、業者により点検中でありまして、その報告を待って開院日を歯科医師と協議した結果、来年の2月1日より診療を開始していただくよう準備を進めております。もうしばらくお待ちいただきますようお願いをいたします。

2点目の地方バス路線の問題でございますが、この改善については、平成26年度に見直しを行い、5月17日の長崎県対馬病院の開院に合わせて再編した路線バスを、市民の皆様にご利用いただいているところでございますが、まだまだ島内全域における路線バスの利便性の向上にはつながっていないのが現状でございます。

御質問の対馬病院・上対馬線の増便、変更についてでございますが、対馬病院開院後、厳原・

比田勝までの縦貫線、それから小鹿・仁位線等を含めて、いろいろな改善要望等が上がっているところでございますが、路線バスの改善を行うには、路線バスにおきましては運輸局の許可、市営バスでは地域公共交通活性化協議会の承認、運輸局の許可等、所要の手続が必要となり、運輸局への申請から許可まで1カ月から3カ月の期間が必要となってまいります。

そこで、今年度は対馬市地域公共交通活性化協議会におきまして、要望の改善とか所要の手続等を行うため、島内全域における路線バス等の再編実施計画の策定に取り組んでいるところでございます。対馬北部方面の路線バスの再編につきましても協議を重ねているところでございます。

小鹿・仁位線では現在、琴から佐賀までスクールバスが運行されていますので、琴からスクールバスへの一般の方の混乗と、平行して運行している市営バスを見直し、スクールバスと市営バスを併用した琴から仁位間の路線の延伸が検討をされているところであります。

また、比田勝・厳原間の縦貫線は現在、県補助路線であり、県より赤字額の2分の1をいただき、1日4往復しているところでございます。この縦貫線を1往復増便しますと、県の補助要件である収支率というのがございますが55%以上、それから1日当たりの輸送量9人以上という要件から外れることが予想され、その場合、市の負担が2,200万ほど増加する見込みとなります。このことから対馬北部地区の皆様の利便性を向上させるためにも、縦貫線と厳原・対馬空港間の空港線を一体的に再編をし、国の再編計画の認定を受け、国庫補助制度の対象とならないかについて協議会で再編内容を協議をし、国土交通省とも協議を重ねているところでございます。具体的には比田勝から対馬病院までの間を1往復増便をし、厳原から対馬病院までの間を利用状況に合わせて減便するというものでございます。この再編実施計画の認定を受け、国庫補助路線に認められますと、660万ほどの負担増で縦貫線を増便することが可能となってまいります。また、協議会では利用者が少ない枝路線を、スクールバスを活用した一般混乗に見直すことにより、路線バス全体として負担増にならないように現在検討を進めているところでございます。特に縦貫線につきましては、県補助路線でございますので、増便することにより、県補助対象外路線となる可能性もあるため、慎重な再編が必要と考えております。御存じのとおり、島内の路線は基幹線—縦貫線でございますが—これに枝路線が多く接続され、一路線を再編しようとする、ほかの路線に影響を及ぼす路線が多くあり、難しい面もございますが、今後とも島内における路線バスの改善見直しに向けた取り組みを行い、市民の皆様の利便性の向上につながるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） まず、峰齒科診療所に関して再度質問いたします。今、初めて市長の答弁によって2月1日より開院をしたいという話を初めて伺いました。2月1日から始め

られるということで、それをよしとするのか、ということで、私からすれば、まだ2月1日より早くできないのかということが、少し懸念しております。なぜ、2月1日までかかるのかということ、再度お聞き願います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほども答弁させていただきましたように、診療所内にあります医療器具の故障と、点検作業等々を勘案した結果、そして公設民営で受けていただきますお医者様との協議の結果、2月1日というふうな開院日になった次第でありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 医療機器の点検は11月17日行っているということなんですけども、私からすれば、それからもう1カ月かかるのかなということもあります。どうしても2月1日だということですから、これ以上のことは私は言いません。ただ市長、もう1点、ちょっとこれは週2回体制ということで、診療体制でいくということなんですよね。私も6月の一般質問の中で、毎日やってくれということもありますけども、できるのであれば週2日でもいいということでは言っておりました。その中で、今回、仁田のお医者様がしてくれるということなんですけども、市長、例えば、ほかのお医者さんが別のあと2日は私が診てもいいと、そういうお医者さんが出てきたときには、そういう対応はならないんですかね。そのところの見解をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申し上げましたように、佐賀の歯科診療所の今後の経営の方向性としましては、公設民営ということで指定管理の手法で物事をやっていこうというふうに考えております。それで、管理者となられるのは歯科医師さんということになりますので、歯科医師さんのお考えに委ねていくことになろうかというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今のお話は大事な問題ですので、例えば今の市長の答弁では、一応仁田のお医者様が管理するというので、例えば、別のお医者さんが入ったときに、2日間やってもいいというような判断があれば、それもできるということで受けとっていいですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ある意味、仁田の歯科医師の判断に委ねる部分が出てくるんだろうと思っております。経営上成り立つというふうな判断をなされれば、それは3日、4日ということもあり得るのかもしれませんが、それについては、仁田の今の先生の判断、というところでは週2日が妥当な経営上という判断をされているというふうに、こちらは理解しております。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） ですから、再度質問しますね。仁田のお医者様が、私は2日しか診療できませんと、しかしながら、また新たな歯科の先生が、私は2日ぐらいやったらまたそこに来てもいいですよと、それがまた仁田の先生が了承すれば、それはいいのか、市長の答弁、そこはつきり、ちょっともう一度わかりませんので、だめならだめということ、それはまた話し合いの中で、それはできるかもしれませんよ、今、話をされますので、もう一回、はっきりわかるような説明をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 管理者になられる方の判断に委ねるところがございます。経営という視点から、仁田の今のお医者様は2日という判断をされておられますけども、新たなタッグを組まれる歯医者さんとか、その中でどのような話し合いをされるか、私は、そこは新たな管理者に委ねる部分だろうというふうなことで、答弁をさせてもらっているつもりです。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） はい、わかりました。では、まず2月1日必ず開院ができるようにお願い申し上げます。

次に、路線バスのことなんですけども、今、市長がいろいろ説明がありました。私も財政的な面あるいは運輸局の関係、いろいろ私も承知しております。その中で、今回私が増便をお願いしたのは、担当課も市長もよく御存じだと思いますけども、この午後からの対馬病院の1時51分発の便では、透析の方々が患者が受けておられる時間がもうぎりぎりだということが、一番私が今回一般質問する中で、そういう患者さんからも伺うことが、そこなんですよね。30分でも遅らせてもらえんかと、増便ができればそれは増便にこしたことはありませんけども、今の透析を受けられる方々から言わせれば、もう間に合わんときもありますと、またそして体がえらい中、すぐ出るという状況、大変なんですと、そういうことがありまして、今回私も一般質問させていただいておりますけども、例えば、もし増便が難しければ、30分でも、極端に言ったら20分でも言う人もおられるんですけども、時間の変更、増便ができなければ、そりゃもう30分でも遅らせれば、後の便も確かにいろんな状況があるわけなんですけども、このことは市長も担当部局もわかっていると思うわけなんですけども、そのところの市長、そういう話を伺っておりますか、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 北部の方の透析をされている患者さんにとって、現在のダイヤってというのが大変利便性が低いというふうなことの声はこちらにも届いておりますし、担当課のほうにも届いておるところです。そういう中、どのようにこれを組み立てていくかということも、先ほど

から申しております協議会においても、それを踏まえて協議をされているというふうに思いますし、自分自身もその会長ですので、委員の皆様も理解はされているところであります。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） もう、この質問、長々やっても一緒ですから、本当に、きょうの私が質問するような、大変困っている方々がおられるということを重々わかってもらいたいし、そのことを踏まえて今後の改正につなげてもらいたいと思います。

それともう1点付け加えまして、この、1時51分発の比田勝行きの中で、例えば女連・鹿見線、それと志多留・仁田線、そこの便もないわけなんですよ。行きはあって、帰りの便にはその路線の便はないわけですよ。そのことは市長、御存じですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど枝線という話をしましたが、縦貫線に接続する枝線の乗り換え時間といいますか、待機時間というのも協議会において現ダイヤにおける待機時間、待ち時間というのも論議がされて、これをどのように解消していくか、また、運行事業者を変える中で、そこを上手につなげていく方法はないかということも協議会のほうでも論議がされているところでございます。

○議長（堀江 政武君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今私が言いました、その路線に関しても、重々改正の余地がありますので、そのことも踏まえて次の改正に望んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

私も、この一般質問で、多分市長に対する一般質問は終わりと思いますけども、市長、この2期8年の任期もあと3カ月となりました。私も、市長に8年前ですか、一般質問したのが、対馬に市場をつくってくださいと、そういう話からしたことを今覚えてますけども、もうそれから8年経ちます。あと3カ月の任期ですけども、市長、私とあなたの政策的な違いもたくさんあったと思います。それはそれとして、私は、高校の先輩であるあなたを、私は尊敬の念を持っております。あと3カ月、胸を張って最後まで市民のことを思い、毎日毎日を充実した1日にして頑張ってくださいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） これで、上野洋次郎君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時24分散会

議事日程(第4号)

平成27年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第97号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第3 議案第98号 第2次対馬市総合計画について
- 日程第4 議案第109号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第6 請願第2号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書
- 追加日程第1 発委第3号 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議
- 追加日程第2 発議第5号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第97号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第3 議案第98号 第2次対馬市総合計画について
- 日程第4 議案第109号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第6 請願第2号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書
- 追加日程第1 発委第3号 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議
- 追加日程第2 発議第5号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書

出席議員 (21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君

農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

ただいまから、お手元に配付しております議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第83号

日程第2. 議案第97号

日程第3. 議案第98号

日程第4. 議案第109号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）から、日程第4、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題とします。

議案第83号は、各常任委員会に分割付託、議案第97号及び98号は総務文教常任委員会に、議案第109号は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） おはようございます。

ただいまより、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成27年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付

託されました議案第83号、議案第97号、議案第98号について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の追加、地域経済循環創造事業交付金の減、15款県支出金で長崎県議会議員選挙費委託金の減、18款繰入金で減債基金繰入金、子ども夢づくり基金繰入金、合併振興基金繰入金の追加、20款諸収入で博物館建設事業負担金の増、21款市債で博物館建設事業債の追加が主な補正であります。

歳出は、2款総務費ではCATV施設の修繕料、地方バス路線維持費補助金の追加、災害対応型再生可能エネルギー設備設置工事、地域経済循環創造事業補助金、長崎県議会議員選挙費の減、9款消防費は豪雨災害における防災対策費の追加、消火栓設置負担金の減、10款教育費は阿連地区スクールバス車庫建設工事及び通学バス待合所建設工事、美津島町文化会館屋上防水改修工事、博物館建設に伴う測量調査・設計監理等委託料、スポーツ活動振興補助金の追加、お船江保存修理工事費の減、12款公債費で償還金元金の追加が主な補正であります。

議案第97号、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例は、社会保障・税番号、いわゆる「マイナンバー」を、本市が行う行政事務で法律に規定がない事務において利用することを定めるものであります。

議案第98号、第2次対馬市総合計画については、これまでの10年間の成果や新たな課題、現在進めている本市の重要施策等を踏まえたうえで、市民の声や思いを反映させるよう検討を重ねた、これからの10年間の計画であります。

特に質疑、意見が集中しましたのは、議案第83号の博物館建設事業で、審査の経過について御報告申し上げます。

最初に、前回の定例会におきまして、当委員会として指摘した運営費等の未確定な部分等につきまして、理事者より説明を受けました。

博物館整備計画の規模縮小により、人件費を除く運営費が約5,000万円と精査された試算がなされました。

この毎年の運営費等に対して、全委員が懸念しておりましたが、理事者より、安定的財源の確保対策として、1、特産品の返礼品を伴う「ふるさと納税」制度の事業を、来年度から実施できるよう準備したい。2、国策として来年度から創設される予定の「企業版ふるさと納税制度」の活用について、積極的に取り組んでいきたい。3、博物館における企画事業を指定する寄付メニューを創設したい。4、入館料をツアー料金に組み込む形での入館者の誘客に取り組んでいきたい。等の説明がありました。

採決では、議案第97号、議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）については、博物館建設事業に係る5,740万7,000円を減額する修正案が提出されましたが、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、原案につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

さらに、博物館に係る運営費の財源を補填するため、ふるさと納税制度等の事業を構築するよう、委員会の総意として附帯決議を付すことに決しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） おはようございます。

ただいまより、厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成27年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は、2款総務費、3款民生費、4款衛生費です。

その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

まず、市民生活部所管の主なものは、歳入15款2項3目2節清掃費補助金で、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の交付決定に伴う減です。

歳出は、2款2項2目賦課徴収費は、過誤納還付金が当初の予想を上回り予算不足となったため、既に流用していたものの補填も含めた増です。

3項1目12節役務費は、マイナンバー制度開始に伴う通知カードの返戻分の再送付に係る郵送料の増です。

4款1項4目環境衛生費のうち、11節需用費は、つつじの苑の監視制御盤液晶タッチパネルの取り替え修繕による増です。

2項1目清掃総務費は、海岸漂着物等地域対策推進事業の交付決定による減額に伴い、それぞれの節を増減するものです。

2目15節工事請負費は、久田不燃物捨て場の不法投棄防止対策として、入り口の門扉取り付け等による増です。

委員から、マイナンバー制度について、高齢者にもわかりやすいような周知をするよう指摘があり、今後、広報紙やケーブルテレビで周知を図りたいとの回答がありました。

また、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の減となったことによる今後の市の対応について

は、昨年までの海岸漂着物協議会において行動計画を策定しており、その中で今後、中間支援組織を立ち上げて議論をしていくとのことでした。

次に、福祉部福祉課所管の主なものは、歳入14款1項1目民生費国庫負担金のうち、1節社会福祉費負担金の増です。

また、15款1項2目民生費県負担金のうち、1節社会福祉費負担金は、国庫負担金と同様に、自立支援費負担金と障害児通所給付費負担金の増です。

歳出は、3款1項1目20節扶助費の特別障害者手当給付費負担金で、給付額の改定及び対象者の増加による増、自立支援費負担金は平成27年度に障害者総合支援法に基づく基本報酬の算定見直しが行われたことに伴う増です。障害児通所給付費負担金は、利用者の増加に伴う増です。

5目老人福祉費の11節需用費の修繕料は、特別養護老人ホームひとつばたごの火災報知機の老朽化に伴う更新による増です。

20節扶助費の養護老人ホーム入所措置費は、入所者増加による増、また、高齢者生活支援給付費の内訳につきましては、食の自立支援助成は対象者増加による増、高齢者生きがい活動支援助成及び軽度生活支援助成については、利用者減少による減です。

養護老人ホーム入所者のうち10名が市外に入所することについては、島内が満床だから待機期間等を考慮した家族が島外に行くことを希望するケースがある、ということでした。

福祉部子ども未来課所管の主なものは、歳入14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項2目民生費県負担金のうち、それぞれ3節児童福祉費負担金の増です。

また、へき地保育所事業が平成27年度から新制度に移行したため、14款2項2目民生費国庫補助金及び15款2項2目民生費県補助金のうち、それぞれの保育緊急確保事業補助金を減額し、14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項2目民生費県負担金それぞれの3節児童福祉費負担金に、新たに施設型給付費を追加するものです。

18款2項1目18節子ども夢づくり基金繰入金は、子ども夢づくり補助金のスポーツ振興費補助金不足による増です。

歳出3款2項2目7節賃金は、正職・嘱託保育士等の休職・退職に伴う臨時保育士等の賃金の増です。

保育所運営分として、11節需用費のうち修繕料は、園舎の雨漏り修理等、15節工事請負費は保育所遊具撤去分の増です。

また、認定子ども園関係として、11節消耗品費は給食用食器購入費、18節備品購入費に園児用机、椅子、絵本棚購入費等を計上しております。

20節扶助費は、母子生活支援施設負担金が、入所世帯数減による負担金の増です。

委員から、臨時保育士の賃金が約1,700万円も追加計上されていることは、職員構成上、

また、保育施設運営上、改善が必要であり、慢性的な保育士の志願者不足解消のために正職員と嘱託職員との賃金格差の是正等、強く指摘がなされました。

保育士の嘱託職員については、募集をかけても希望者がいない状況で、今回の補正も、嘱託職員の報酬を減額し、臨時職員の賃金を増額したもので、今後も改善に向けて取り組んでいきたいとのことでした。

また、来年4月に開園予定の比田勝認定こども園の送迎時の駐車場問題についても指摘があり、今後、関係機関と協議のうえ、安全確保に向けて努力していくとの回答がありました。

福祉部保護課所管部分は、歳出3款3項2目20節扶助費の住宅扶助費が、平成27年7月1日付で改正されたものによる増及び救護施設へ1名入所したことによる施設事務費の増、また、医療扶助費の減をそれぞれ計上したものです。

保健部保険課所管の主なものは、歳出3款1項5目28節繰出金のうち介護保険特別会計繰出金は人事異動による人件費の減と、特定入所者介護サービスが平成27年8月から増額改定されたことによる保険給付費の増です。

保健部地域包括・医療対策課所管部分の主なものは、歳出4款1項1目保健衛生総務費で、診療所特別会計を補正予算計上したことによる繰出金の増です。

また、5目診療所費は、旧対馬いづはら病院跡利用としての無床診療所の整備費については平成27年9月定例会時の補正予算で可決されましたが、実施設計書が完成したところ、予算が不足することとなり、3,486万3,000円の増です。

これは、既存の設備が再利用できない分と、消防・水道との協議が後協議になったため、追加工事が多くなったことが主な原因です。

以上、本委員会に付託されました議案第83号について、慎重に審査をし、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告をいたします。

平成27年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第83号、議案第109号及び発議第4号の3議案であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告をいたします。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）の本委員会に係る歳入では、14款国庫支出金において公共土木施設災害復旧費負担金は、9月1日の豪雨により被災した普通河川16カ所、市道5カ所の計21カ所の災害復旧事業に伴うもので、現地での再調査におい

て費用が変更となったことに伴う補正であります。

また、道路橋りょう費補助金は、市道久田日掛線や堂坂線など、市道7路線の道路改良及び雑知千馬ヶ原線、津柳女連線など6路線の法面工事と、橋梁補修事業に伴うもので、いずれも社会資本整備総合交付金事業の交付決定に伴う減額によるものであります。

歳出については、2款総務費では、地籍調査事業で県からの交付決定が、今回、補正額と同額に減額されたことによるものであります。

6款農林水産業費では、農地中間管理事業に係る機構集積協力金、イノシシ捕獲補助金及び漁港建設費の測量調査、設計監理等委託料の増額、しいたけ生産推進補助金、漁港建設費の工事請負費の減額が主なものであります。

7款商工費では、対州馬の頭数増による飼料費等の増額が主なものであります。

8款土木費では、市道改良事業等、社会資本整備総合交付金事業の交付決定に伴うもの及び住宅建設費の工事請負費の減額などが主なものであります。

11款災害復旧費では、9月1日の豪雨により被災した河川の災害復旧に係る工事請負費の増額が主なものであります。

次に、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定については、湯多里ランドつしまの指定管理期間が、平成28年3月31日をもって満了することから、指定管理者選定委員会を開催し、今後の安定的な施設運営など総合的に判断し、選定を行った結果、引き続き、有限会社対馬ビルサービスを指定管理者として指定するものであります。

なお、指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

以上、本委員会に付託されました議案第83号及び議案第109号の2議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例については、宗家の城下町として栄えた厳原の町並み景観等をはじめとする本市の貴重な財産を後世に継承しつつ、景観資源を活かした観光や地域間交流の促進など、今後のまちづくりに活用していくという提案理由の趣旨は十分理解できるものであります。

委員からは、「当面は厳原地区を対象としたとしても、どこまで区域を広げるのか」「地区全体を指定するのか、地区内の一定の区域を定めて指定するのか」「所有者や有識者の方々との意見交換が必要」、また「時間をかけてじっくり協議すべき」だとの意見があり、委員会としても慎重に審査をしたうえで結論を出すべきという意見で一致し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 総務文教委員長に2点ほど、確認というか、お尋ねをしたいと思
います。

まず、資料3ページの議案第98号、第2次対馬市総合計画については、内容、具体的には触
れられませんでしたけども、質疑あるいは理事者からの説明等で、項目が、これはという項目が
ありましたら説明願いたいと思います。

それから2点目、議案第83号の博物館建設事業では、いわゆる建設後の運営費については報
告のとおりお聞きしました。それで、建設費の負担内容等については質疑、説明はなかったのか、
お尋ねをいたします。

以上、2点です。

○議長（堀江 政武君） 総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 小島議員の質問にお答えをいたします。

まず、後段のほうの博物館関係についてでございますが、小島議員のほうも最初の、議案上程
の際に御質問されたと思うんですが、壱岐の負担割合と対比をさせながら、対馬の負担割合を
どうにかならないかという御質問をされたと思うんですが、そこで、壱岐の場合とは比較でき
るものではないという、部長からのお話がありましたが、委員会におきましては、この分も懸念す
るところでありましたけども、この建設事業費についての負担割合については交渉の余地はない
という説明があったところでございます。

この建設事業費についても、非常にその後、懸念するところが、34億という非常に高額な事
業費ということで、負担割合の交渉の余地がなければ、委員のほうから、規模の縮小をできな
いかという、今回、37億が34億と縮小されましたけども、さらに縮小する余地はないかとい
う質問に対しましては、理事者のほうからは展示スペースを設けることが今回、観光客の入り込み
を図りたいという大きな目的であったと。倉庫等の、収蔵庫等の確保がメインの考えではないと
いう、で、これ以上の縮小はデメリットのほうが大きくなる可能性があるという説明があったと
ころでございます。運営費等も、ですかね。

○議員（2番 小島 徳重君） いいです。

○議員（7番 黒田 昭雄君） いいですか。

一応、建設費等についてはそのような状況でございます。

それから、前段の対馬市総合計画についてのですね、これは、という項目でございますが、こ

これは、ある委員から、かなり慎重に審議するという姿勢を見せられました。この分については、全協はですね、11月2日、1回しかなかったということで、審議したわけではありませんけども、我々としての思いはもう少し、議員のほうにもう1回、もう2回、慎重に提案、または議員の声を前もって聞くべきであったろうということは、感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、1点目の総合計画についてですけども、今の説明にもあったように、やはり10年間にわたる対馬市の重要な基本方針となる計画ですから、回答のとおり、もっとやはり議会にも、それから市民にも周知し、そして市民の声ももっと反映するし、あるいはその前に市民への説明等、当初この総合計画をつくる時の計画では、もっと丁寧な説明とか、あるいは意見聴取というのが組まれていたと思います。そして住民への説明等も行うというようなことがあったけども、このことが十分に行われてないというのは、もう今言っても残念なんですけども、また今後のこの、同じような計画つくられる際にはぜひ、そのことを、やはり私たちも十分考えておかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

それから、2点目のことについては、建設費のことについては理事者からの回答が、費用負担については交渉の余地がないというのは、甚だ私は残念だと思っております。

私は、博物館建設については、議会に上がる前から、いろんな場で、博物館は必要だというふうにいろんなところで意見を申し上げてきましたけども、議会に来てからもそう思っておりますけども、費用負担については、今のその委員長の報告については、私としては納得いきかねますけど、また今後、いろんな場で、本体建設についての提案とかなされた折には、意見を申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありますか。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） いづはら病院跡利用の無床診療所の追加補正について、質問いたします。

当初、9月予算で5,700万円の補正が生まれ、その後、約3,500万もの追加が生じております。これは、今までも散見されてきた、いわゆる後出しじゃんけん予算というふうに批判をされてもしょうがない。まず、予算をつけてもらった後、追加になると、議会としては判断に苦しむ、そういう案件だと思います。

この件につきまして、委員会のほうで理事者側に対して強い指摘等があったかどうか、お聞きいたします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 脇本議員の質問にお答えしますが、これ、厚生委員会としても当然のこと、問いただくことは当然であったわけです。

でも、その中身を聞いた中で、追加というか状況が、建築主体工事の400万円の不足というのが、いろんな、診療所、新しくやりかえる場合に間仕切り等が出てきた、それに対して電気設備工、エアコンとか、いろんな空調関係とかそういうのが出まして、3,500万不足が生じたということが説明がありました。

これを、私たち厚生委員会で、どういう形で追及しようが、前に進むしかないんですよ、いづらはら病院を診療所として開設していくには。だから、委員会のほうとしては、それ以上の追及はしておりません。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する各常任委員長の審査報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は、原案のとおり、可決されました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しましたとおり、総務文教常任委員会から発委第3号、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議が提出されました。この発委は、議案第83号に関連する事件でありますので、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発委第3号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、発委第3号、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ただいま議題となりました発委第3号について、提案趣旨を御説明いたします。

発委第3号、平成27年12月18日、対馬市議会議長、堀江政武様、総務文教常任委員会委員長、黒田昭雄。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議。上記議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、附帯決議を読み上げて、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議。

博物館建設事業に関する予算執行に当たっては、オープン準備段階から多額の運営費の一部を補填する安定的な財源確保対策として、特産品による返礼品を伴うふるさと納税制度や、博物館の入館料を含んだ旅行パックの導入等の早期構築を求める。

以上、決議する。

平成27年12月18日。長崎県対馬市議会。

以上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから、趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、委員会への付託を省略し、直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

発委第3号、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は、原案のとおり決議することに決定しました。

次に、議案第97号、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、第2次対馬市総合計画について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（堀江 政武君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

お諮りします。発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例については、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第6. 請願第2号

○議長（堀江 政武君） 日程第6、請願第2号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

本件は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成27年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第2号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本請願は、現在の日本国憲法を新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を策定し、国民がみずから判断する国民投票の早期実現を求める意見書を、国に提出するよう要望するものであります。

委員から「我が国が直面する諸課題への確に対応するため、国会において憲法改正に関する検討を早期に進めていくことが必要だ」との意見がありました。

審査の結果、請願第2号は、一部反対意見もありましたが、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これから討論、採決を行います。

請願第2号に対する討論はありませんか。反対討論からお願いします。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願に対して、反対の立場で討論します。

なお、本議案については、小職の所属する総務文教委員会で賛成多数で採択された後、少数意見の留保を申し出ましたが、一人の賛同者もなく、少数意見の留保もできませんでした。本来は、所属委員会の決定に本会議では従うことが慣例ではありますが、本議案は思想・信条に関わる案

件であることから、あえて反対討論を行うものです。

まず、請願理由の第一に、1964年制定以来一度も改正されていないことを掲げています。これは全く理由になりません。なぜなら、それは改正を要しなかったほど崇高な三大原則、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を基本理念とする、世界に先駆けた誇るべき憲法であるからです。

前文で、主権が国民に存することを宣言した国民主権第9条戦争の放棄や、前文でうたわわれている平和主義、また97条が宣言するように、基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものです。

先人のあまたの尊い犠牲の上に獲得されたこの憲法の基本原則が侵され、簡単に奪われることがないように、第96条で、憲法改正には各議院の総員の3分の2以上の賛成による国会発議と国民投票が必要である、と厳しい改正要件が定められています。この憲法改正手続を定めた96条について、各議院の総員の過半数へと改正要件を緩和させようという動きがあります。

そもそも憲法とは、国民の権利を制限する、すなわち国民を縛るものではなく、権力に携わる者を縛るためのものです。請願理由の2番目の中で出てくる「国民の守るべき義務と自覚を定めておく」などは勘違いも甚だしいと言えます。

憲法改正に当たっては、国会のみではなく、国民の間でも十分慎重な議論が尽くされる必要があります。仮に発議要件が緩和されれば、反対意見について十分な審議が尽くされないまま発議に至る可能性が高くなります。

また、現在の選挙制度のもとでは、得票率が3割に満たない政党が、おのおのの議院の過半数の議席を占めることもあり得るため、発議要件が緩和されると、国民の多数の支持を受けていない憲法改正が容易に発議されてしまう危険性が生じます。

発議要件の緩和は、国家権力が憲法の縛りを解くために簡単に憲法改正の発議を可能とするものであり、立憲主義と人権保障の観点から許してはならないことです。

今回の請願では、第96条の改正や第9条の改正を具体的に示してはませんが、提出団体の従来の主張から、そこが本丸であることは明らかです。

そもそも、憲法のどの条文のどの部分に改正が必要なのか明らかでない以上、議論をするに値しないと思われます。

先般、憲法学者の大半が違憲だと言及している集団的自衛権をめぐる論争を打ち切り、強引に採決を行った現政権に、多くの国民は怒りと不安を抱いています。

このような時代背景からも、今地方議会に求められる役割は、住民の生命と財産及び人権を守る観点から、国家権力の暴走に歯止めをかけることであって、安易に迎合することでは決してな

いはずです。

以上の理由により、請願第2号は否決すべきであります。議員諸氏の良識ある御賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかに討論はありませんか。

○議員（11番 上野洋次郎君） 賛成討論。

○議長（堀江 政武君） 賛成討論ありますか。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 新政会の上野洋次郎でございます。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書に、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現憲法は、昭和22年5月3日に施行され、制定の経過については改めて述べるまでもありませんが、我が国の憲法を日本国民が考え、みずからの手でつくられたものではないことは明らかであります。他国の意思によってつくられた憲法を未来永劫尊重していこうという国が、世界中見渡してどこにあるのでしょうか。できるだけ早く国家、国民の総力を挙げて自主憲法を制定して、我が国の生存と安全を確保し、独立と主権を守ろうとする新しい体制をつくることが重要と考えます。

現憲法の中で、今の時代にそぐわなかった箇所、また積極的に内容を変えるべきであろう点が多くありますが、この件については、仮に憲法改正を行うとなった際には、今後、国会の中で、与野党間で改正すべき条文を調整されるものであらうと思われまますので、特にここでは、私が問題意識を持っている点について申し上げます。

まず、憲法の前文にあります「日本国民は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とうたわれている点であります。

この点に関して、世界を取り巻く情勢は大きく変化をしています。ソ連崩壊後にアジア太平洋地域も大きな変化を経験しており、特に、中国は海洋面で独断的になっており、南シナ海で大きく領海を主張しているだけではなく、東シナ海では日本の尖閣列島の実効支配に対抗しようとしています。また、北朝鮮は、ここ20年間で核兵器や弾道ミサイルの開発に動き、たびたび核実験を強行し、弾道ミサイルの発射を繰り返しています。これらの行為を、日本の近隣国が平和を愛する諸国民と言うには、疑問を持たざるを得ない情勢であります。やはり国民と国土、領海・領空を自力で守るのが、国家の重要な役割であると認識します。この点からも、残念ながら、現憲法の前文は今の時代にそぐわないことは明らかであります。

また、どこの国の憲法にも、歴史、伝統、文化の香りを持っています。日本国憲法にはそれが全くないことが、識者の中からも指摘がある点、また、環境問題や家族に関する重要性など、憲法改正でつけ加えていくことも肝要であると考えます。

我が国の主権と国民を自分たちで守る。世界平和のために役割を果たすことによって、日本人

としての誇りのもと、世界の国々から尊敬される国でありたい。また、内にあつては、現憲法でうたわれていない家族の大切さを強調し、利権と自由ばかりを求めている国民の行動規範に関して責任と義務を重視し、誠実な日本を取り戻すためにも、国会において活発かつ広域な議論を推進するとともに、国民に丁寧に説明をし、広く国民的議論を喚起されることを望みます。

以上の理由により、憲法改正の早期実現を求めるものであります。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（堀江 政武君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。追加日程及び追加議案を配付します。再開は11時10分からとします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しましたとおり、黒田昭雄君外から、発議第5号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第5号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2. 発議第5号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第2、発議第5号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ただいま議題となりました発議第5号について提案趣旨を説明い

たします。

発議第5号、平成27年12月18日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員黒田昭雄。賛成者、対馬市議会議員大部初幸、同じく春田新一。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則14条第1項の規定により提出します。

それでは、意見書(案)を読み上げて、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書(案)。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまで約70年が過ぎ、その間、改正が行われたことは一度もありません。

しかしながら、70年という長い年月の間、我が国をめぐる内外の諸情勢は、劇的な変化を遂げてきました。

日本を取り巻く外交安全保障情勢をはじめ、家族、環境などの諸問題、そして、大規模災害等への対応が求められています。

このような状況の変化を受け、さまざまな憲法改正案が各政党や報道機関、民間団体から提唱されています。

国会においても平成19年の国民投票法の成立、さらに昨年6月には改正国民投票法が成立し、憲法改正に向けた制度が整備されるに至っています。

よって、国におかれては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において、憲法改正案を策定し、国民に丁寧に説明するとともに、国民的な議論を経て国民がみずから判断する国民投票を早期に実施できるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年12月18日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、内閣官房長官様、総務大臣様、法務大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

以上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから、趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

発議第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、12月8日から11日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げます。全ての議案につきまして御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上に向けまして適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

また、議案第83号、平成27年度一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議については、議会の議決と重く受け止め、実効性のある「ふるさと納税制度」の構築をはじめとして、財源の確保に努めてまいります。

次に、5件御報告を申し上げます。

12月13日に対馬市交流センターにおいて「対馬学フォーラム2015」を開催いたしました。

本フォーラムは、大学教授や学生等、市民の皆様が一堂に会し、みずからの研究、活動の成果発表の場と位置づけております。

開会式に続き特別報告として、上対馬町豊小学校児童の皆様から「ぼくら、町の宣伝隊、対馬らしい生き方」と題した発表が行われ、引き続き、植物性乳酸菌研究の第一人者である東京農工大学の岡田教授からは、対馬に「せんだんご」が生まれた背景から、その製法や、また、ほかの

土地にはない特異な発酵食品であることなどの研究報告がなされました。

そして、幅広い分野で、さまざまな視点からの対馬に関する研究、成果報告のポスター発表大会が行われ、いずれも、優劣を決めがたい、審査員泣かせのすばらしい、61に及ぶ発表が集まり、その中「シティプロモーション3対馬新商品開発プロジェクトなどの取り組み」を発表をしました、対馬高等学校商業経済部が最優秀賞に輝きました。

当日は、市民、大学、高校等の関係者約300名の参加をいただき、改めて対馬の魅力や課題などに触れる貴重な機会となったのではないかと考えております。

今後も、対馬をフィールドとした、域学連携による研究、実践活動を推進し、さらに島内外への情報発信とあわせ、「学びのフィールド対馬」に触れる交流の場として「対馬学フォーラム」を継続できるよう取り組んでいきたいと思っております。

また、フォーラムの概要については、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

さらに、発表されたポスターにつきましては12月20日までの期間、対馬市交流センター3階展示ホールに展示しておりますので、近くにお立ち寄りの際はぜひ、足をお運びいただきたいと存じます。

次に、平成27年9月18日から開始しております、対馬市ホテル用地における宿泊施設整備事業者の公募について、進捗状況を御報告申し上げます。

事業者のプロポーザル参加意思表明書の提出期限を12月15日としておりましたが、次のとおりの参加意思表明がありました。

一つとして、上対馬町西泊ソモヤ用地につきましては4事業者。

二つ目、巖原町野良用地前焼却場跡、これについては1事業者。

三つ目、同じく巖原町野良造成地に関しては1事業者の応募がございましたが、残る巖原町野良の火葬場跡地への応募はありませんでした。

なお、今後のスケジュールといたしましては、参加資格を満たした事業者によるプレゼンテーションを行い、2月末ごろを目途に業者を決定する予定としております。

次に、比田勝認定こども園の開園時期についてでございます。

園舎及び第1園庭は、1月末を工期とし工事を進めておりますが、当初より第2園庭予定地を当該工事の資材置き場とせざるを得ない状況であったことから、第2園庭の年度内完成は実質困難なものとなり、4月の開園後においても十分な園児への安全対策を実施し、第2園庭工事を進めることとしておりました。しかしながら、保護者をはじめ、関係者の皆様から工事期間中の万一の事故を心配する御意見等をいただきました。また、先般の関係職員による実務者会議での協議の結果、開園を延期してでも園児の安全確保を最優先すべきであるとの報告を受けましたので、工事完成後の開園とすることで調整を始めたところでございます。

次に、本年5月から一部供用開始をしておりました比田勝港国際ターミナルは、残る審査棟部分が今月末完成予定で、年明け1月13日から全面的な供用を開始いたします。

最後に、本定例会中の一般質問にあった対馬病院への要望についてでございますが、私も議会の品位と対馬病院の名誉のため一般質問の内容等により、市民の皆様が誤解を招くことがないよう担当部長を対馬病院に出向かせ、その取り扱い等について協議したところでございます。

質問の内容は、幾つかございましたが、対馬病院は入院患者も預かる施設であり、保安上の問題等から時間外においでになられる市民におかれましても、一定の御理解をいただかなければならない点もあると存じます。

また、入院患者さんへの食事の提供につきましては、食事制限の関係もありますが、おいしい食事を心がけているとのことでもございました。

さらに、窓口での精算の際、自費での支払いを求められたことにつきましても、市の健診の再検査であることを双方で確認できていなかったことによるトラブルであったとのことでもございました。

いずれにいたしましても、開院当初は業務の一部で混乱もございましたが、病院関係職員の努力や市民の皆様の貴重な御意見等により、改善された部分もあり、落ちついてきたように思います。

対馬病院は、私たち対馬市民の基幹病院であります。市民から信頼され愛される病院として発展していくよう、官民一体となって支え育てていくべきものと考えております。

そのためには、対馬市といたしましても支援は惜しまないつもりでございます。

議員皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

以上、報告でございました。

さて、新年の行事でございますが、1月3日に成人式、5日には消防出初め式を予定しております。議員の皆様には新年早々、お忙しいとは存じますが、御出席いただき、新成人並びに消防団員への激励を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様はじめ市民皆様方の御健勝と来る新年が皆様方にとって希望にあふれた飛躍の年となりますよう祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） 閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

平成27年第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議していただき、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かさ

れることを期待いたします。

さて、平成27年も残すところあとわずかとなりました。ことしは10月、青森県十和田市で開催されました「B-1グランプリ」において、対馬とんちゃん部隊が2度目のシルバーグランプリを受賞され、大いに対馬を宣伝していただきました。とんちゃん部隊の関係者の皆様に、心から感謝と敬意を表しますとともに、さらに今後のご活躍を期待申し上げる次第であります。

また、5月には対馬病院の開院、ふれあい処つしまの開設など、市民生活に深く関わる環境の変化もございました。

また、国境離島特別措置法の制定につきましては、特別委員会、期成会、市長部局が協力し、陳情、要望を重ねてきたところでありますが、さきの国会では安全保障法案が終盤まで審議されたこともあり、法案の提出及び可決までには至りませんでした。しかし、この件に関しましては、今後とも28年通常国会に提案、制定していただくべく、我々も努力しなければならないと、思いを新たにしているところでございます。

終わりに、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。

平成27年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 大部 初幸

署名議員 兵頭 栄

